

富士宮市 こども計画  
(素案)

令和7年3月  
富士宮市



## 「こども」の表記について

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和4年9月15日付け事務連絡で「こども」表記の推奨について（依頼）と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

本市においても、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。また、特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いを行います。

- ①法令に根拠がある語を用いる場合 例：公職選挙法における「子供」、  
子ども・子育て支援法における「子ども」
- ②固有名詞を用いる場合 例：既存の予算事業名や組織名
- ③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合



# 目次

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
<b>第2章 こども・若者と子育て家庭を取り巻く富士宮市の現状</b> .....	<b>5</b>
1 統計データからみた富士宮市の現状.....	5
(1) 人口・世帯等の状況.....	5
(2) 結婚・出生の状況.....	10
(3) 就業の状況.....	13
(4) 保育・教育施設の状況.....	17
(5) 小学校・中学校の状況.....	19
(6) 支援・取り巻く課題の状況.....	20
2 アンケート結果等からみた富士宮市の現状.....	23
(1) 子育て支援に関するアンケート調査.....	23
(2) 若者の生活や少子化等に関するアンケート調査.....	29
(3) こども・若者の居場所等に関するアンケート調査.....	35
(4) 富士宮市がこんなまちになったらいいな♪ ワークショップ.....	45
(5) 二十歳を迎える方と市長が語る会.....	48
3 第2期 富士宮市 子ども・子育て支援事業計画の評価.....	50
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>51</b>
1 計画の基本理念.....	51
2 計画の基本方針.....	51
3 計画の体系図.....	52
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>55</b>
1 ライフステージを通じた施策.....	55
(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有.....	55
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり.....	58
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	62
(4) こどもの貧困対策.....	67
(5) 障がいのあるこども・医療的ケア児等への支援.....	70
(6) 児童虐待など、困難な状況にいるこどもたちの支援.....	73
(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組.....	76
2 ライフステージ別の施策.....	79
(1) こどもの誕生前から幼児期まで.....	79
(2) 学童期・思春期.....	86
(3) 青年期.....	92
3 子育て当事者への支援に関する施策.....	95
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	95
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援.....	97
(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの参画促進・拡大.....	100
(4) ひとり親家庭への支援.....	103

<b>第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制</b> .....	<b>105</b>
1 教育・保育提供区域の設定.....	105
(1) 教育における提供区域について.....	105
(2) 保育における提供区域について.....	105
(3) こども人口の見込み.....	107
2 教育・保育の量の見込みと提供体制.....	109
(1) 教育事業.....	109
(2) 保育事業.....	110
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	118
(1) 時間外保育事業（延長保育事業）.....	118
(2) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育 など）.....	119
(3) 病児・病後児保育事業.....	121
(4) 利用者支援事業.....	122
(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	123
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）.....	124
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）.....	125
(8) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）.....	126
(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）.....	127
(10) 養育支援訪問事業.....	128
(11) 妊婦健康診査事業.....	129
(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】.....	130
(13) 児童育成支援拠点事業【新規】.....	130
(14) 親子関係形成支援事業【新規】.....	131
(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】.....	131
(16) 乳児等通園支援事業【新規】.....	132
(17) 産後ケア事業【新規】.....	132
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	133
(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	133
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>135</b>
1 計画の推進体制.....	135
(1) 計画の周知・啓発.....	135
(2) 推進・連携体制の構築.....	135
(3) 計画の進捗管理（PDCAサイクル）.....	135
<b>資料編</b> .....	<b>137</b>
1 策定経過.....	137
2 子ども・子育て会議設置条例.....	138
3 子ども・子育て会議委員名簿.....	139

# 第1章 計画策定の概要

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

日本における令和5年の出生数は727,288人で、過去最低となりました。平成28年に100万人を下回ってからは、毎年2万人以上、多い年は5万人以上、前年を下回って推移しています。また、令和5年の人口千人あたりの出生率は6.0と、こちらも過去最低でした。昭和初期に30を超えていた出生率は、昭和半ばには20を、平成初期には10を下回るようになり、その後も低下傾向が続いています。（厚生労働省「人口動態調査」）

しかし、こどもが減っている一方で、社会情勢や生活様式の変化に伴って、こども・若者や家庭が抱える問題は多様化・複雑化しています。例えば、ひとり親世帯や共働き世帯が増加していることから、これまで以上にこどもが安全に過ごすことができる場のニーズが高まりつつあります。また、ICT化が急速に進み、こども等が日常的にインターネットを活用するようになったことで、SNS等に起因する人間関係のトラブルもみられるようになりました。

とりわけ、昨今ではヤングケアラー、貧困の連鎖、こどもの虐待、こども等の自殺といった、こどもの命や生活を脅かす問題が顕在化しています。このような問題の多くは、生まれ育った家庭の状況に左右されることも多いことから、まずは支援を必要としているこども等と行政がつながり、一人ひとりの状況を把握した上で必要な支援を行わなければなりません。しかしながら、こども自身が困難な状況にあることを理解できていないことや支援があることを知らないこと、養育者が支援を拒否することなどを理由に、全容を把握することが難しいという課題もあります。

このような状況下で、国は令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。この「こども基本法」は、すべてのこどもがいつまでも幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども政策を総合的に推進することを目的としています。これまでの法制度と異なる部分は、こども等が自らの意見を伝えたり、社会的活動等に参画したりできることが定められ、当事者の意見等が施策に反映されることです。意見表明については、様々な手法が検討・実施されていますが、声をあげられるこども等だけではなく、声をあげられないこども等の声をどのように拾い上げていくかが、今後の課題です。

また、同年12月には「こども基本法」に基づく「こども大綱」が閣議決定され、政府全体のこども施策の具体的な方向性が定められました。他にも、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」や「こども未来戦略」、「こどもの居場所づくりに関する指針」などが取りまとめられたり、「子ども・若者育成推進法」にヤングケアラーについて明記されたりするなど、多方面からこども施策が推進されています。そして、令和6年5月には「こども大綱」に基づく「こどもまんなか実行計画」が策定され、387項目のこども政策の具体的な施策（再掲含む）が示されました。

さらに、こどもの虐待や虐待による死亡事例が後を絶たないことを受け、令和6年4月には「改正児童福祉法」が施行されました。この改正に伴い、子育て世帯への包括的な支援が強化されたり、保護されたこどもへの支援の質が向上したり、児童養護施設等の退所年齢が弾力化されたりするなど、こどもの虐待防止に向けた取組だけでなく、保護したこどもへの支援が充実されました。

このように、国によるこども・若者や子育て家庭への支援、特に困難な状況にあるこども等への支援は着実に進められています。今後は、実際にこども等の対応にあたる自治体が、これらの支援を周知し、支援の活用につなげていく必要があります。

本市では、令和2年3月に「第2期富士宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に沿って市内におけるこども・子育て支援に関する取組を行ってきました。しかし、この計画は、令和6年度に最終年度を迎えました。そこで、国の「こども大綱」や「こどもまんなか実行計画」、県の「静岡県こども計画」の方向性・施策などを盛り込んだ新たな計画「富士宮市こども計画」を策定することにしました。この計画は、こどもの権利保障やこども・子育て施策を総合的・計画的に推進する計画として、こども・若者に関連する計画を包括的に策定したものです。今後は、こどものウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態）の向上のため、この計画に沿って市内におけるこども・若者、子育て家庭等の支援を行い、こどもを生み、育てることの喜びを実感できる富士宮市の実現を目指します。

## 2 計画の性格・位置づけ

子どもや保護者を対象にした支援は、母親の妊娠中からはじまり、乳幼児期・学童期などを経て大人となるまで、切れ目なく続くことが理想です。一方で、子どもの時期は数年ごとにライフステージが変化することから、支援の継続性が課題とされてきました。また、家庭の経済状況等を理由に、学習機会を与えられない子ども達、大人の代わりに弟や妹、祖父母の面倒をみている子ども達、虐待を受けている子ども達なども少なくないことがわかってきています。

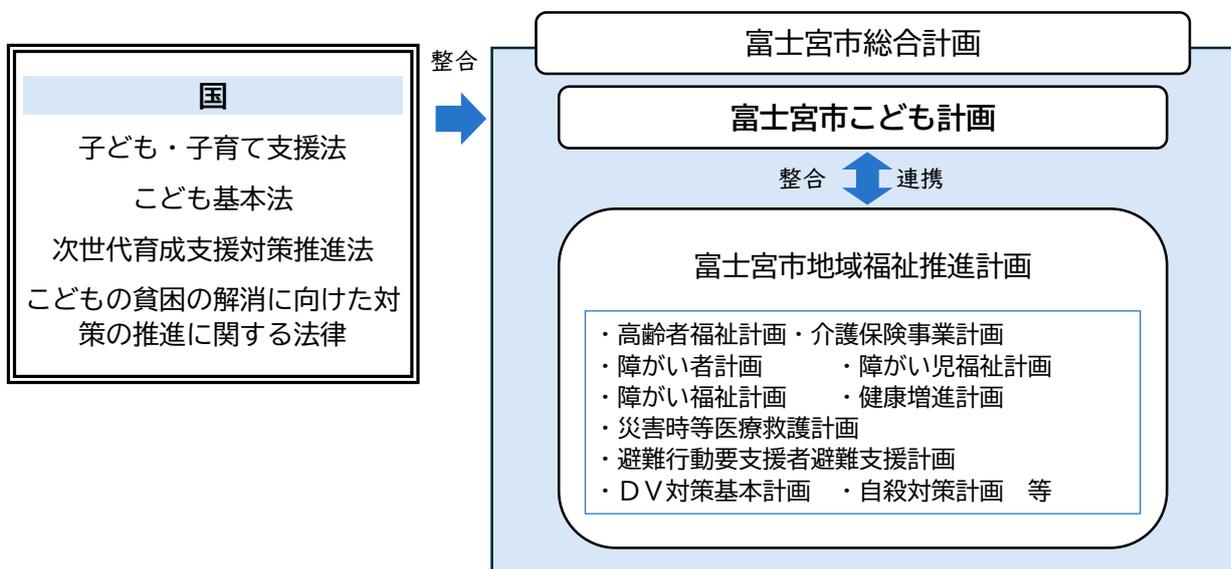
本計画は、このような多岐に渡る子ども・若者に関する課題に対応するため、また、様々な主体が協力しながら子ども・若者やその保護者を支援できる社会を目指すため、以下の通り、子ども・子育て支援や若者支援、子どもの貧困等に関する計画を包括して策定したものです。

- ・ **市町村子ども・子育て支援事業計画**（子ども・子育て支援法第61条第1項）
- ・ **市町村子ども計画**（子ども基本法 第10条第2項）
- ・ **市町村行動計画**（次世代育成支援対策推進法 第8条第1項）
- ・ **市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画**  
（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条第2項）
- ・ **市町村子ども・若者計画**（子ども・若者育成支援推進法 第9条第2項）

また、本計画は、本市の最上位計画である「第5次富士宮市総合計画」の子ども・若者施策分野の個別計画としての性質をもちます。そのため、本市のその他の計画とも整合がとられた上で、市が目指す将来都市像である「富士山の恵みを活かした 元気に輝く国際文化都市」の実現に向けて施策を推進していきます。

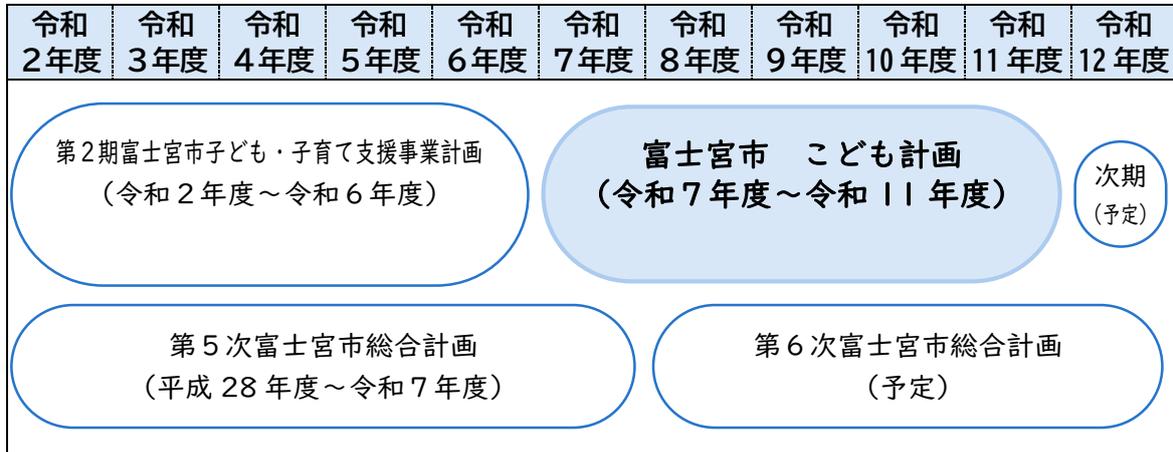
### 【保健・医療・福祉計画策定推進委員会との関係】

保健福祉部が所管する各種計画は、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会設置要綱により、当委員会の承認を受け策定されます。一方で、本計画は、子ども・子育て支援法の規定により、市条例を定めて設置した富士宮市子ども・子育て会議において有識者等の意見を聞いて策定され、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会の承認を受けます。策定方法は異なるものの、保健・医療・福祉分野の各種計画に関する情報を常に収集・把握するとともに、本計画についての情報発信を行うことで各種計画との整合を図ることとします。



### 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度を計画期間とする5か年計画です。最終年度である令和11年度に、計画の見直しを予定しています。しかし、法制度の改正や社会情勢の著しい変化等により、見直しが必要だと判断される場合には最終年度を待たずに計画の見直しを行います。



### 4 計画の対象

本計画の主たる対象は、以下のとおりです。また、この主たる対象に関わる事業者・民間団体などと連携して、効果的に支援・取組を行います。さらに、子どもや若者の健全な育成を目指す観点から、取組によっては、すべての市民や事業者、民間団体などとも協力・連携することが望まれます。

- ①子ども …… 0歳～概ね18歳まで
- ②子育て家庭 …… 妊娠・出産期を含む
- ③若者 …… 概ね13歳～概ね29歳まで  
取組によっては39歳まで

## 第2章 こども・若者と子育て家庭を 取り巻く富士宮市の現状

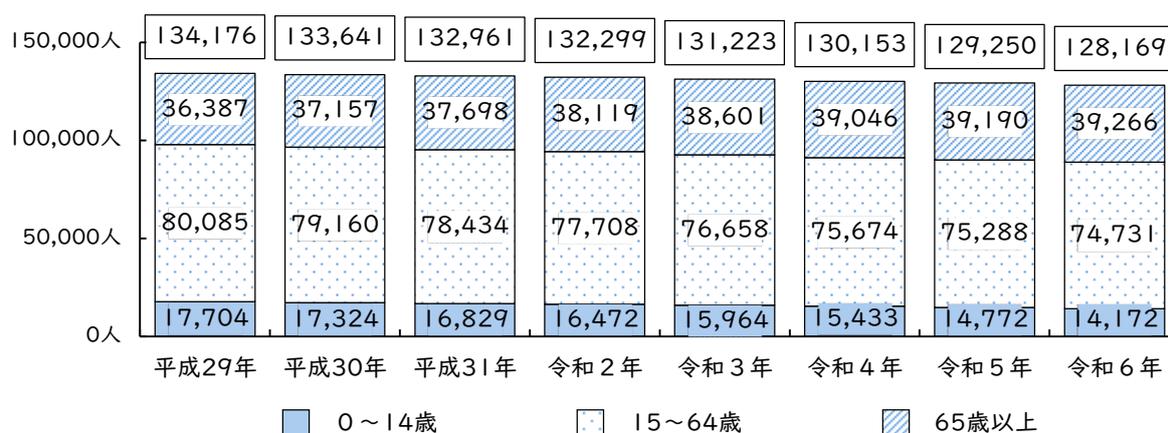
## 第2章 こども・若者と子育て家庭を取り巻く富士宮市の現状

### 1 統計データからみた富士宮市の現状

#### (1) 人口・世帯等の状況

##### ①総人口・年齢3区分別人口

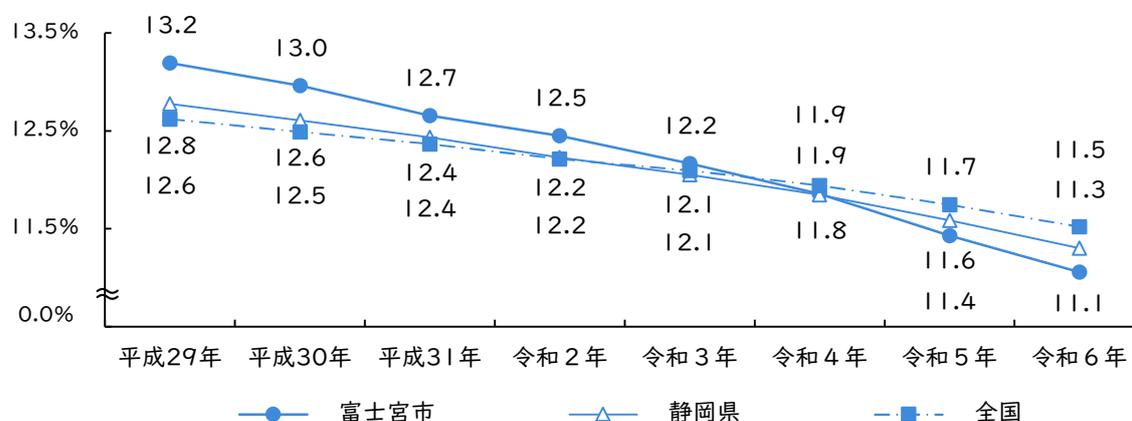
令和6年の総人口は128,169人で、内訳は「0～14歳」が14,172人、「15～64歳」が74,731人、「65歳以上」が39,266人となっています。平成29年からの推移をみると、総人口は減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、「0～14歳」、「15～64歳」は減少傾向、「65歳以上」は増加傾向にあります。



資料：「総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

##### ②年少人口（15歳未満）割合の比較

令和6年の富士宮市の年少人口割合は、11.1%となっています。静岡県や全国と比較すると、ほぼ同じ水準であることがわかります。平成29年からの推移をみると、いずれも低下傾向にあるものの、平成29年から令和6年にかけて最も低下しているのは富士宮市で、7年間で2.1ポイント低下しています。



資料：「総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

### ③18歳未満人口の推移

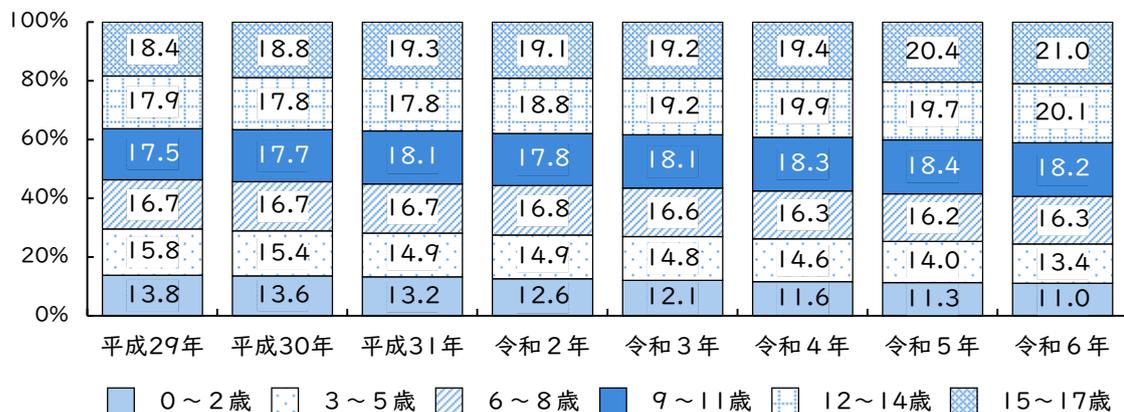
令和6年の18歳未満人口は17,773人で、内訳は「15～17歳」が3,729人と最も多く、次いで「12～14歳」が3,571人、「9～11歳」が3,241人などとなっています。平成29年からの推移をみると、18歳未満人口は減少傾向にあります。年齢区分別にみると、すべての年齢区分において減少傾向にあるものの、特に「0～2歳」、「3～5歳」の減少幅が大きく、平成29年からの7年間で1,000人以上減少しています。



資料：「総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

### ④年齢区分別18歳未満人口割合の推移

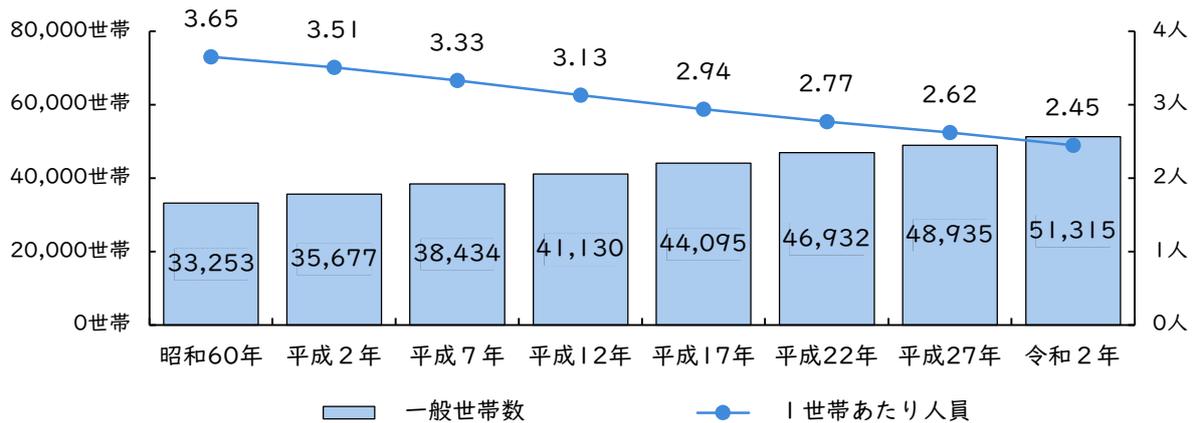
令和6年の18歳未満人口割合を年齢区分別にみると、「15～17歳」が21.0%と最も多く、次いで「12～14歳」が20.1%、「9～11歳」が18.2%などとなっています。平成29年からの推移をみると、「0～2歳」、「3～5歳」は低下傾向、「6～8歳」、「9～11歳」は横ばい傾向、「12～14歳」、「15～17歳」は上昇傾向にあります。



資料：「総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

### ⑤一般世帯数・1世帯あたり人員の推移

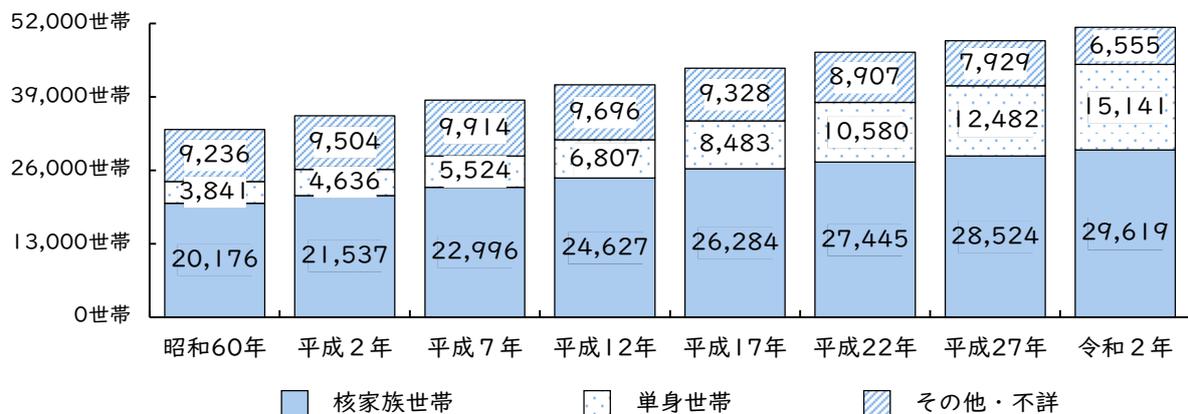
令和2年の一般世帯数は51,315世帯、1世帯あたり人員は2.45人となっています。昭和60年からの推移をみると、一般世帯数は増加傾向、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

### ⑥家族類型別一般世帯数の推移

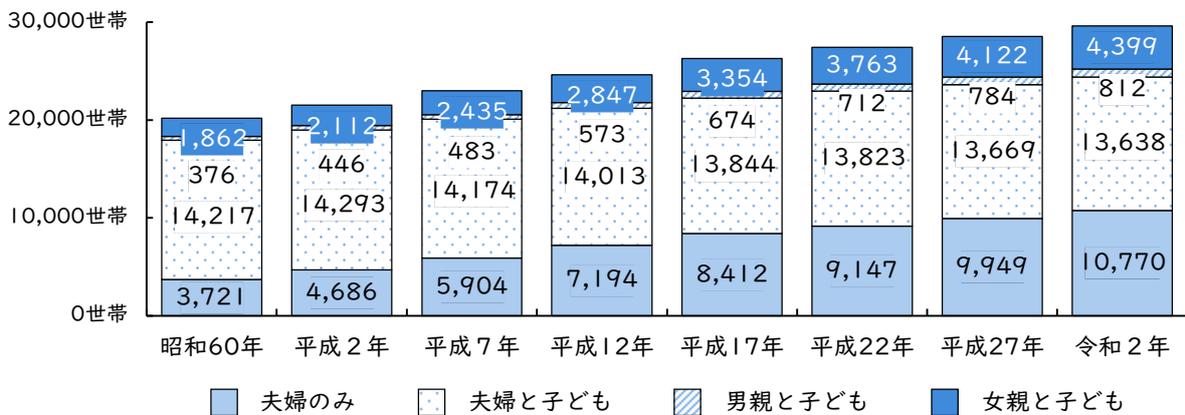
令和2年の一般世帯数を家族類型別にみると、「核家族世帯」が29,619世帯、「単身世帯」が15,141世帯、「その他・不詳」が6,555世帯となっています。昭和60年からの推移をみると、「核家族世帯」、「単身世帯」は増加傾向、「その他・不詳」は減少傾向にあります。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

### ⑦ 家族類型別核家族世帯数の推移

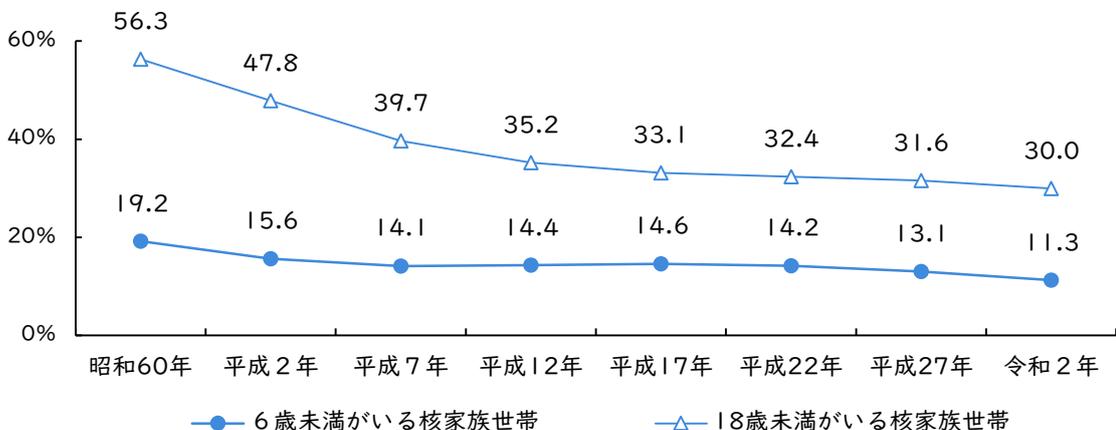
令和2年の核家族世帯数を家族類型別にみると、「夫婦のみ」が10,770世帯、「夫婦と子ども」が13,638世帯、「女親と子ども」が4,399世帯、「男親と子ども」が812世帯となっています。昭和60年からの推移をみると、「夫婦と子ども」を除く家族類型において増加傾向にあるものの、特に「夫婦のみ」の増加幅が大きく、昭和60年からの35年間で3倍近くまで増加しています。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

### ⑧ 6歳未満・18歳未満がいる核家族世帯割合の推移

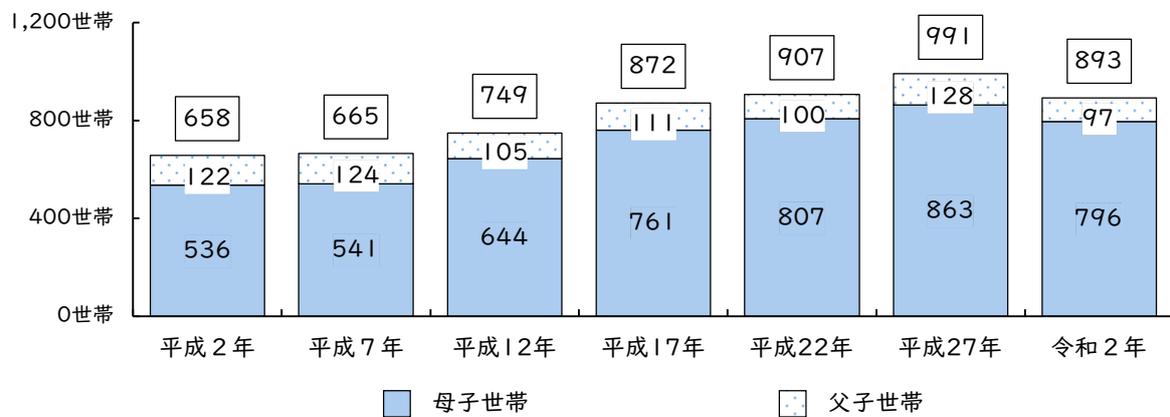
令和2年の6歳未満がいる核家族世帯割合は11.3%、18歳未満がいる核家族世帯割合は30.0%となっています。昭和60年からの推移をみると、いずれも低下傾向にあるものの、特に18歳未満がいる核家族世帯割合の低下幅が大きく、昭和60年からの35年間で半分近くまで低下しています。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

### ⑨ひとり親世帯数の推移

令和2年のひとり親世帯数は893世帯で、内訳は「母子世帯」が796世帯、「父子世帯」が97世帯となっています。平成2年からの推移をみると、ひとり親世帯数は平成27年まで増加傾向にあったものの、令和2年に減少に転じています。ひとり親世帯の種類別にみると、「母子世帯」が全体の8～9割を占める傾向が続いており、「母子世帯」の増減がひとり親世帯数の増減につながっています。「父子世帯」は多少の増減はあるものの、110世帯前後で推移することが多くなっています。



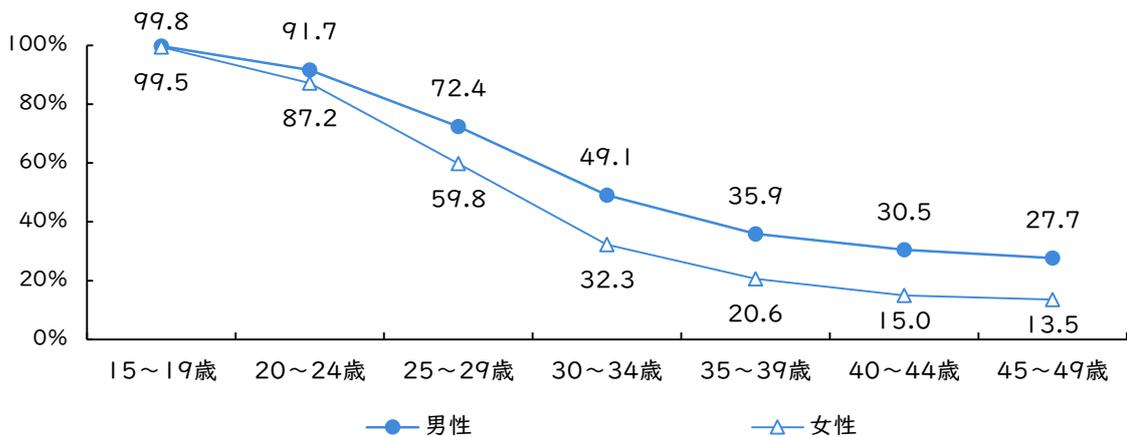
※ここでの「母子世帯」、「父子世帯」は、核家族世帯のうち未婚・死別・離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯のこと。

資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

(2) 結婚・出生の状況

①性別・年齢区分別未婚率（令和2年）

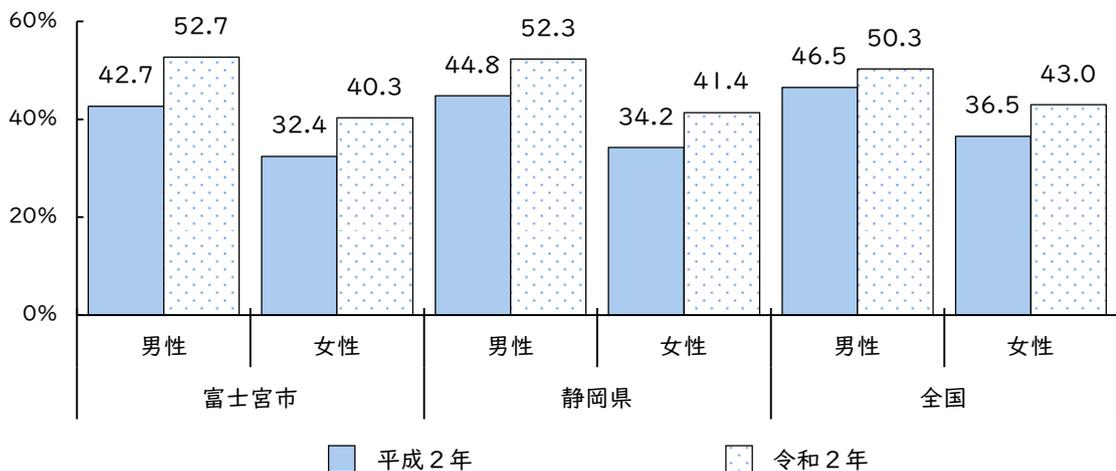
令和2年の未婚率を性別・年齢区分別にみると、すべての年齢区分において「男性」が「女性」より高く、男女ともに年齢が高くなるほど低くなっています。20代前半までは性別による差がそれほどみられないものの、20代後半から性別による差が大きくなり、30代前半では16.8ポイントの差がみられます。



資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）※未婚率とは、15歳以上人口に占める未婚者の割合のこと。

②性別未婚率の推移

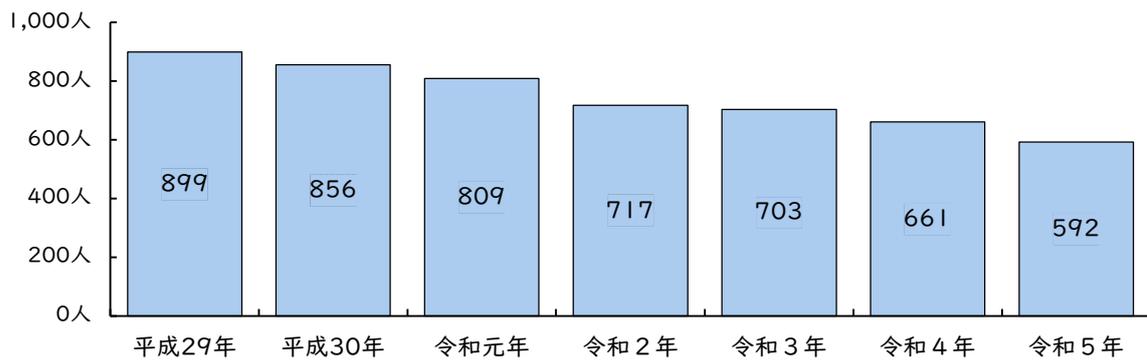
令和2年の富士宮市の未婚率を性別にみると、「男性」が52.7%、「女性」が40.3%となっています。静岡県や全国と比較すると、「男性」は全国よりやや高い水準、静岡県とほぼ同様の水準で、「女性」はやや低い水準であることがわかります。平成2年と比較すると、男女ともに上昇しています。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

### ③出生数の推移

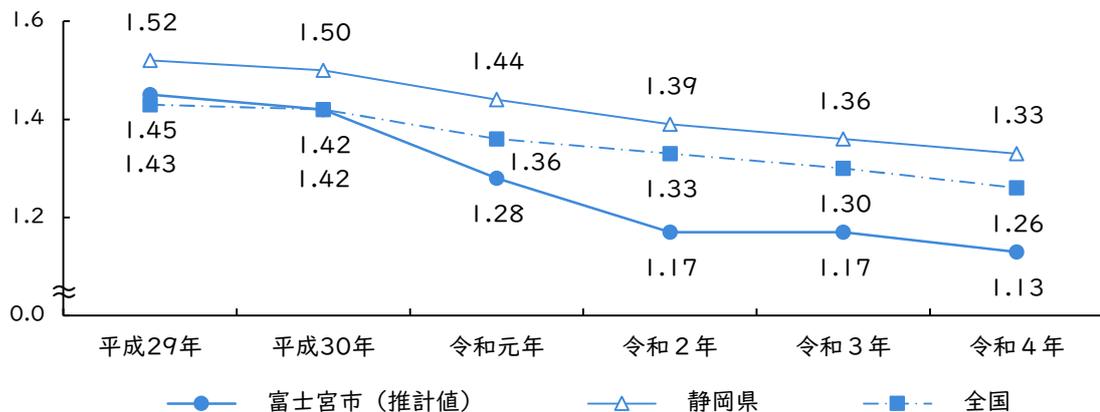
令和5年の出生数は、592人となっています。平成29年からの推移をみると、減少傾向にあります。



資料：「人口動態調査」（各年累計）

### ④合計特殊出生率の推移

令和4年の富士宮市の合計特殊出生率は、1.13となっています。静岡県や全国と比較すると、やや低い水準であることがわかります。平成29年からの推移をみると、静岡県や全国は緩やかに低下しているものの、富士宮市は令和元年から令和2年に大きく低下し、その後も横ばい～減少傾向となっています。

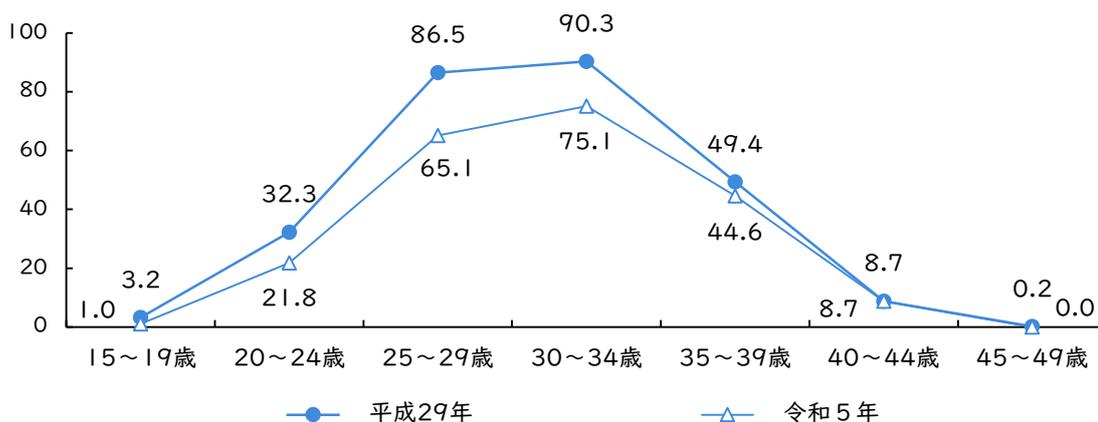


資料：富士宮市「静岡県人口動態統計を元に健康増進課にて算出」、静岡県・全国「人口動態調査」（各年累計）

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯に出産することの数を推計したものの。

### ⑤母親の年齢区分別出生率（人口千人対）の推移

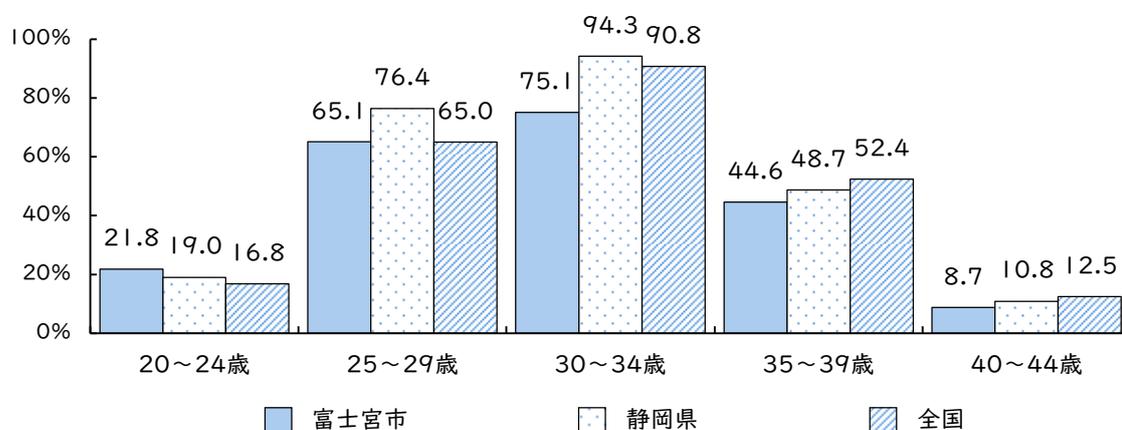
令和5年の出生率（人口千人対）を母親の年齢区分別にみると、20代後半から30代前半にかけて60～70台と高くなっています。平成29年と比較すると、すべての母親の年齢区分において低くなっています。特に20代前半から30代後半にかけて差が大きくなっています。



資料：「人口動態調査」（各年累計）

### ⑥母親の年齢区分別出生率（人口千人対）の比較（令和5年）

令和5年の母親の年齢区分別出生率（人口千人対）を静岡県や全国と比較すると、20代前半は全国より高い水準、30代前半から30代後半にかけて全国より低い水準となっていることがわかります。静岡県は20代後半から30代前半にかけて出生率が高くなっているものの、20代前半や30代後半、40代前半では富士宮市と類似した傾向となっています。

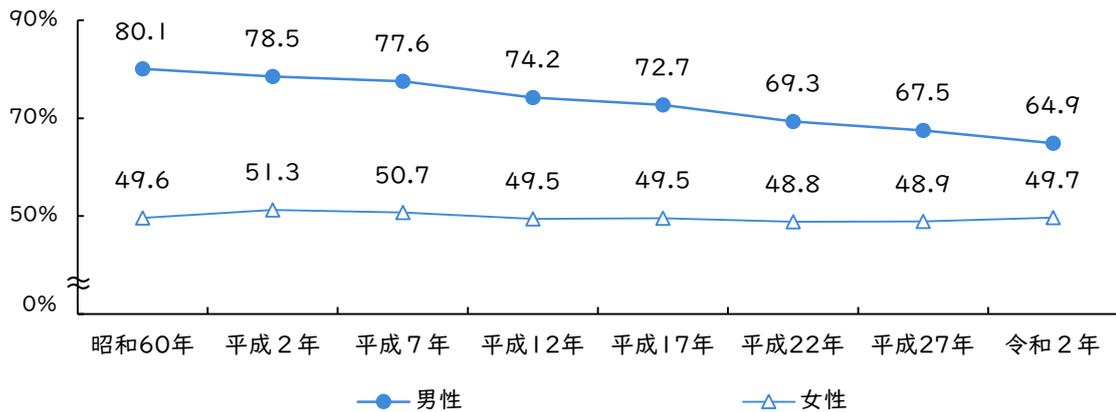


資料：「人口動態調査」（令和5年累計）

### (3) 就業の状況

#### ①性別就業率の推移

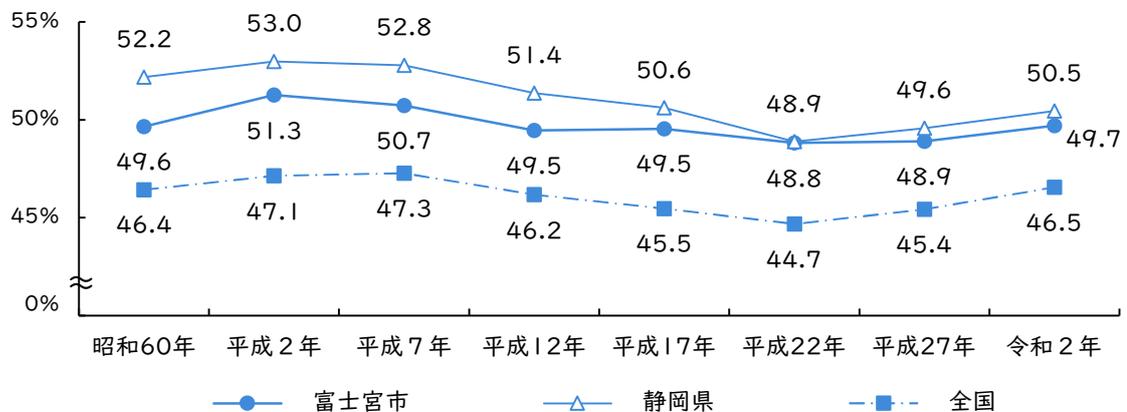
令和2年の就業率を性別にみると、「男性」が64.9%、「女性」が49.7%となっています。昭和60年からの推移をみると、「男性」は低下傾向、「女性」は横ばい傾向にあります。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点） ※就業率とは、就業者を15歳以上人口で除したものの。

#### ②女性の就業率の比較

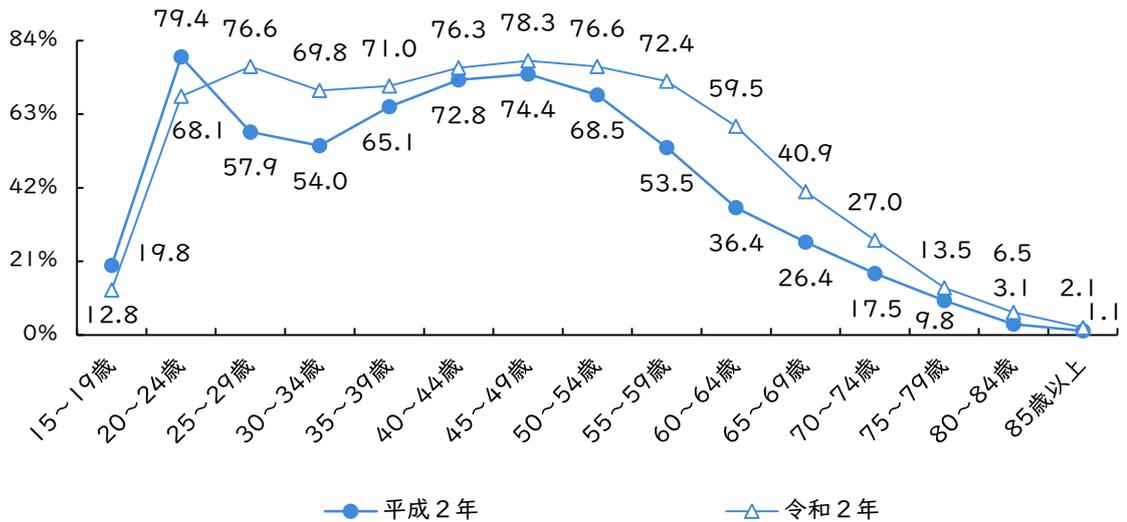
令和2年の富士宮市の女性の就業率は、49.7%となっています。静岡県や全国と比較すると、全国より高い水準、静岡県とほぼ同じ水準であることがわかります。昭和60年からの推移をみると、平成2年にピークを迎えた後は低下傾向にあったものの、平成27年に増加傾向に転じています。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

### ③年齢区分別女性の就業率の推移

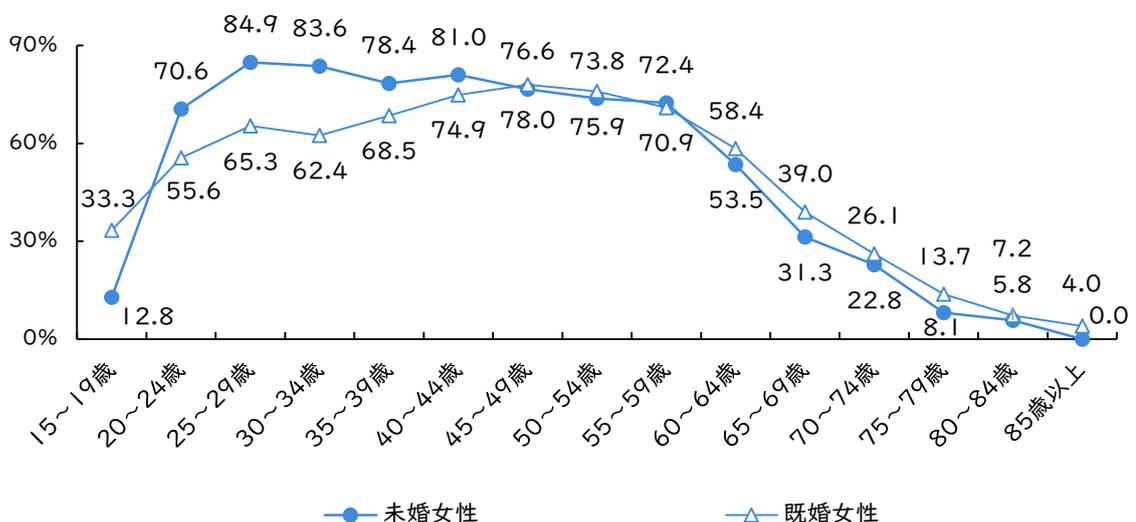
令和2年の女性の就業率を年齢区分別にみると、20代前半から50代後半にかけて6～7割を超えて高くなっています。平成2年と比較すると、20代後半以降で高くなっています。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

### ④年齢区分別・婚姻状況別女性の就業率の比較（令和2年）

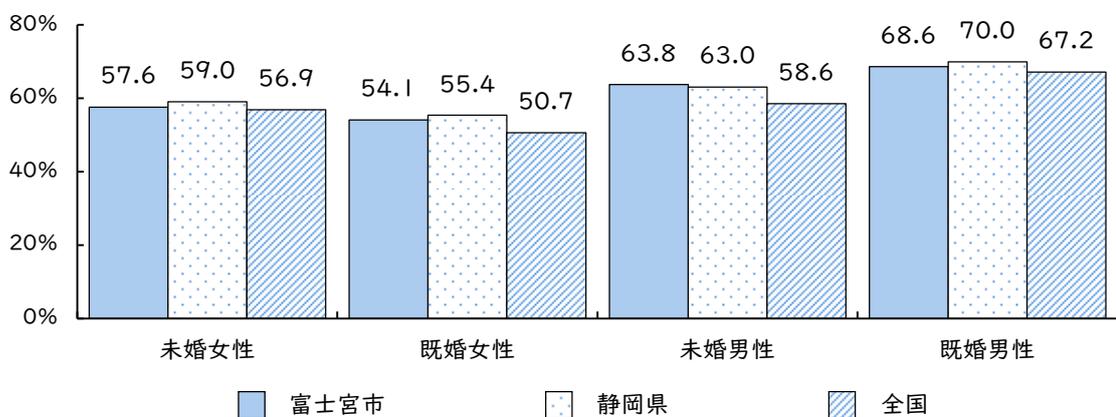
令和2年の女性の就業率を年齢区分別・婚姻状況別にみると、20代前半から40代前半にかけて「未婚女性」が「既婚女性」より高く、60代前半から70代後半にかけて「既婚女性」が「未婚女性」より高くなっています。特に差が大きいのは、20代前半から30代前半で15ポイント以上の差がみられます。



資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

### ⑤性別・婚姻状況別就業率の比較（令和2年）

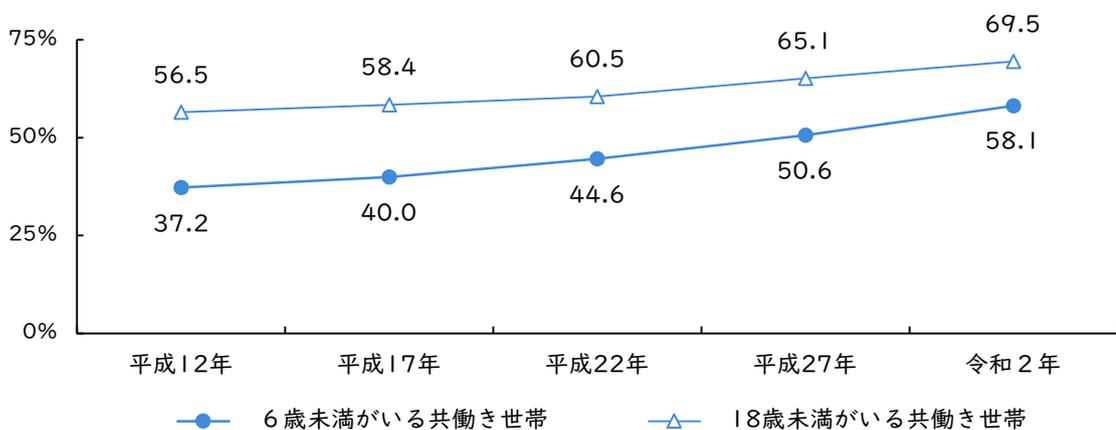
令和2年の富士宮市の就業率を性別・婚姻状況別にみると、「未婚女性」が57.6%、「既婚女性」が54.1%、「未婚男性」が63.8%、「既婚男性」が68.6%となっています。女性は既婚より未婚で高く、男性は未婚より既婚で高くなっています。静岡県や全国と比較すると、「未婚女性」、「既婚男性」に大きな差はみられないものの、「既婚女性」、「未婚男性」は全国より高い水準、静岡県とはほぼ同じ水準であることがわかります。



資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

### ⑥6歳未満・18歳未満がいる共働き世帯割合の推移

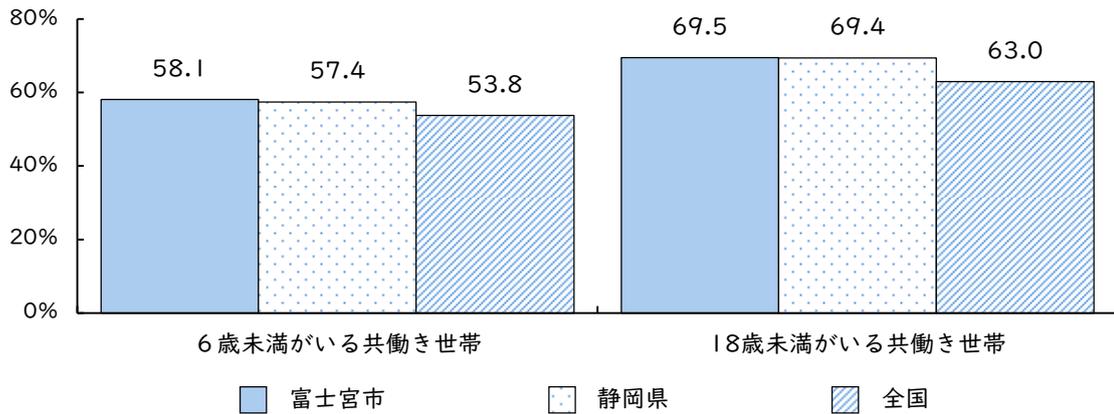
令和2年の「6歳未満がいる共働き世帯」は58.1%、「18歳未満がいる共働き世帯」は69.5%となっています。平成12年からの推移をみると、いずれも上昇傾向にあるものの、特に「6歳未満がいる共働き世帯」の上昇幅が大きく、平成12年からの20年間で20.9ポイント上昇しています。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

⑦ 6歳未満・18歳未満がいる共働き世帯割合の比較（令和2年）

令和2年の6歳未満・18歳未満がいる共働き世帯割合を静岡県や全国と比較すると、6歳未満がいる共働き世帯割合・18歳未満がいる共働き世帯割合ともに、全国より高い水準、静岡県とほぼ同じ水準であることがわかります。

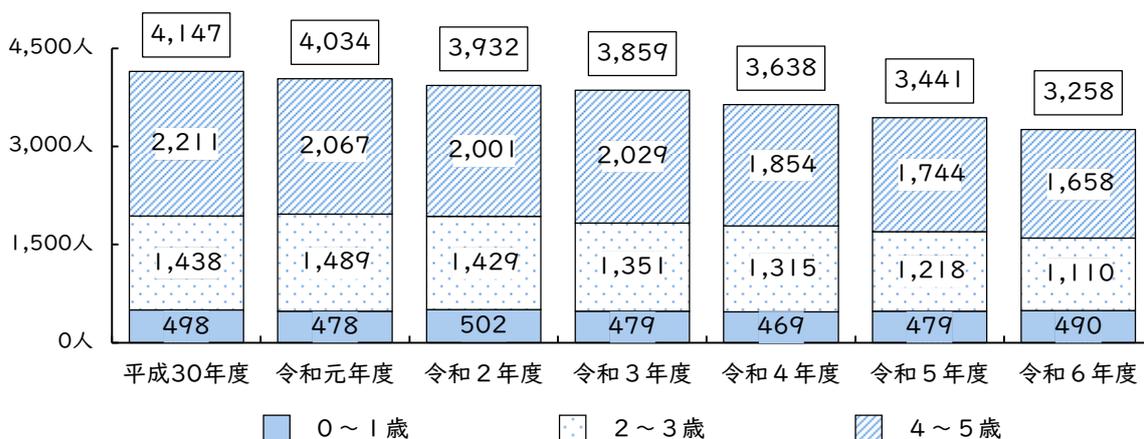


資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

## (4) 保育・教育施設の状況

### ①年齢区分別保育・教育施設利用児童数の推移

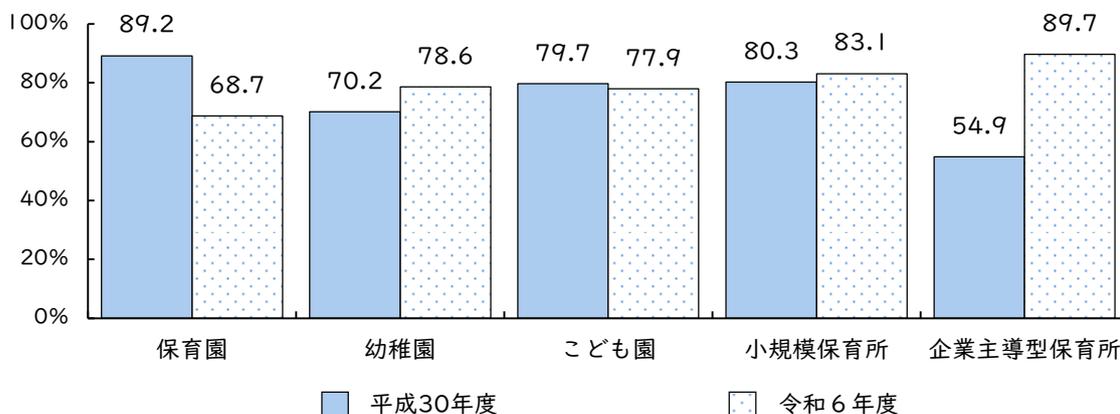
令和6年度の保育・教育施設利用児童数は3,258人で、内訳は「0～1歳」が490人、「2～3歳」が1,110人、「4～5歳」が1,658人となっています。平成30年度からの推移をみると、保育・教育施設利用児童数は減少傾向にあります。年齢区分別にみると、「2～3歳」、「4～5歳」は減少傾向、「0～1歳」は多少の増減はあるものの横ばい傾向にあります。



資料：「初日在籍」（各年度4月1日時点）

### ②保育・教育施設別定員充足率の推移

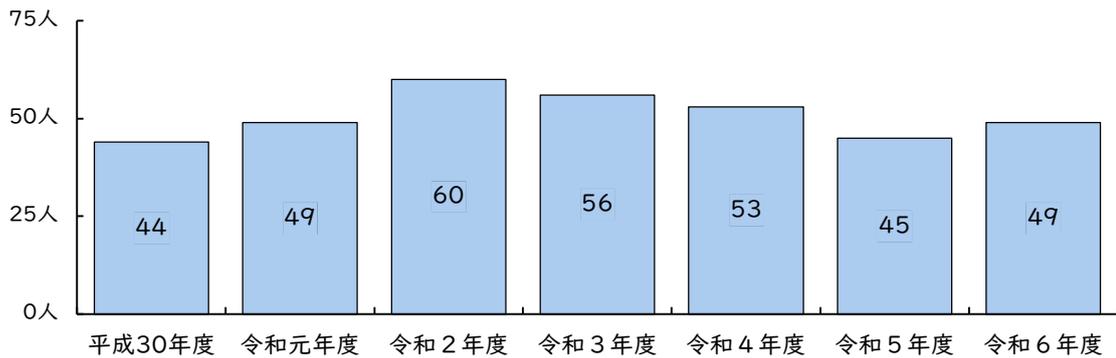
令和6年度の定員充足率を保育・教育施設別にみると、「企業主導型保育所」が89.7%と最も高く、次いで「小規模保育所」が83.1%、「幼稚園」が78.6%などとなっています。平成30年度と比較すると、「保育園」が低下しているものの、その他の保育・教育施設では横ばい～上昇しています。特に「企業主導型保育所」は34.8ポイント上昇しています。



資料：「初日在籍」（各年度4月1日時点）

### ③外国人の保育・教育施設利用児童数の推移

令和6年度の外国人の保育・教育施設利用児童数は、49人となっています。平成30年度からの推移をみると、令和2年度まで増加傾向にあったものの、その後減少傾向に転じています。しかし、令和6年度には再び増加に転じており、前年度を4人上回っています。



資料：「初日在籍」（各年度4月1日時点）

### ④特別保育

富士宮市内の保育・教育施設では、下表の通り特別保育を行っています。

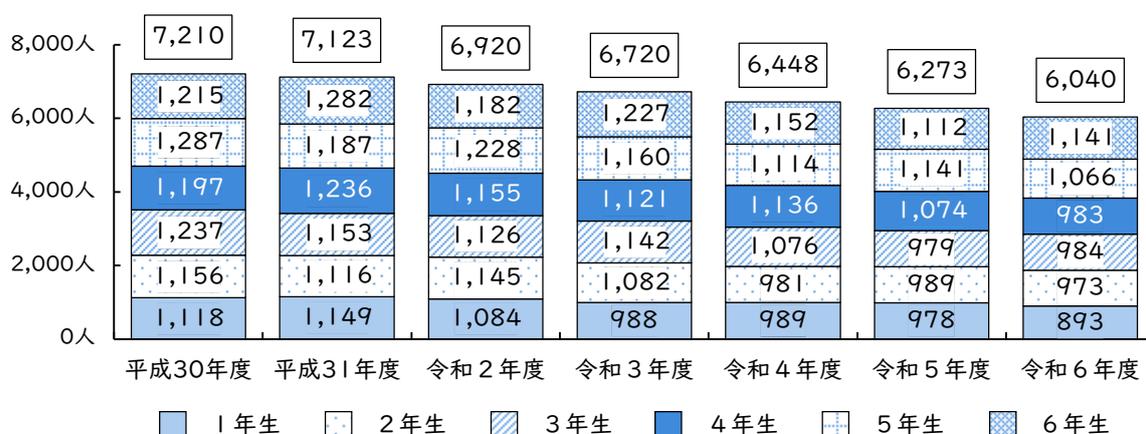
	延べ利用人数	実施箇所数
乳児保育	10,615人	32箇所
延長保育（18時以降）	2,363人	26箇所
休日保育	6人	1箇所
一時保育	保 651人 幼 32,438人	保 32箇所 幼 19箇所
障害児保育	12人	9箇所
外国人児童保育	58人	24箇所
病児・病後児保育	166人	3箇所
園庭開放	0人	13箇所

資料：「保育支援課調べ」（令和5年度）

## (5) 小学校・中学校の状況

### ①小学校に通う児童数の推移

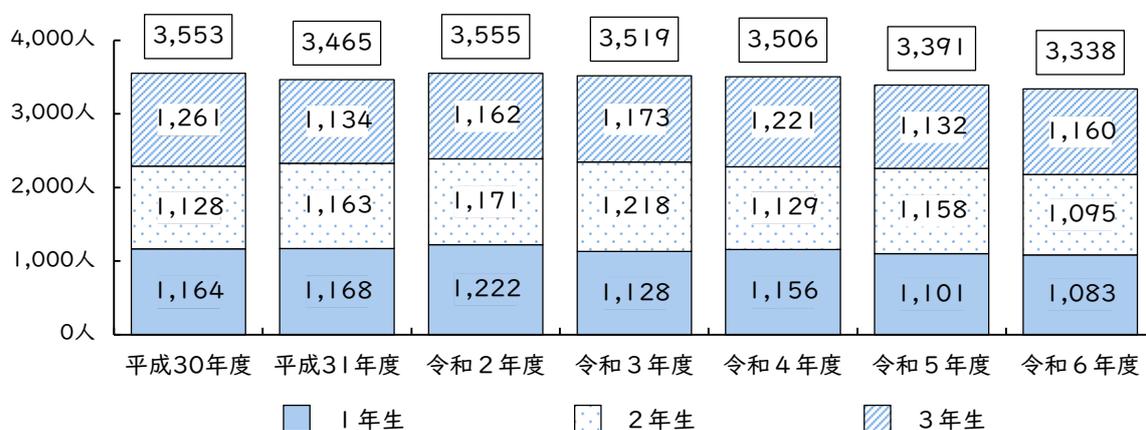
令和6年度の小学校に通う児童数は6,040人で、内訳は「6年生」が1,141人、「5年生」が1,066人、「3年生」が984人となっています。平成30年度からの推移をみると、小学校に通う児童数は減少傾向にあります。学年別にみると、すべての学年において減少傾向にあるものの、「6年生」が平成30年度からの6年間で74人の減少と、他の学年よりも減少幅が小さくなっています。



資料：「学校数及び児童・生徒数」（各年度5月1日時点）

### ②中学校に通う生徒数の推移

令和6年度の中学校に通う生徒数は3,338人で、内訳は「1年生」が1,083人、「2年生」が1,095人、「3年生」が1,160人となっています。平成30年度からの推移をみると、中学校に通う生徒数は減少傾向にあります。学年別にみると、すべての学年において減少傾向にあるものの、特に「3年生」の減少幅が大きく、平成30年度からの6年間で101人減少しています。

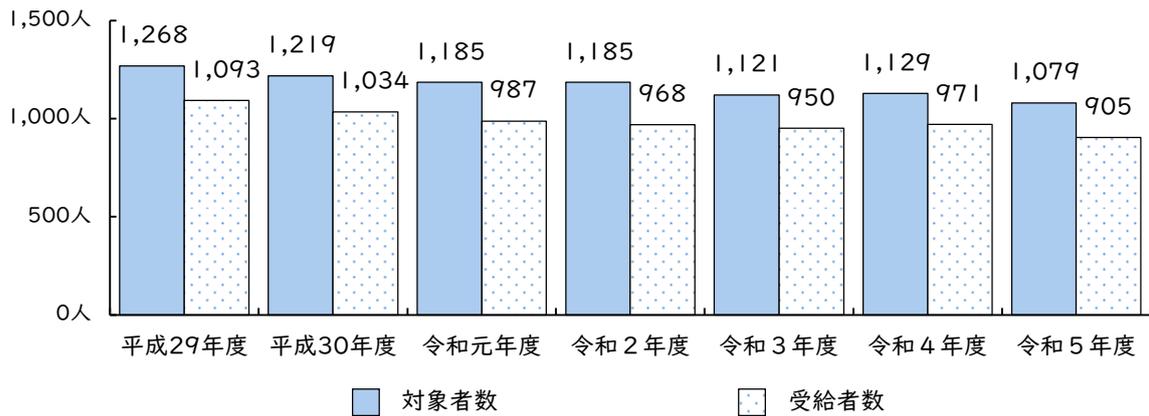


資料：「学校数及び児童・生徒数」（各年度5月1日時点）

(6) 支援・取り巻く課題の状況

①児童扶養手当対象者数・受給者数の推移

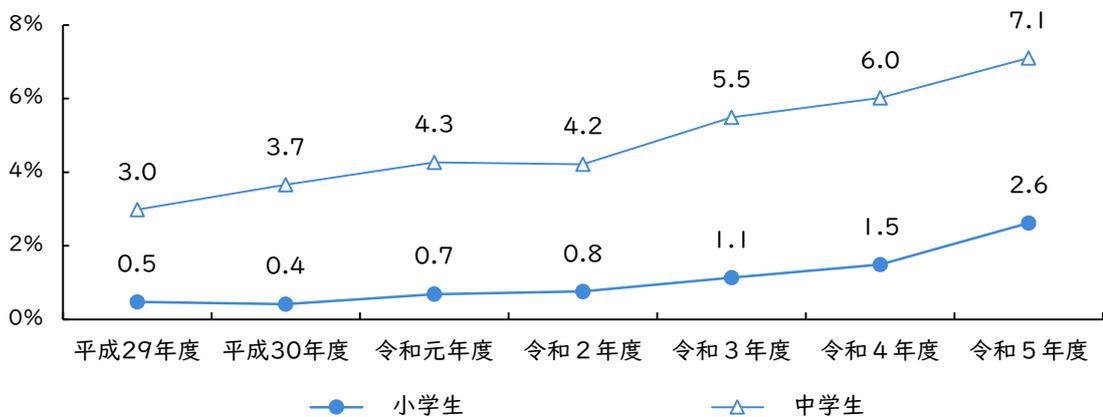
令和5年度の児童扶養手当対象者数は1,079人、受給者数は905人となっています。平成29年度からの推移をみると、児童扶養手当対象者数・受給者数ともに減少傾向にあります。



資料：「こども未来課調べ」（各年度3月31日時点）

②小学生・中学生別不登校割合の推移

令和5年度の不登校割合は、「小学生」が2.6%、「中学生」が7.1%となっています。平成29年度からの推移をみると、いずれも上昇傾向にあります。「小学生」の割合は低いものの、平成29年度からの6年間で5倍以上に増えています。

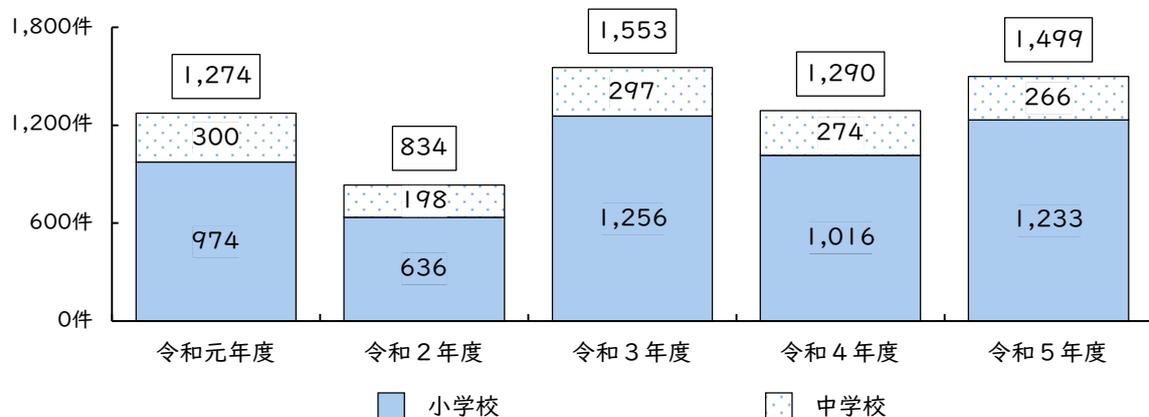


資料：「児童生徒の問題行動等の調査」（各年度3月31日時点）※私立中学校を除く

※不登校とは、年間30日以上欠席のこと。

### ③いじめ認知件数の推移

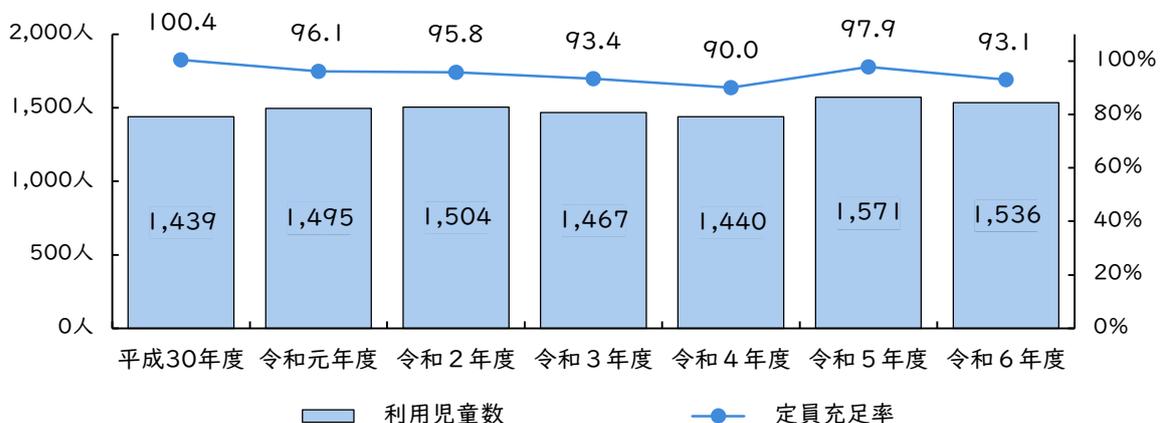
令和5年度のいじめ認知件数は1,499件で、内訳は「小学校」が1,233件、「中学校」が266件となっています。令和元年度からの推移をみると、いじめ認知件数は令和2年度に減少したものの、令和3年度に増加してからは1,200件以上で推移しています。学校の種類別にみると、「小学校」が全体の7～8割を占める傾向が続いており、「小学校」の増減がいじめ認知件数の増減につながっています。「中学校」は多少の増減はあるものの、200件台後半で推移することが多くなっています。



資料：「児童生徒の問題行動等の調査」（各年度3月31日時点）

### ④放課後児童クラブ利用児童数・定員充足率の推移

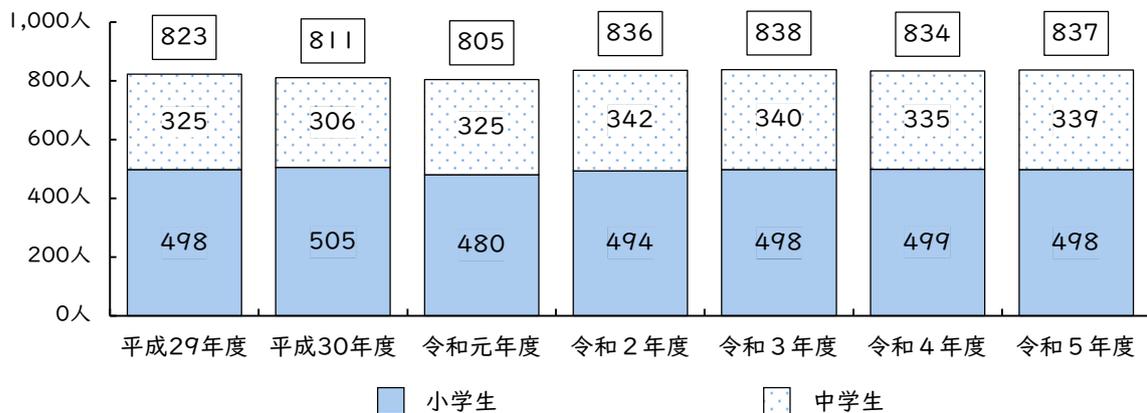
令和6年度の放課後児童クラブ利用児童数は1,536人、定員充足率は93.1%となっています。平成30年度からの推移をみると、放課後児童クラブ利用児童数は増減を繰り返しながら増加しており、平成30年度からの6年間で97人増加しています。定員充足率は、平成30年度に100%を超えたものの、その後は放課後児童クラブが増加したこともあり、9割台で推移しています。



資料：「こども未来課調べ」（各年度5月1日時点）

### ⑤就学援助認定者数の推移

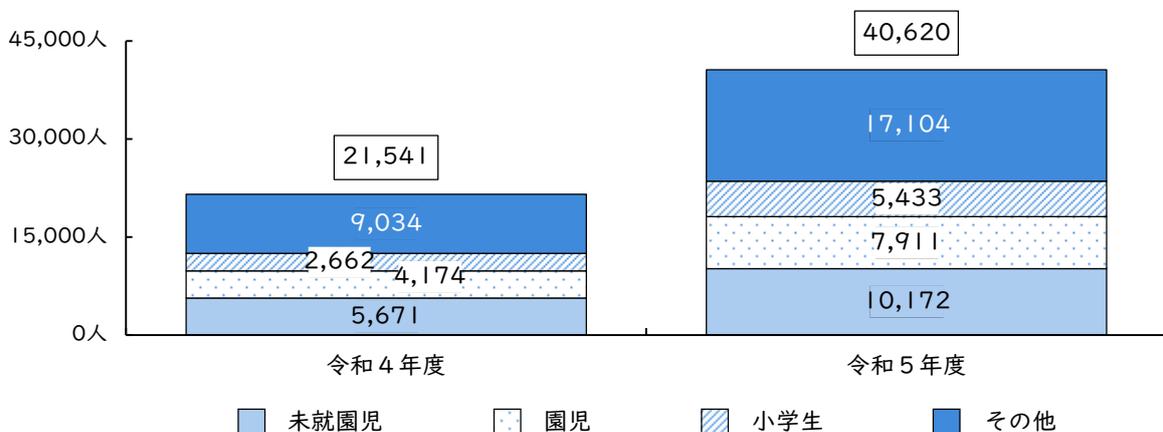
令和5年度の就学援助認定者数は837人で、内訳は「小学生」が498人、「中学生」が339人となっています。平成29年度からの推移をみると、就学援助認定者数は多少の増減はあるものの、820～830人台で推移することが多くなっています。小学生・中学生別にみると、「小学生」、「中学生」とも多少の増減はあるものの、大きな変化はみられません。



資料：「学校教育課調べ」（各年度3月31日時点）

### ⑥児童館利用者数の推移

令和5年度の児童館利用者数は40,620人で、内訳は「未就園児」が10,172人、「園児」が7,911人、「小学生」が5,433人、「その他」が17,104人となっています。令和4年度と比較すると、児童館利用者数は増加しています。利用者の属性別にみると、すべての属性において増加傾向にあります。



資料：「こども未来課調べ」（各年度3月31日時点）

## 2 アンケート結果等からみた富士宮市の現状

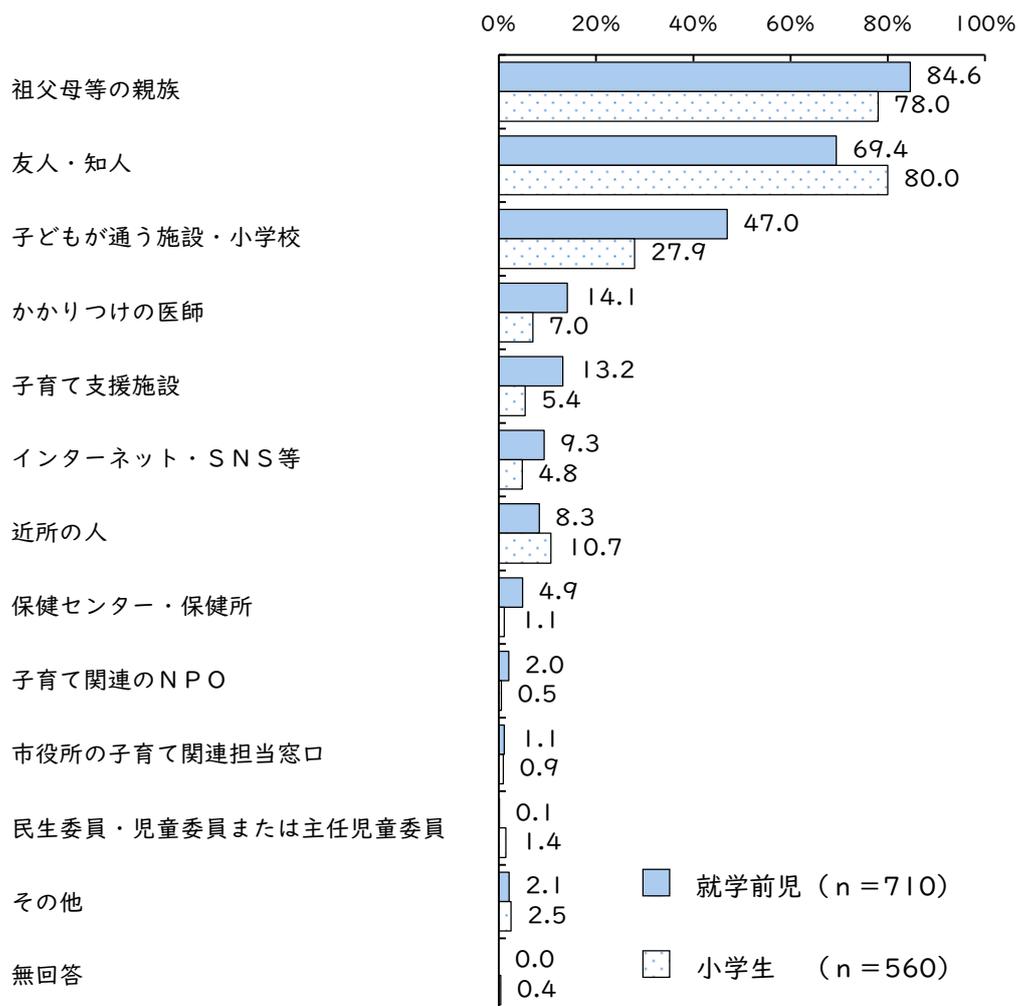
### (1) 子育て支援に関するアンケート調査

調査対象	①就学前児童（1,555名）、②小学生（908名）
調査日	令和6年3月1日～3月20日
調査方法	①郵送配布・郵送またはWeb回収、②小学校配布・郵送またはWeb回収
有効回収	①752票（48.4%）、②607票（66.9%）

#### ①お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先（複数回答可）

<就学前児> 「祖父母等の親族」が84.6%と最も多く、次いで「友人・知人」が69.4%、「子どもが通う施設（保育園など）」が47.0%などとなっています。

<小学生> 「友人・知人」が80.0%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が78.0%、「小学校」が27.9%などとなっています。

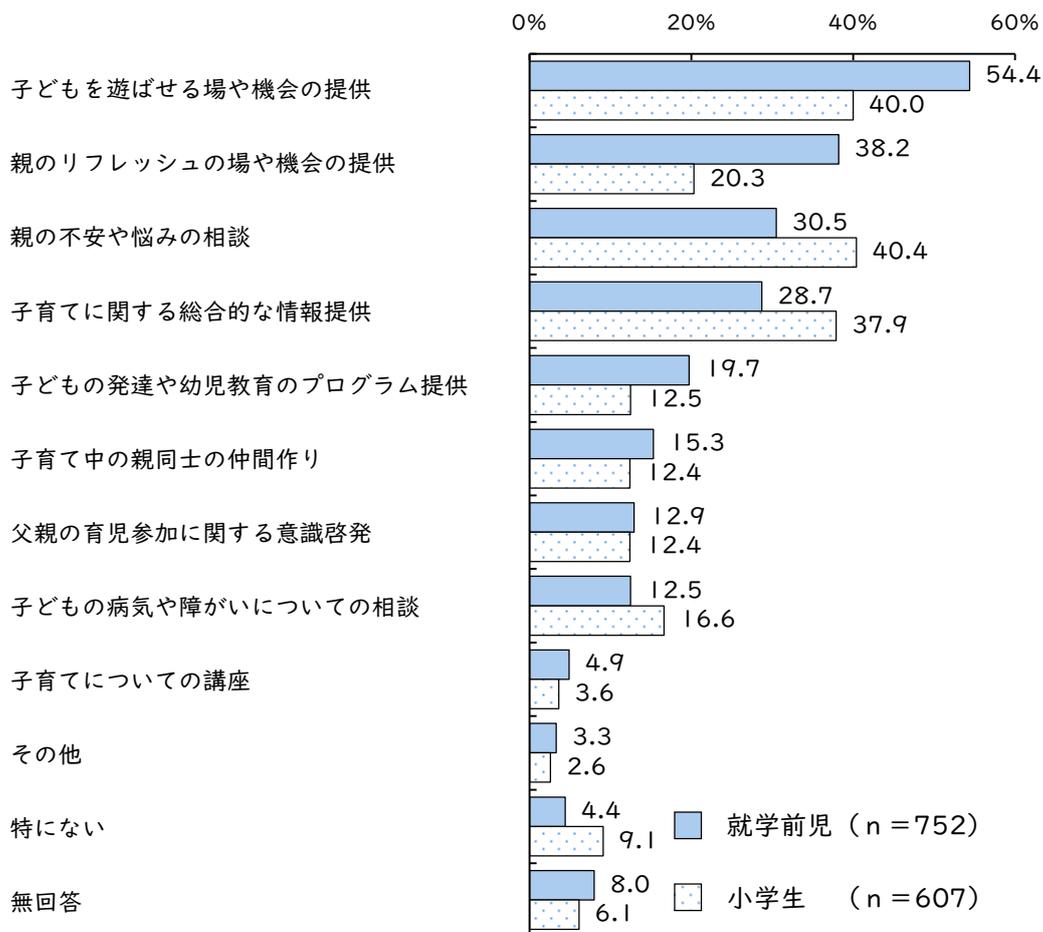


※ 「子どもが通う施設」は就学前児のみの選択肢、「小学校」は小学生のみの選択肢です。

②子育てをする上で、あればよいと思う周囲からのサポート（複数回答可）

<就学前児> 「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が54.4%と最も多く、次いで「親のリフレッシュの場や機会の提供」が38.2%、「親の不安や悩みの相談」が30.5%などとなっています。

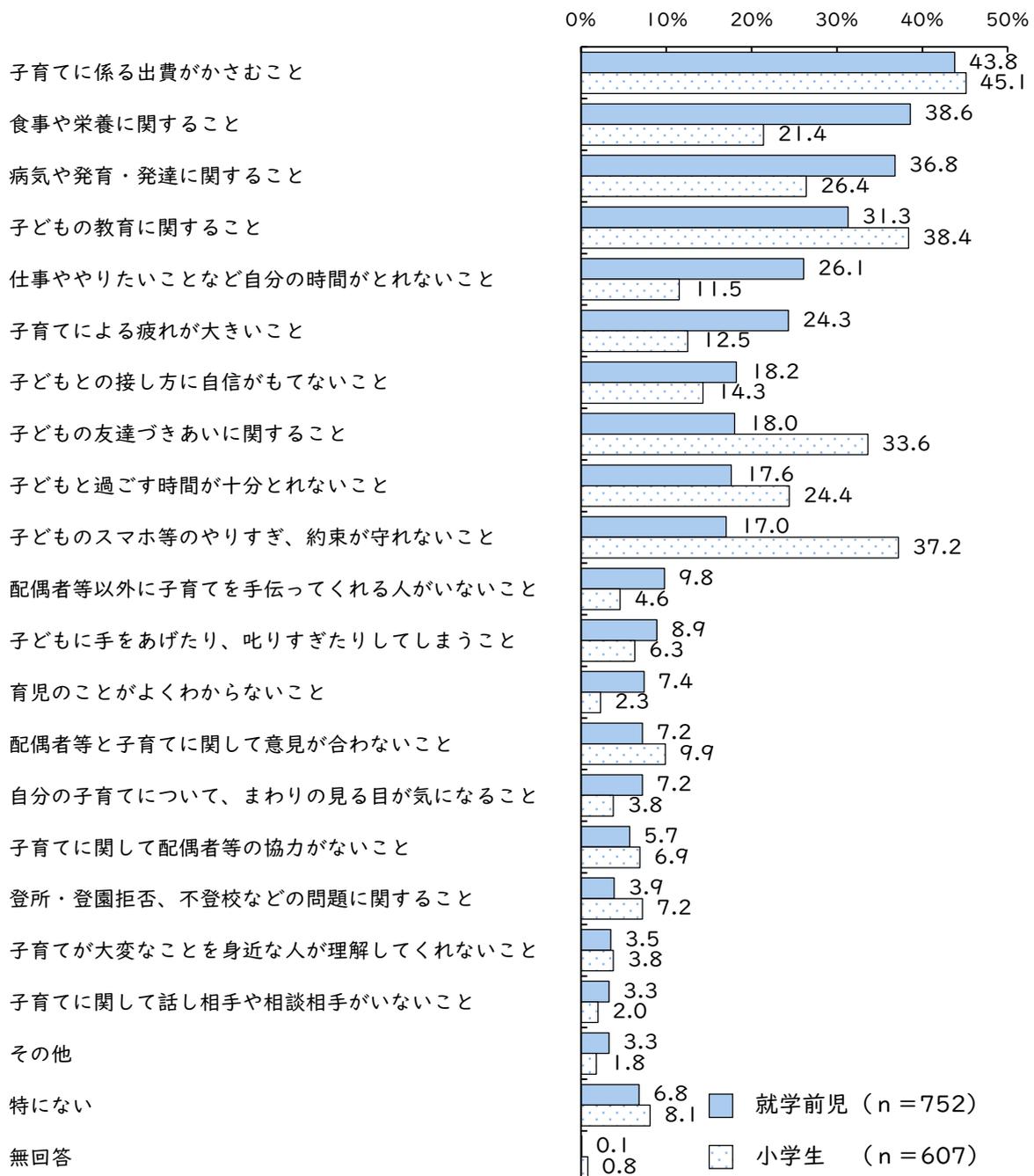
<小学生> 「親の不安や悩みの相談」が40.4%と最も多く、次いで「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が40.0%、「子育てに関する総合的な情報提供」が37.9%などとなっています。



③子育てに関して、日頃悩んでいること、また気になること（複数回答可）

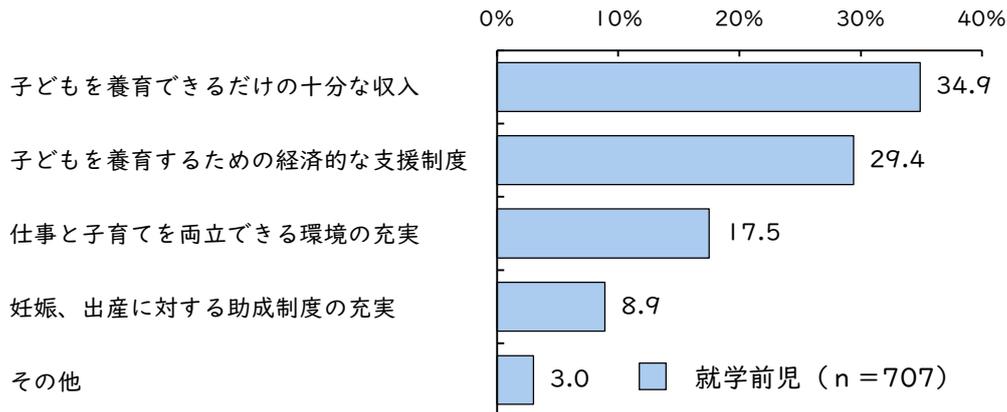
<就学前児> 「子育てに係る出費がかさむこと」が43.8%と最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」が38.6%、「病気や発育・発達に関すること」が36.8%などとなっています。

<小学生> 「子育てに係る出費がかさむこと」が45.1%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が38.4%、「子どものスマホ・ゲーム等のやりすぎ、約束が守れないこと」が37.2%などとなっています。



④理想とする子どもの人数を出産するために、もっとも必要だと思うこと

<就学前児> 「子どもを養育できるだけの十分な収入」が34.9%と最も多く、次いで「子どもを養育するための経済的な支援制度」が29.4%、「仕事と子育てを両立できる環境の充実」が17.5%などとなっています。

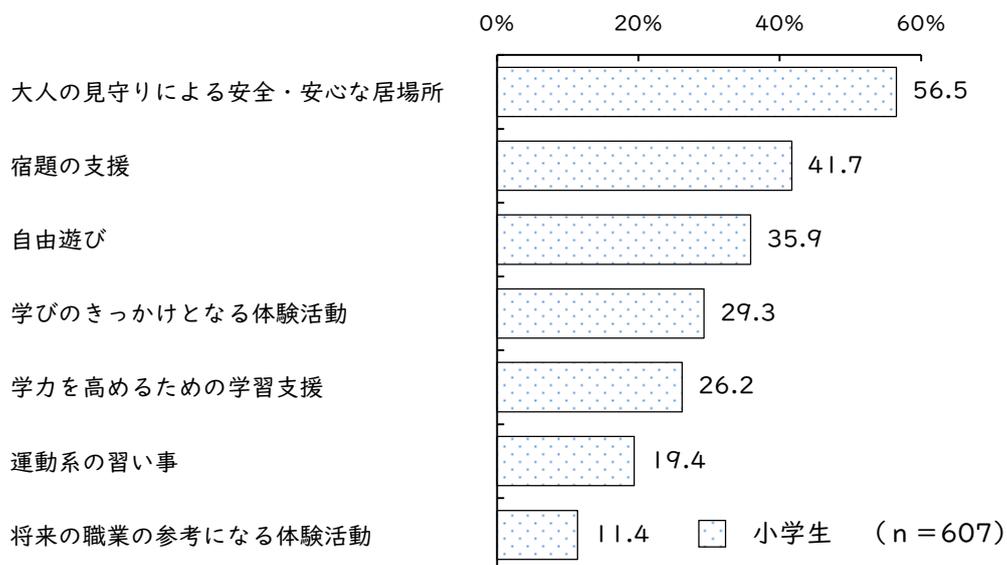


※上位4項目のみ掲載

※理想とする子どもの人数に関する問を回答した方のみ回答

⑤宛名のお子さんが放課後を過ごすために必要だと思うもの（複数回答可）

<小学生> 「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が56.5%と最も多く、次いで「宿題の支援」が41.7%、「自由遊び」が35.9%などとなっています。

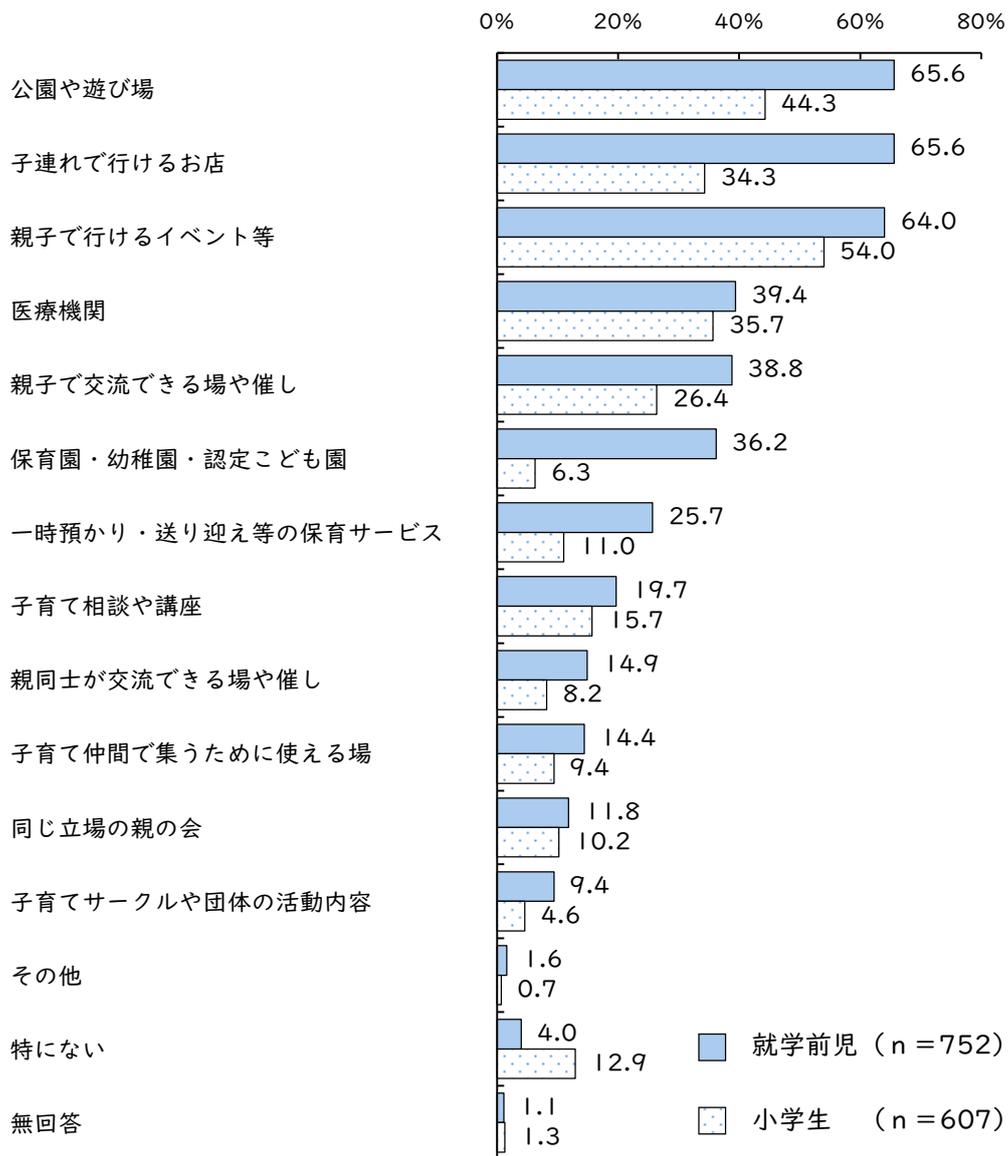


※上位7項目のみ掲載

⑥子育てに関して知りたい情報（複数回答可）

<就学前児> 「公園や遊び場」、「子連れで行けるお店」がそれぞれ65.6%と最も多く、次いで「親子で行けるイベント等」が64.0%、「医療機関」が39.4%などとなっています。

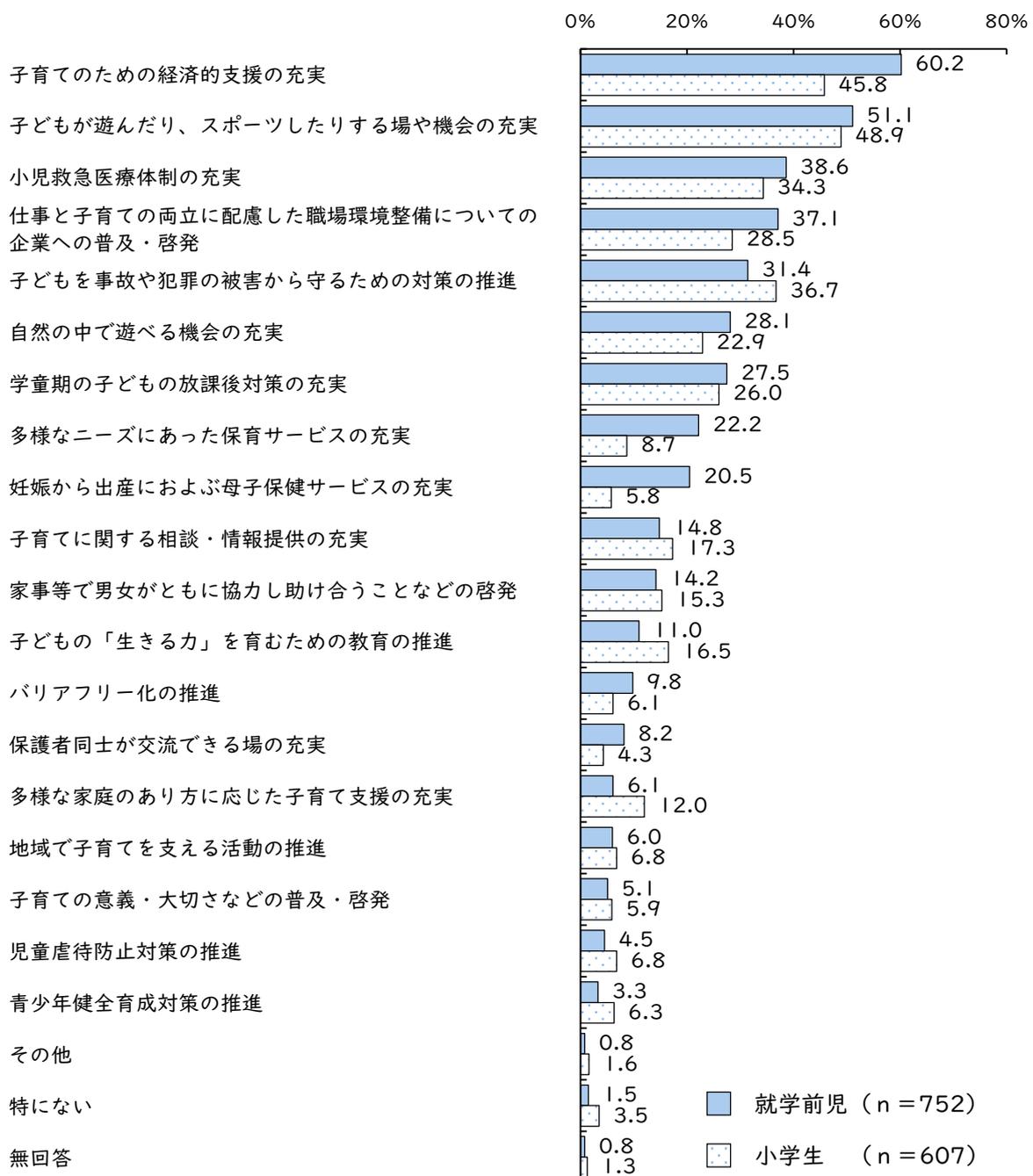
<小学生> 「親子で行けるイベント等」が54.0%と最も多く、次いで「公園や遊び場」が44.3%、「医療機関」が35.7%などとなっています。



⑦子育て支援でもっと力をいれてほしいもの（複数回答可）

<就学前児> 「子育てのための経済的支援の充実」が60.2%と最も多く、次いで「子どもが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が51.1%、「小児救急医療体制の充実」が38.6%などとなっています。

<小学生> 「子どもが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が48.9%と最も多く、次いで「子育てのための経済的支援の充実」が45.8%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が36.7%などとなっています。

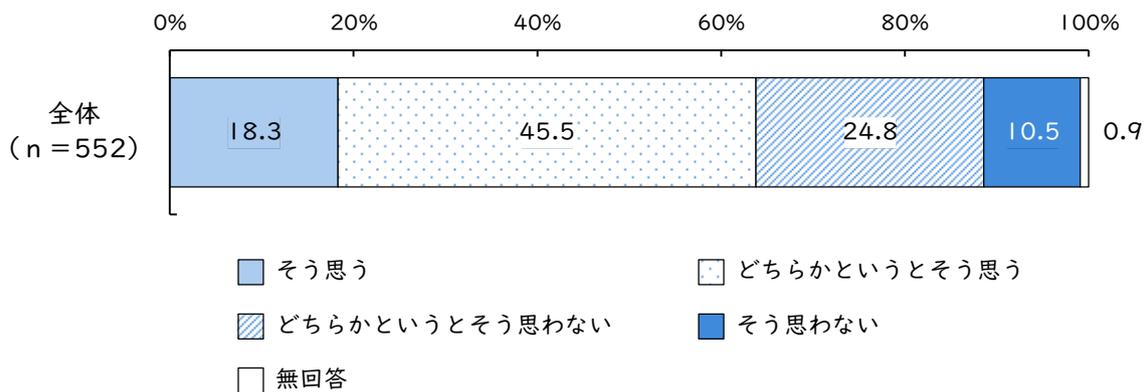


(2) 若者の生活や少子化等に関するアンケート調査

調査対象	15歳～39歳の男女(2,000s)
調査日	令和6年7月9日～8月13日
調査方法	郵送配布・郵送またはWeb回収
有効回収	552票(27.6%)

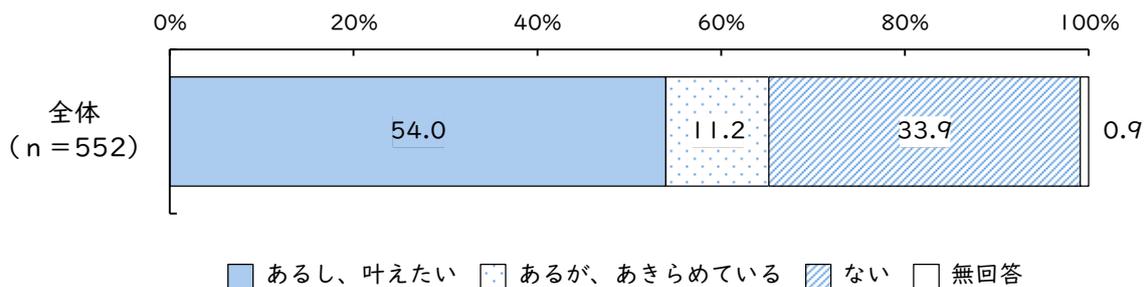
①「今の自分が好きだ」と思うか

「どちらかというと思う」が45.5%と最も多く、次いで「どちらかというと思わない」が24.8%、「そう思う」が18.3%などとなっています。また、『思う』(そう思う+どちらかというと思う)は63.8%、『思わない』(そう思わない+どちらかというと思わない)は35.3%となっています。



②将来希望する夢や進路の有無

「あるし、叶えたい」が54.0%と最も多く、次いで「ない」が33.9%、「あるが、あきらめている」が11.2%となっています。また、『ある』(あるし、叶えたい+あるが、あきらめている)は、65.2%となっています。



③困った時に助けてくれると思うか

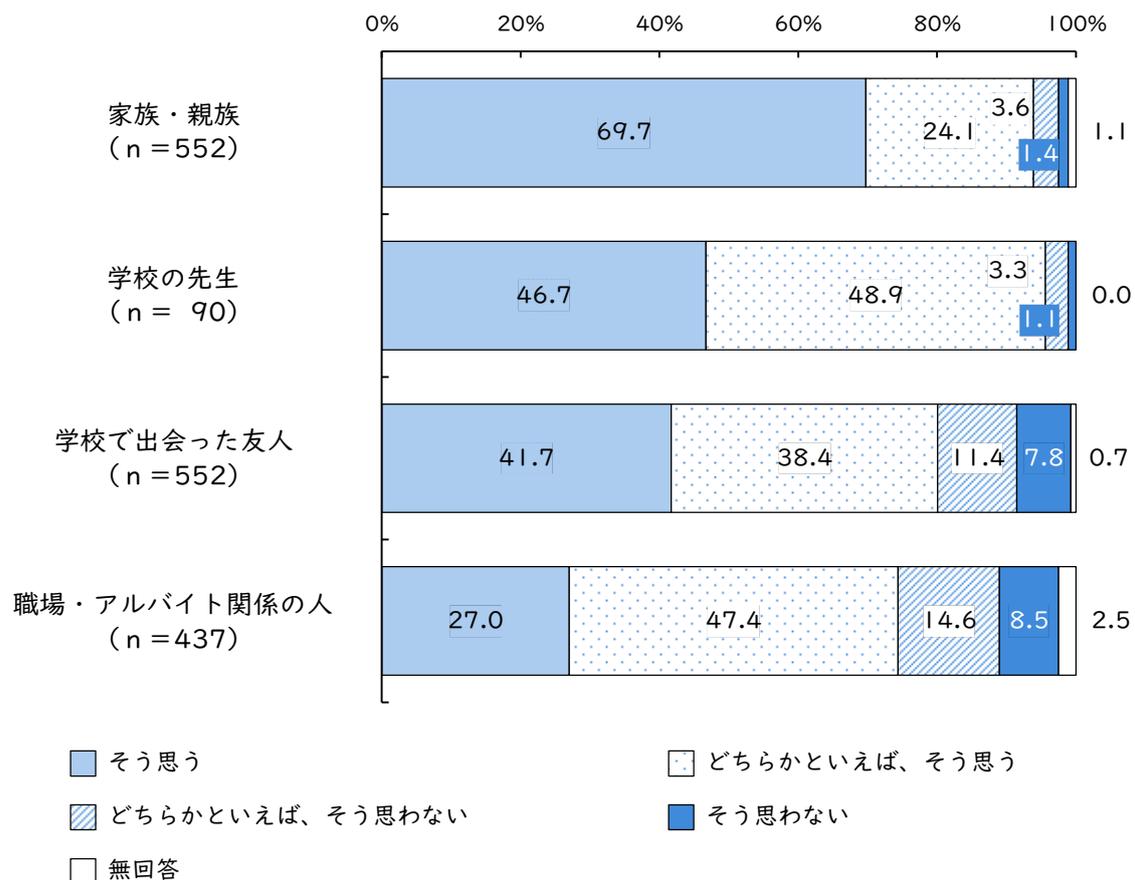
<家族・親族> 『思う』は93.8%、『思わない』は5.0%となっています。

<学校の先生> 『思う』は95.6%、『思わない』は4.4%となっています。

<学校で出会った友人> 『思う』は80.1%、『思わない』は19.2%となっています。

<職場・アルバイト関係の人> 『思う』は74.4%、『思わない』は23.1%となっています。

『思う』は、<家族・親族>、<学校の先生>において9割を超えて多くなっています。また、「そう思う」に限定すると、<家族・親族>が約7割と最も多くなっています。<学校で出会った友人>、<職場・アルバイト関係の人>においても、『思う』が7～8割と決して低い割合ではないものの、『思わない』が2割前後となっています。



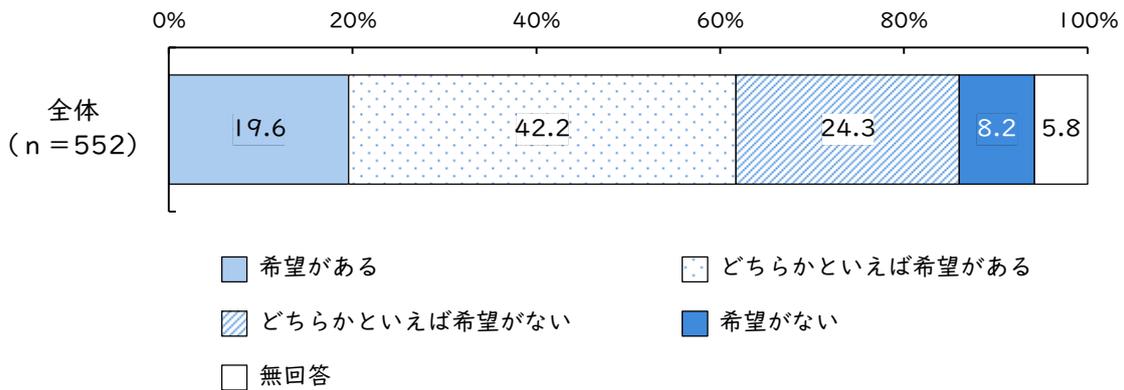
※学校の先生については、高校生のみ回答

※職場・アルバイト関係の人については、就業経験がある人のみ回答

※『思う』（そう思う＋どちらかという＋そう思う）、『思わない』（そう思わない＋どちらかという＋そう思わない）

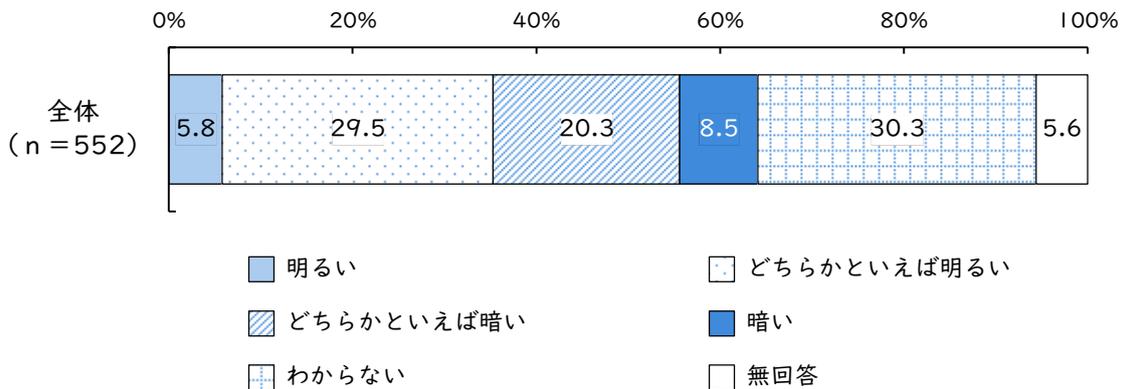
#### ④自分の将来について明るい希望を持っているか

「どちらかといえば希望がある」が42.2%と最も多く、次いで「どちらかといえば希望がない」が24.3%、「希望がある」が19.6%などとなっています。また、『希望がある』（希望がある+どちらかといえば希望がある）は61.8%、『希望がない』（希望がない+どちらかといえば希望がない）は32.5%となっています。



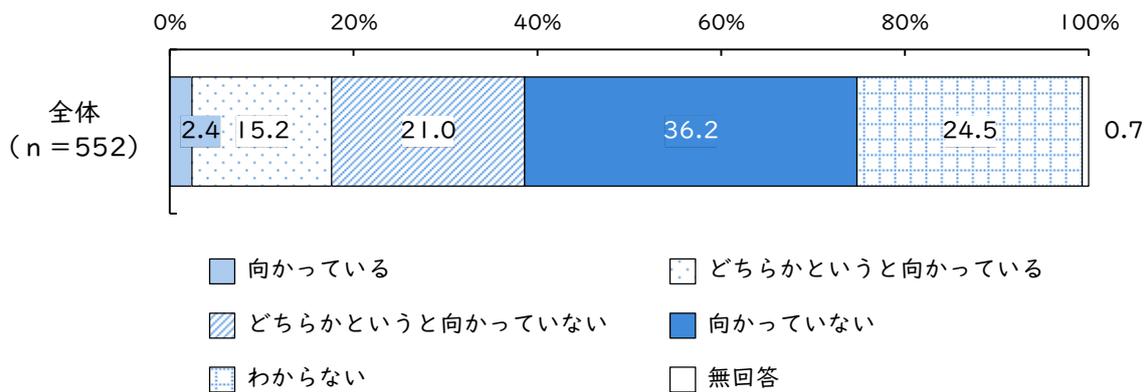
#### ⑤富士宮市の将来は明るいと思うか

「わからない」が30.3%と最も多く、次いで「どちらかといえば明るい」が29.5%、「どちらかといえば暗い」が20.3%などとなっています。また、『明るい』（明るい+どちらかといえば明るい）は35.3%、『暗い』（暗い+どちらかといえば暗い）は28.8%となっています。



⑥今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか

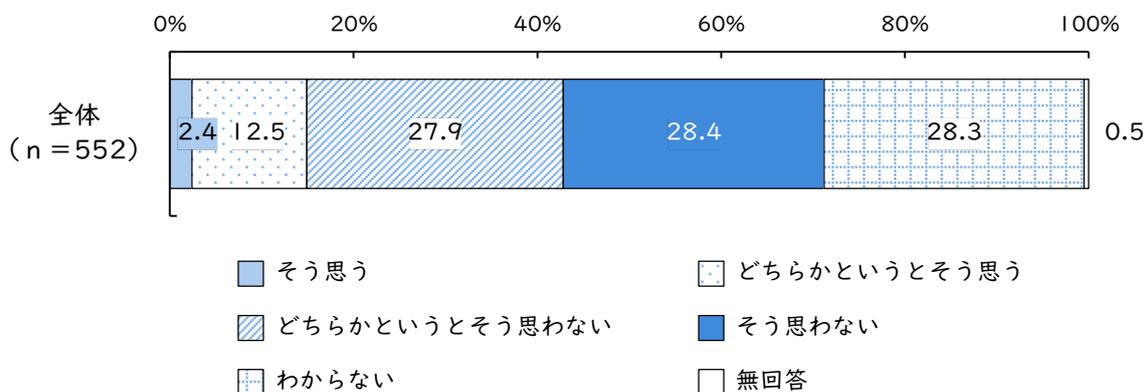
「向かっていない」が36.2%と最も多く、次いで「わからない」が24.5%、「どちらかという  
と向かっていない」が21.0%などとなっています。また、『向かっている』（向かっている+ど  
ちらかというと向かっている）は17.6%、『向かっていない』（向かっていない+どちらかとい  
うと向かっていない）は57.2%となっています。



※「こどもまんなか社会」とは…こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善であることを一番に  
考え、こども本人の意見・考えなどを政策に反映していく社会。

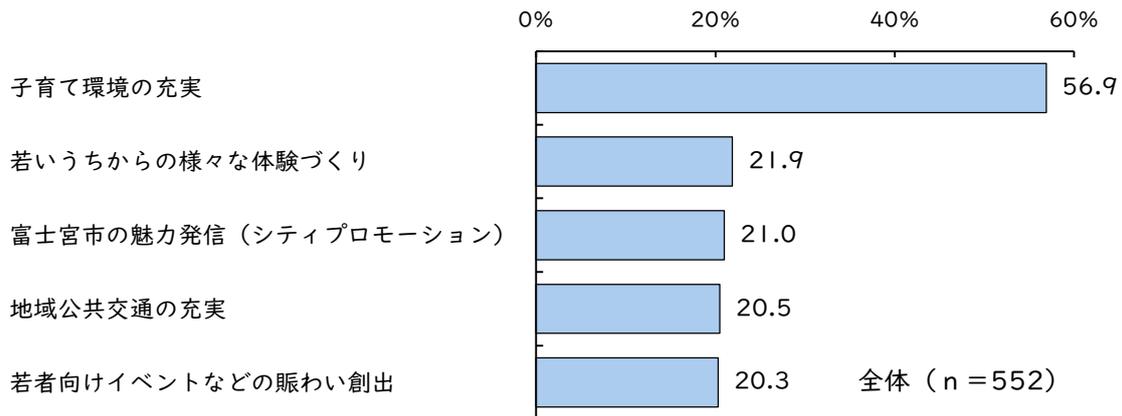
⑦こども政策に関して意見を聞いてもらえていると思うか

「そう思わない」が28.4%と最も多く、次いで「わからない」が28.3%、「どちらかという  
とそう思わない」が27.9%などとなっています。また、『思う』（そう思う+どちらかという  
とそう思う）は14.9%、『思わない』（そう思わない+どちらかという  
とそう思わない）は56.3%となっています。



⑧若者の地元定着を促進するために、富士宮市が力を入れるべきこと(複数回答可)

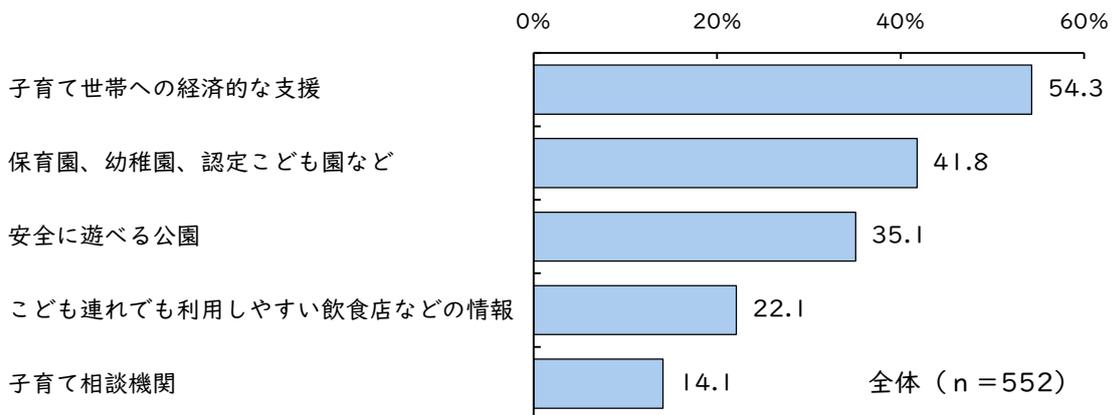
「子育て環境の充実」が56.9%と最も多く、次いで「若いうちからの様々な体験づくり」が21.9%、「富士宮市の魅力発信(シティプロモーション)」が21.0%などとなっています。



※上位5項目のみ掲載

⑨子育てを考える上で、富士宮市でより充実させた方が良いこと(複数回答可)

「子育て世帯への経済的な支援」が54.3%と最も多く、次いで「保育園、幼稚園、認定こども園など」が41.8%、「安全に遊べる公園」が35.1%などとなっています。

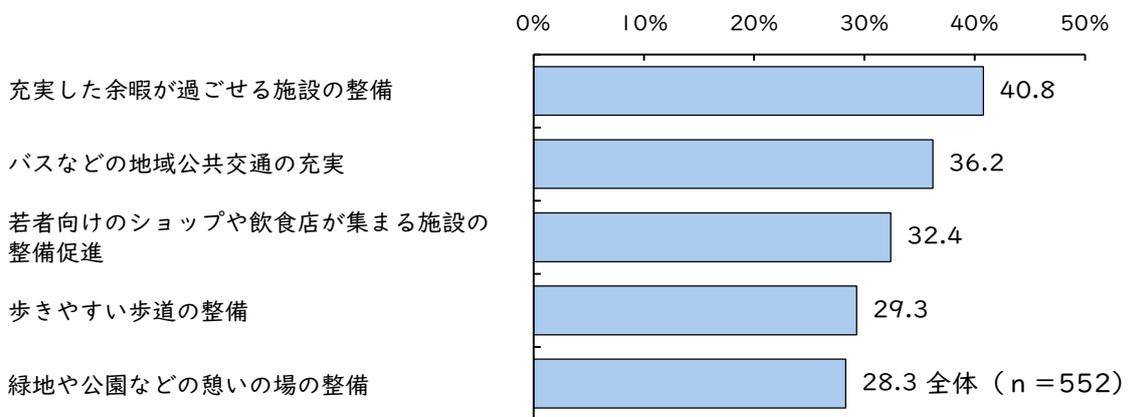


※上位5項目のみ掲載

⑩魅力あるまちづくりを進めるために、富士宮市が力を入れるべきこと  
(複数回答可)

<ハード面>

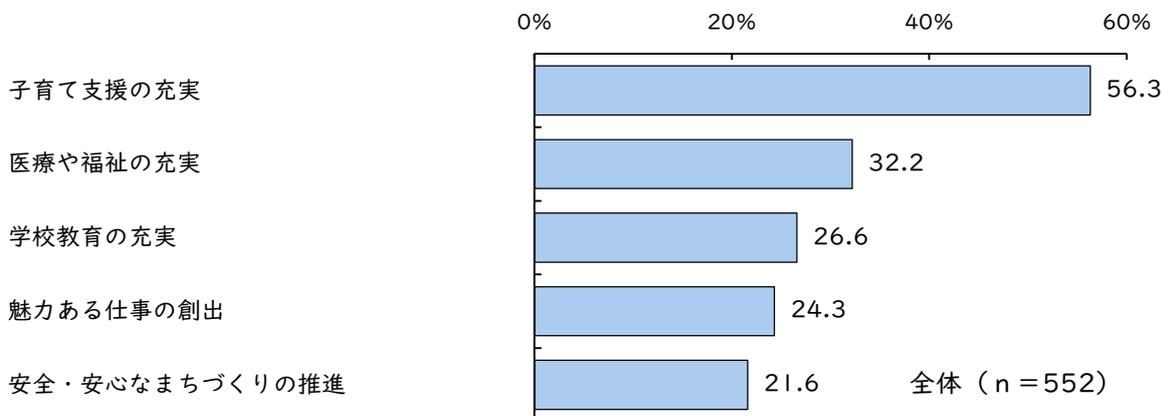
「充実した余暇が過ごせる施設の整備」が40.8%と最も多く、次いで「バスなどの地域公共交通の充実」が36.2%、「若者向けのショップや飲食店が集まる施設の整備促進」が32.4%などとなっています。



※上位5項目のみ掲載

<ソフト面>

「子育て支援の充実」が56.3%と最も多く、次いで「医療や福祉の充実」が32.2%、「学校教育の充実」が26.6%などとなっています。



※上位5項目のみ掲載

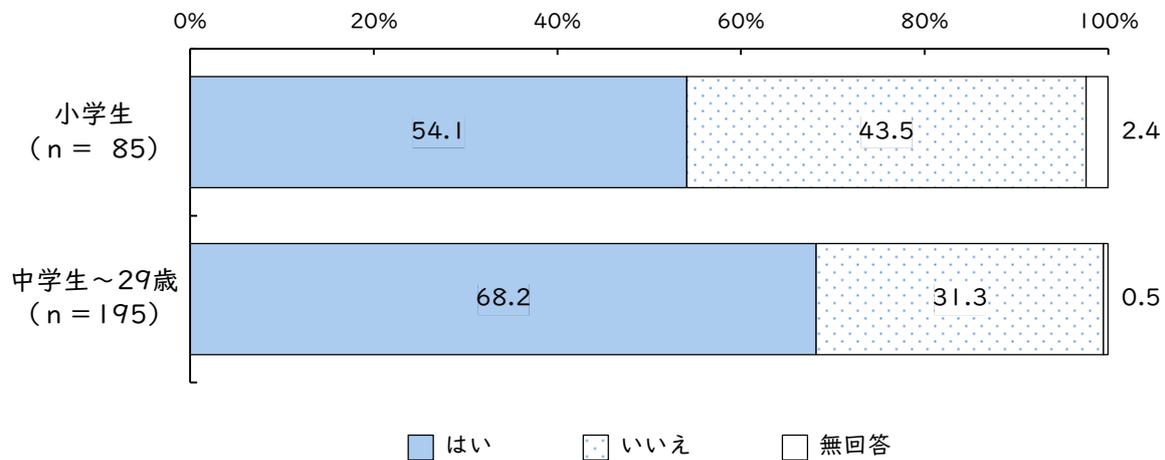
(3) こども・若者の居場所等に関するアンケート調査

調査対象	小学生（200s）、中学生～29歳（800s）
調査日	令和6年10月17日～10月31日
調査方法	郵送配布・郵送+Web回収

①家や学校以外に、“ここに居たい”と感じる居場所がほしいか

<小学生> 「はい」が54.1%、「いいえ」が43.5%となっています。

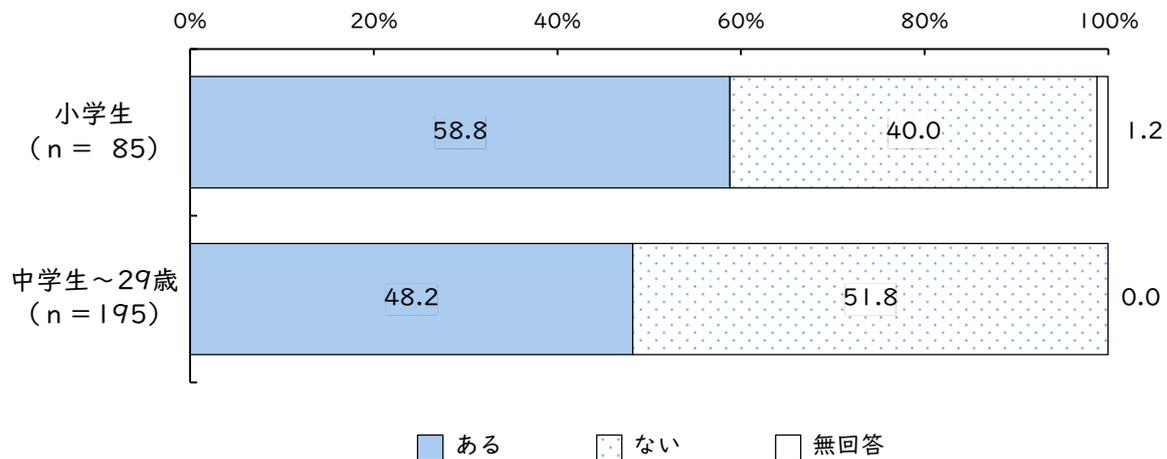
<中学生～29歳> 「はい」が68.2%、「いいえ」が31.3%となっています。



②家や学校以外に、“ここに居たい”と感じる居場所があるか

<小学生> 「ある」が58.8%、「ない」が40.0%となっています。

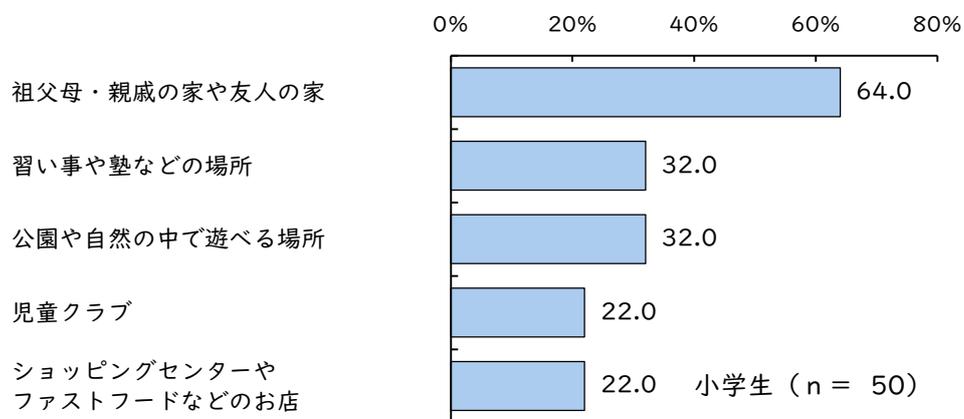
<中学生～29歳> 「ある」が48.2%、「ない」が51.8%となっています。



③家や学校以外の“ここに居たい”と感じる居場所（複数回答可）

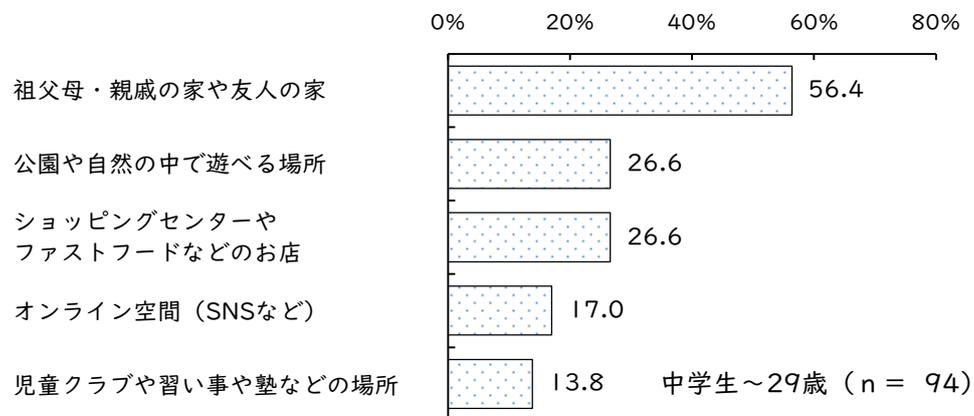
<小学生>

「祖父母・親戚の家や友人の家」が64.0%と最も多く、次いで「習い事や塾などの場所」、「公園や自然の中で遊べる場所」がそれぞれ32.0%、「児童クラブ」、「ショッピングセンターやファストフードなどのお店」がそれぞれ22.0%などとなっています。



<中学生～29歳>

「祖父母・親戚の家や友人の家」が56.4%と最も多く、次いで「公園や自然の中で遊べる場所」、「ショッピングセンターやファストフードなどのお店」がそれぞれ26.6%、「オンライン空間（SNSなど）」が17.0%などとなっています。

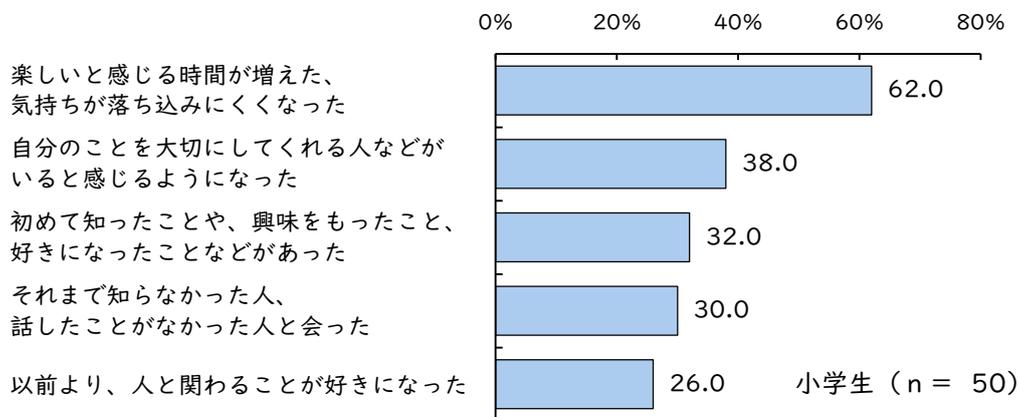


※上位5項目のみ掲載  
 ※居場所がある人のみ回答

④居場所に行くようになって、変わったこと（複数回答可）

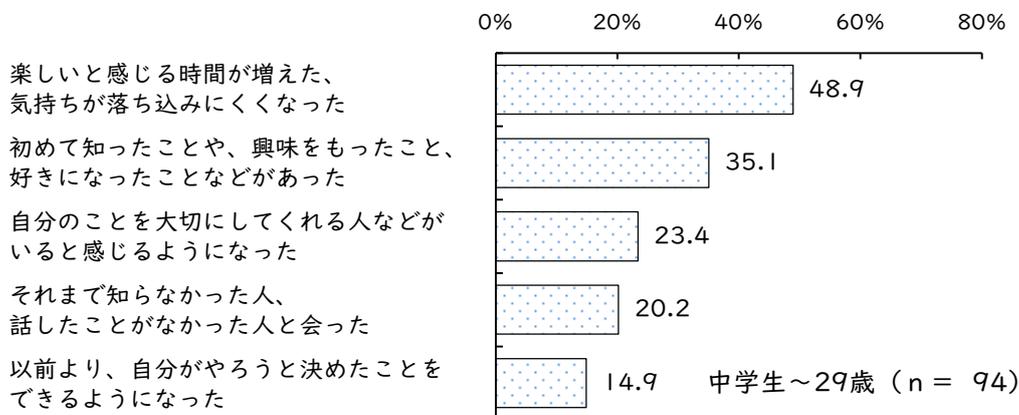
<小学生>

「楽しいと感じる時間が増えた、気持ちが落ち込みにくくなった」が62.0%と最も多く、次いで「自分のことを大切にしてくれる人などがいると感じるようになった」が38.0%、「初めて知ったことや、興味をもったこと、好きになったことなどがあった」が32.0%などとなっています。



<中学生～29歳>

「楽しいと感じる時間が増えた、気持ちが落ち込みにくくなった」が48.9%と最も多く、次いで「初めて知ったことや、興味をもったこと、好きになったことなどがあった」が35.1%、「自分のことを大切にしてくれる人などがいると感じるようになった」が23.4%などとなっています。



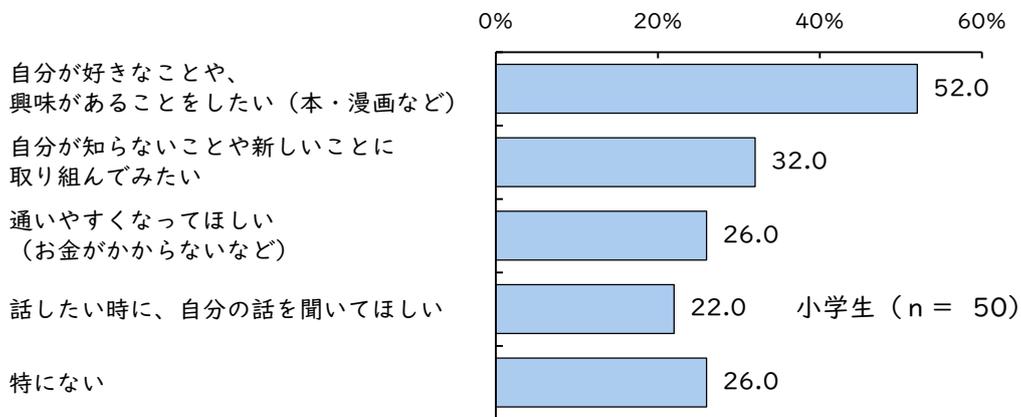
※上位5項目のみ掲載

※居場所がある人のみ回答

⑤居場所でやってみたいこと、もっとこうだったらいいのと思うこと  
(複数回答可)

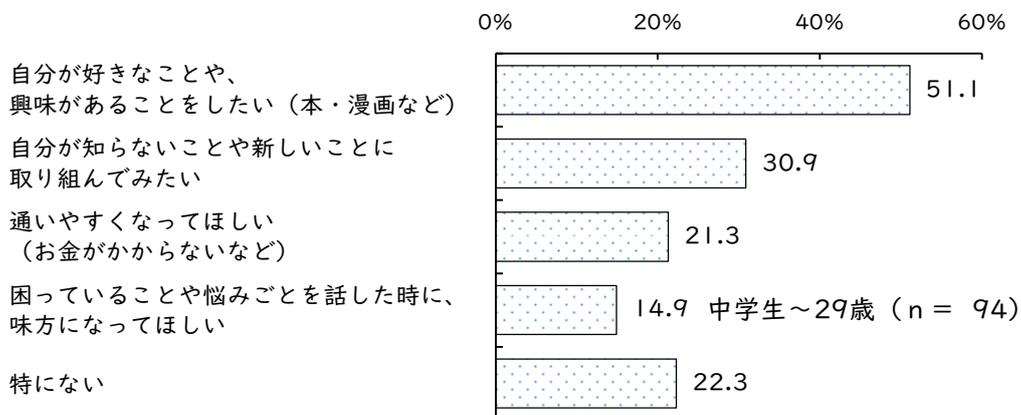
<小学生>

「自分が好きなことや、興味があることをしたい(本・漫画など)」が52.0%と最も多く、次いで「自分が知らないことや新しいことに取り組んでみたい」が32.0%、「通いやすくなってほしい(お金がかからないなど)」、「特にない」がそれぞれ26.0%などとなっています。



<中学生～29歳>

「自分が好きなことや、興味があることをしたい(本・漫画など)」が51.1%と最も多く、次いで「自分が知らないことや新しいことに取り組んでみたい」が30.9%、「特にない」が22.3%などとなっています。

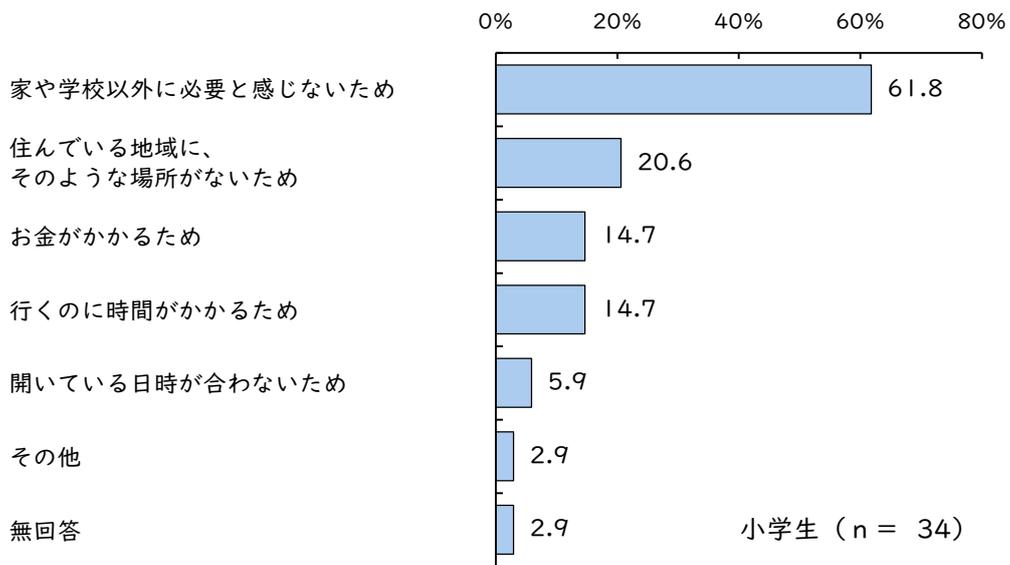


※上位5項目のみ掲載  
※居場所がある人のみ回答

⑥家や学校以外に、“ここに居たい”と感じる場所がない理由（複数回答可）

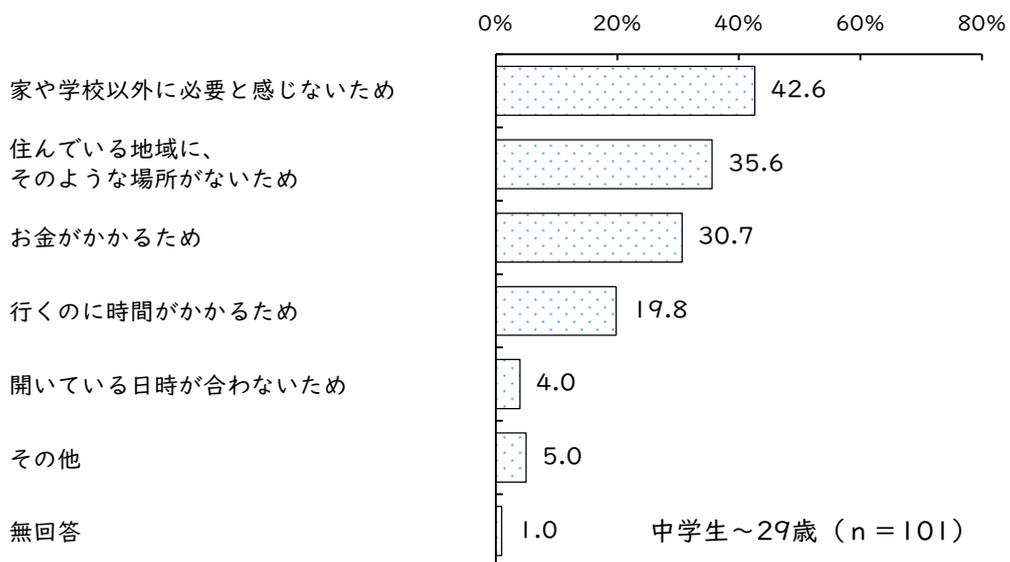
<小学生>

「家や学校以外に必要と感じないため」が61.8%と最も多く、次いで「住んでいる地域に、そのような場所がないため」が20.6%、「お金がかかるため」、「行くのに時間がかかるため」がそれぞれ14.7%などとなっています。



<中学生～29歳>

「家や学校以外に必要と感じないため」が42.6%と最も多く、次いで「住んでいる地域に、そのような場所がないため」が35.6%、「お金がかかるため」が30.7%などとなっています。

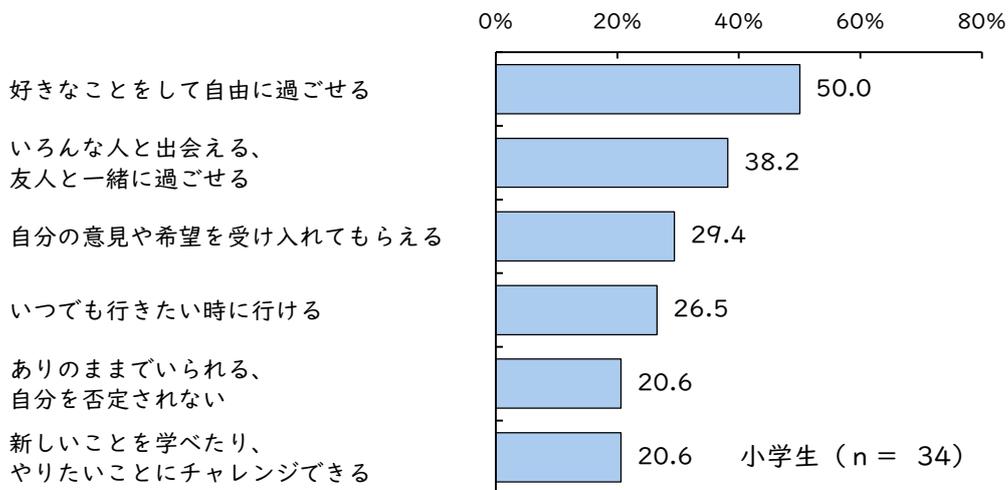


※居場所がない人のみ回答

⑦行ってみたいと思う場所（複数回答可）

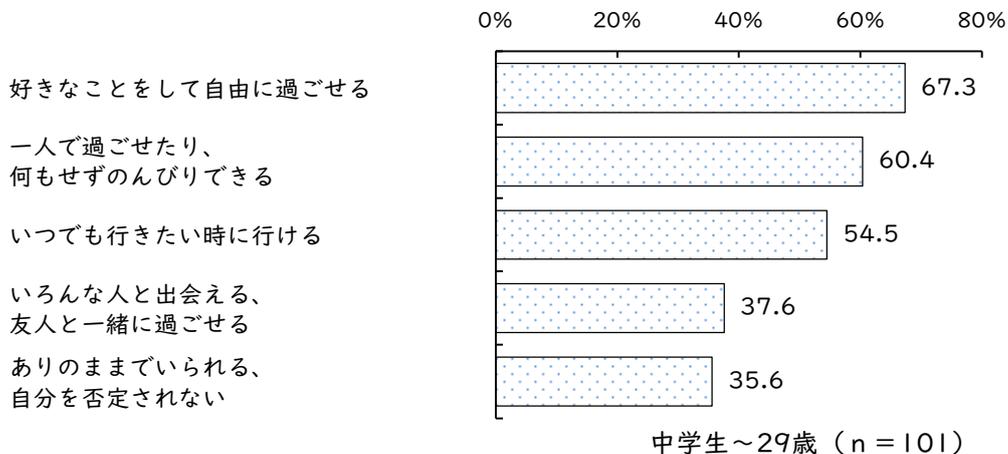
<小学生>

「好きなことをして自由に過ごせる」が50.0%と最も多く、次いで「いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」が38.2%、「自分の意見や希望を受け入れてもらえる」が29.4%などとなっています。



<中学生～29歳>

「好きなことをして自由に過ごせる」が67.3%と最も多く、次いで「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」が60.4%、「いつでも行きたい時に行ける」が54.5%などとなっています。



※上位5項目のみ掲載  
 ※居場所がない人のみ回答

調査対象	居場所づくり関係者（13団体）
調査日	令和6年12月11日～12月25日（ヒアリング：12月19日、21日、22日）
調査方法	郵送配布・郵送回収（7団体）＋ヒアリング（5団体） 回収率：92.3%

### ①こども・若者の居場所を立ち上げた背景・経緯

- ◇ 自主的な学習を必要としているのに、親が多忙でみてあげられないという話を聞いたことがきっかけです。
- ◇ 平日日中の居場所や長期休暇中の居場所として、学齢期のこどもを施設で受け入れたことがあったので、地域の寄り合いを主催する際にこどもが参加できる時間枠を設けました。
- ◇ 携わっている放課後児童クラブを利用している児童や卒業生が登校拒否に陥っていることを知り、何とかしたいという思いから立ち上げました。
- ◇ 地域で増加する経済的困難を抱える家庭や社会的孤立、不登校などの課題に対応するために立ち上げられました。
- ◇ こども・若者が安心して集い、夢を語り合える場所や、こども・若者が自分の夢を描き未来に向かって成長できる環境をつくりあげたいと思ったからです。
- ◇ 不登校児童の増加に伴い、居場所を求める声が多かったことがきっかけです。
- ◇ ちゃんと食べられていないこどもの話をよく耳にしたり、コロナ禍で外に遊びに行けずにストレスを溜めている乳幼児の母親がとても多くいたりしていたので、始めました。

### ②富士宮市（又は活動地域）におけるこども・若者の課題

- ◇ 当事者家族が抱え混んでしまうケース、現状に困り感を持っていないケース、支援を受ける側の立場に抵抗があるケースなどがあり、なかなか利用者の増加につながりません。
- ◇ 富士宮市の不登校児の数が500名弱いると言われている割には、受け入れる施設があまりにも少ないと思います。
- ◇ 経済的困難や不登校、社会的孤立に悩むこども・若者が増えています。地域のつながりの希薄化や若者の地域離れも課題だと思います。
- ◇ 就職に向けた支援が不足しています。
- ◇ 社会性の欠如や多世代間の交流不足が問題視されています。

### ③大切にしている理念

- ◇ こどもたちで考えて行動に移すこと、「自分たちでつくるご飯のおいしさや自分でつくること、みんなで食べることの楽しさ」を大切に活動しています。
- ◇ 「やってみせ 言って聞かせて やってみせ ほめてやらねば 人は動かじ」の精神で接するように心がけています。
- ◇ ①安心・安全な環境。②多様性の尊重。③つながりの構築。④自己肯定感の向上。
- ◇ こども・若者の意見を聞き、こども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所をつくっていくということです。
- ◇ こどもから高齢者まで、障がいのある人もない人もお互いを尊重して、助け合い支え合い、安心・安全な地域福祉の向上を理念としています。

#### ④こども・若者の居場所づくりを行う上で検討すべき視点等

- ◇ まずは家の外に出たいので、安心して心地良く過ごせる場所を提供してあげることだと思います。
- ◇ 居場所に対するこども・若者のニーズが多様であることを踏まえ、一人ひとりの「いたい」、「行きたい」、「やってみたい」という視点に応じた居場所づくりが重要だと思います。
- ◇ 地域寄り合い処は高齢者の集う場所というイメージが強いので、こども・若者を含む誰でも気兼ねなく通うことのできる居場所が必要だと考えています。
- ◇ こども食堂=ご飯が食べられないこども、貧困のイメージがあるので、誰でも来ることができ空間にしたいと思います。
- ◇ 長期的な視点から、社会性を育むために地域の大人との関わりや家族以外の大人との関わりを持つことができる機会・場が必要だと思います。
- ◇ こどものニーズの把握や地域への広報活動など、施設を地域に親しみを感じてもらうための努力が必要だと思います。
- ◇ 地域や行政との連携やプライバシーの配慮、スタッフの育成、持続可能な財源の確保も必要です。

#### ⑤連携している団体・機関等

- ◇ 福祉総合相談課、こども未来課（家庭児童相談室）、障がい療育支援課
- ◇ スクールソーシャルワーカー、小中学校・高等学校、特別支援学校
- ◇ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ◇ 社会福祉協議会（県・市）、富士児童相談所
- ◇ 青少年相談センター、就労支援センター、
- ◇ 地域住民、民生委員、ボランティア、子ども会、寄り合い処、NPO法人

#### ⑥連携内容

- ◇ 活動内容や運営の相談をしたり、活動当日の運営に協力いただいています。
- ◇ 対象児童・生徒やその家庭の情報や支援の方向性についての情報を共有しています。
- ◇ 小学生対象のこども勉強会において、退職教員に学習支援をしていただいています。

#### ⑦問題点等

- ◇ 一部の学校にしか周知されていません。例え周知が進んだとしても、現状では受け入れられるキャパシティが少ないので、対応は難しいと思います。
- ◇ 挨拶やチラシを通して各団体や機関に認知されていると思うものの、そこからの動きが見られません。
- ◇ 団体間での情報共有が十分でない場合があり、支援が必要な家庭へのアプローチが遅れることがあります。人手不足に加え、活動や連携の意義が地域全体に十分に理解されていないので、協力を得るためにも時間がかかります。
- ◇ 核家族化や世帯規模の縮小、働き方の変化等に伴い身近な地域社会におけるつながりを避ける傾向が見られ、結果として地域における人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。

### ⑧今後、連携したい団体・機関

- ◇ 行政機関、市青少年センター
- ◇ 他の地域の居場所、他の子育て支援団体、地域ボランティア団体
- ◇ 保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校・高等学校、大学
- ◇ 就労支援施設
- ◇ 医療機関

### ⑨連携内容

- ◇ 課題の共有や課題解決に向けた協力をしたいです。
- ◇ 市青少年センターと連携して、交通の問題で市青少年センターに行けない児童の移動支援や市青少年センター利用の前後の時間帯の受け入れなどを行いたいです。
- ◇ 学校と連携し、不登校のこどもや学習の遅れのあるこどもに対して、フリースクールや学習支援を行いたいです。
- ◇ 児童から成人へ向けた移行や情報共有を行いたいです。
- ◇ 出口支援先（就労支援）としてつながりたいです。

### ⑩居場所を運営することにより、こども・若者に生じた変化

- ◇ 幅広い年代と一緒に、活動することで、世代を超えた関係性が生まれ、参加したこども同士の交流も深まっています。
- ◇ 活動に参加した小学生が、包丁等の道具の使い方を身に付けたり、調理を行うために必要な準備を覚えて一緒に行ったりするなど、生活に必要な力を徐々に身に付けています。
- ◇ 活動内容によっては参加者が食材を持って来てくれることもあるので、家庭での親子の会話や家庭内の交流の促進にもつながっていると思われます。
- ◇ 学校や家庭に居場所がなかった中学3年生が無事卒業し、高校に進学することができました。
- ◇ なかなか家から出られなかった若者が、定期的な寄り合いへの参加を経て、施設の通所に至りました。
- ◇ 不安や孤独感が軽減したり、自分に自信を持てるようになったり、コミュニケーション能力や協調性が向上したりしました。
- ◇ 価値観が多様化するので、安心して生活できるようになっています。
- ◇ 小中学生が参加することで、運営ボランティアとして関わりたいという意識が芽生えています。
- ◇ 参加者同士が仲良くなりました。自分より小さいこどもを気にかけてあげられるようになりました。
- ◇ 年配の地域ボランティアから教わることをこどもが素直に受け止め、自ら実践できるようになってきました。

### ⑪居場所を運営することにより、運営側に生じた変化

- ◇ 普段関わることの少ない幅広い年齢の方と交流することができ、横のつながりがたくさんできたと感じます。
- ◇ 学習ボランティアの先生や市民サークル団体、NPO法人などの色々な人と関わる機会が増えました。
- ◇ こどもの成長や笑顔にふれることで活動に対するモチベーションが上がりました。こどもたち一人ひとりの背景や特性を深く理解できるようになりました。
- ◇ 「年齢に関係なく集う場所づくり」の大切さの認識が高まっています。
- ◇ 来てくれる方との会話やスタッフ同士での準備をとても楽しんでいるので、元気になれます。
- ◇ こどもに対する声かけが、とてもやさしく丁寧になってきています。

### ⑫居場所を運営することにより、地域に生じた変化

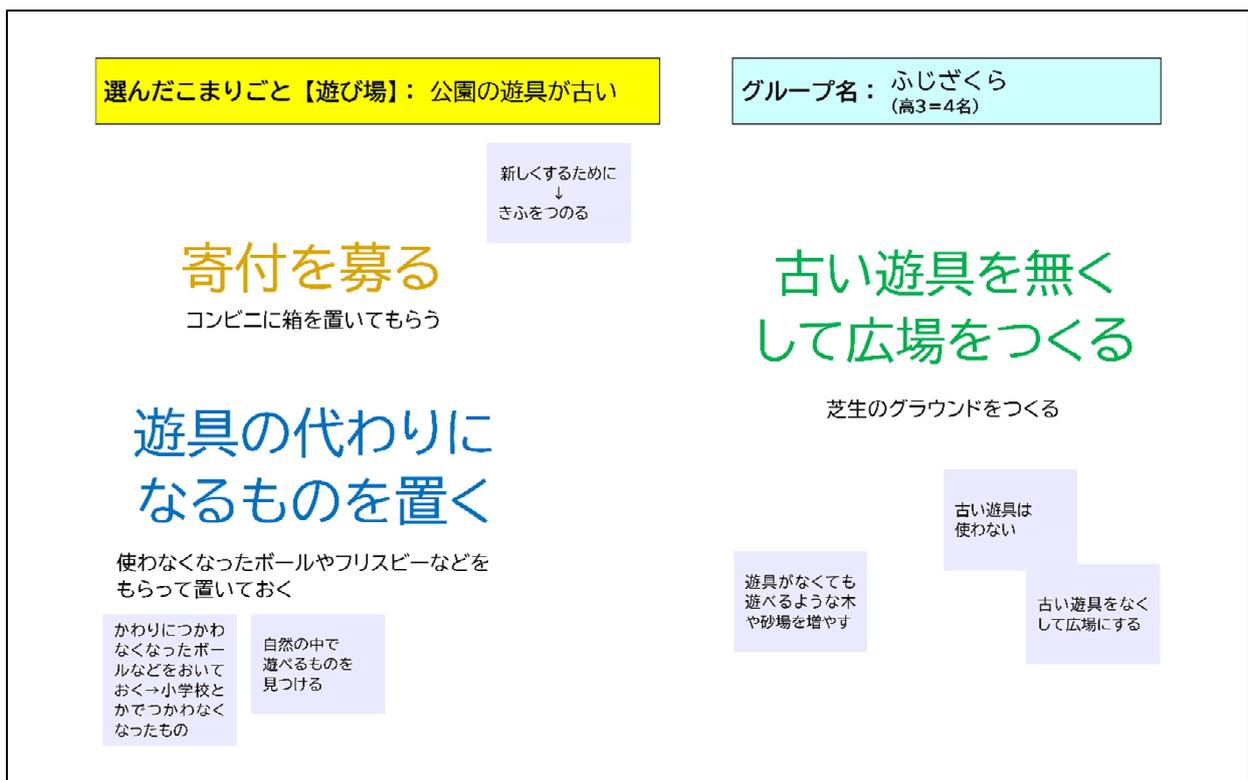
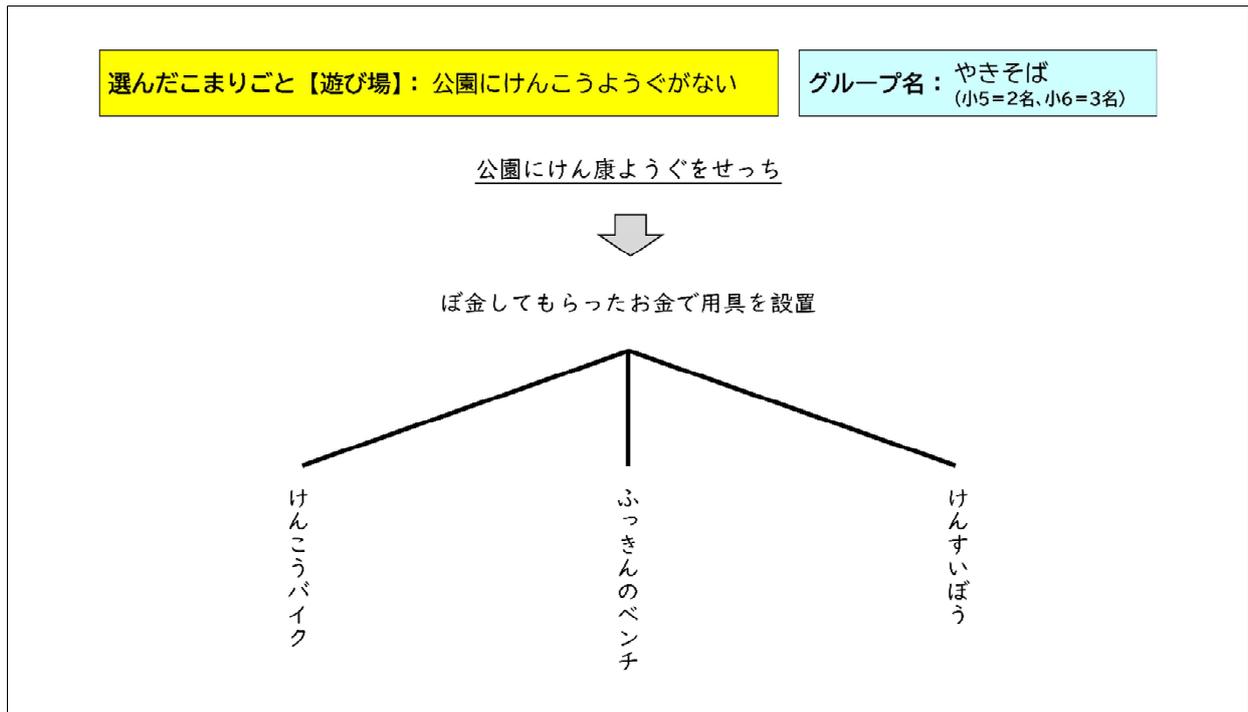
- ◇ 地域の高齢者と定期的に顔を合わせてコミュニケーションをとることができるようになりました。
- ◇ 近所の方も来てくださるようになり、地域が明るくなった感じがします。
- ◇ 地域住民のボランティアが増えました。居場所ある地区からだけではなく、個人や農家の方から食材を提供してもらっています。

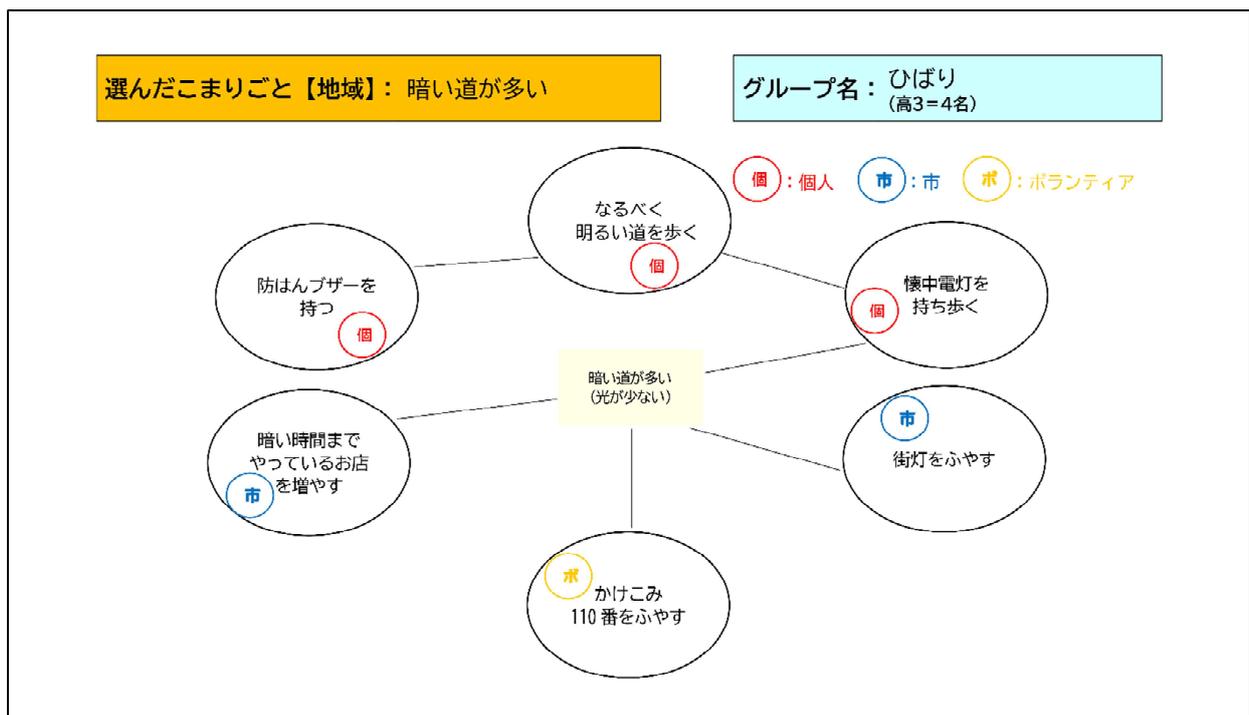
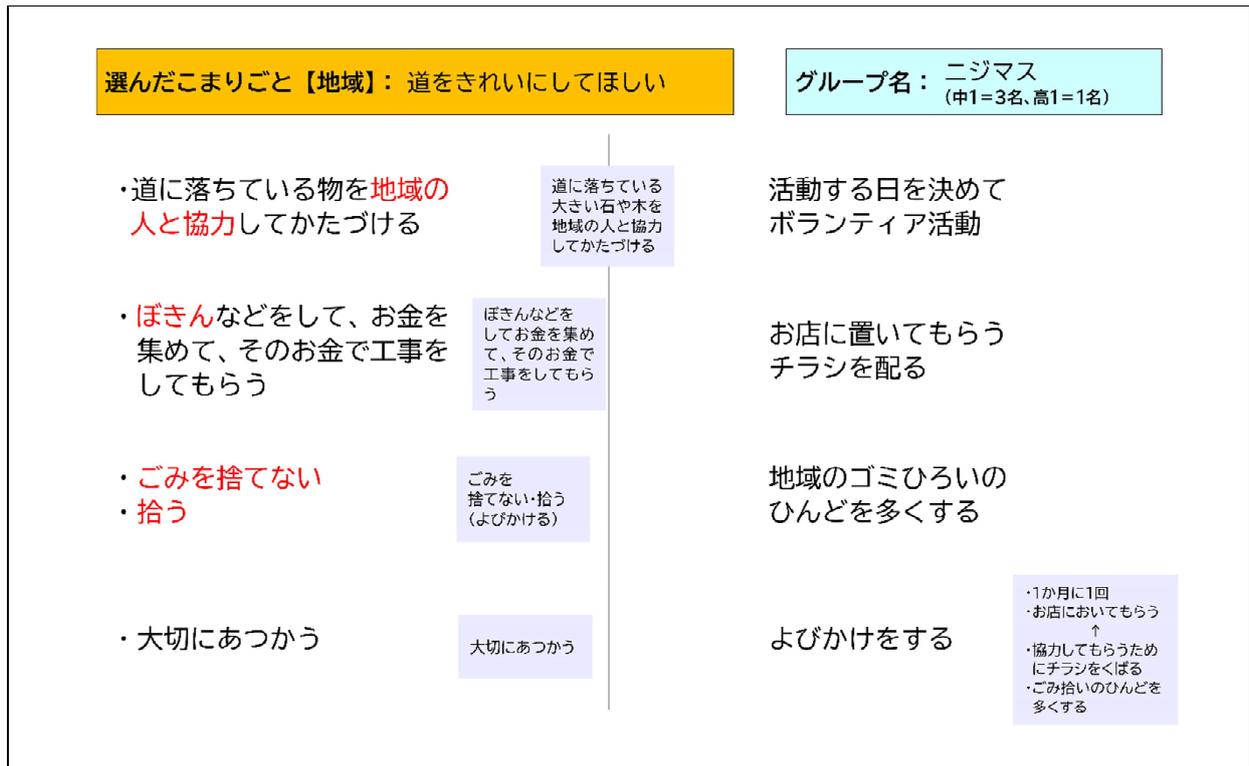
### ⑬居場所を運営する中で抱えている課題等

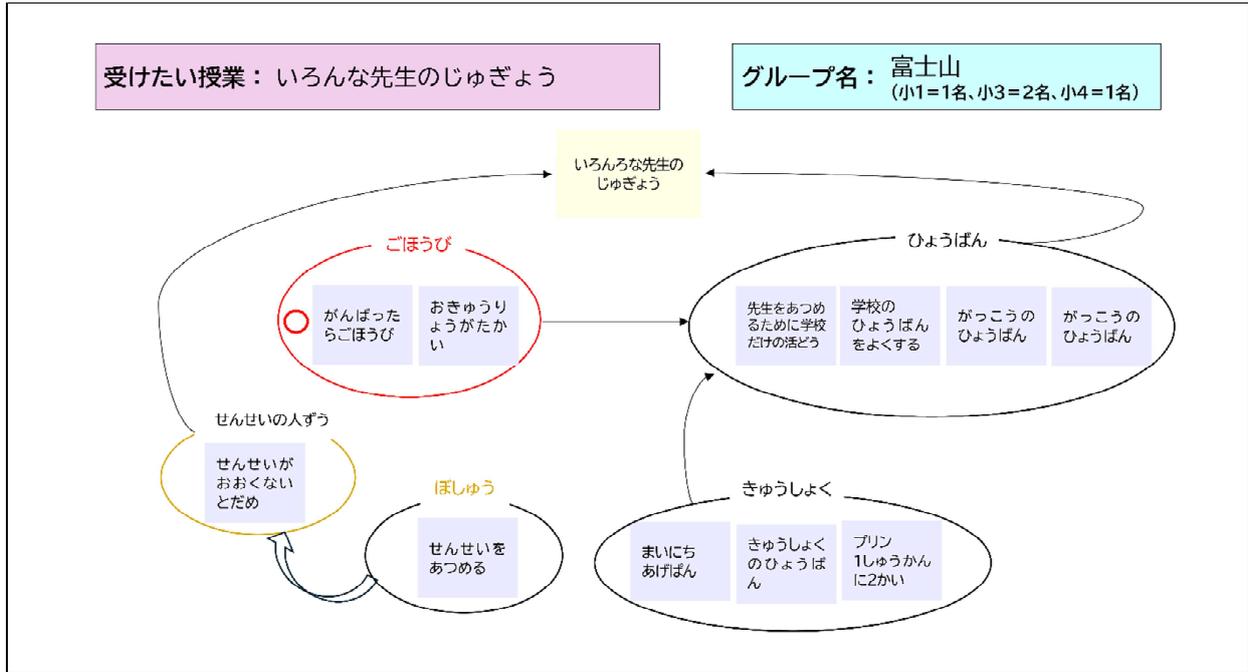
- ◇ 一旦終了した地域の寄り合い処を当事業所が再スタートさせましたが、地域で他に引き継げる人がいれば引き継いだ方が良く考えています。
- ◇ メイン事業の利用者に何らかの役割を見付け、社会参加の機会になれば良いと考えています。
- ◇ 居場所づくりやフリースクールが文科省の管轄なのか、厚労省の管轄なのか、こども庁の管轄なのかが、はっきりとしていません。
- ◇ 利用者の地域を限定しないのであれば、市街化地域で開設しなければならないという縛りがあります。困っている人に手を差し伸べるだけでも様々な法律や規制・規則があるので、すんなりと支援できないことが残念です。
- ◇ 補助金や助成金が出ないと、施設で働く人に給料が出せません。
- ◇ 必要な資金を安定的に確保することが難しく、助成金や寄附に依存する部分が多いので、持続可能な財源確保が課題です。
- ◇ 居場所の重要性や活動の意義について地域住民の理解が十分でない場合があり、支援や協力が得られないことが課題です。
- ◇ まだ知られていないので、もっと沢山の方に遊びに来てもらいたいです。
- ◇ 孤独なシニアが多いので、シニアとこどもが近くなれば良いと思います。
- ◇ 私たちは月1回しか活動ができません。居場所がないと感じているこども・若者の存在が明らかになっているのに、居場所が十分に整備されていない現状です。
- ◇ 毎回屋外にテントやテーブルを出して食事をしているので、雨が降ると困ります。
- ◇ こどもの託児をし、母親がリラックスできるイベントはとても好評ですが、こどもをみるスタッフを確保することが大変です。

(4) 富士宮市がこんなまちになったらいいな ♪ ワークショップ

参加者	小学生低学年3名・高学年6名、中学生3名、高校生13名（合計25名）
開催場所	富士宮市役所 7階
開催日時	令和6年9月7日 9:30~11:30







**受けたい授業： 職業体験** **グループ名： かえで**  
(高2=3名、高3=1名)

**①事前学習**

自分の就きたい職業の主な仕事を体験する。(例)美容師だったらマネキン、ハサミを用意して、ヘアカットをしてみるなど。保育士だったら、保育園に行って子どもと関わる。

自分の興味ある職業にアポをとり、直接見に行く。

地元の企業にアポを取って、体験・見学をさせてもらう。

工場や職場を見学に行く。その仕事の人に話を聞く。

・自分の興味のある職業を調べる  
・企業へ体験見学をしに行く

**②出前講座**

様々な職業の人を学校に呼ぶ(学校のことを知らない人)

直接見に行くのが難しいならもぎ体験をする。

職業講和  
いろいろな業種を知ること  
で、どんな体験したいかな  
などと思える。

・様々な職業の人を学校に呼ぶ

**③物品販売**

自分たちで作ったものを月1程度で店をあげて販売してみる。

・自分たちで作ったものを実際に販売してみる

(5) 二十歳を迎える方と市長が語る会

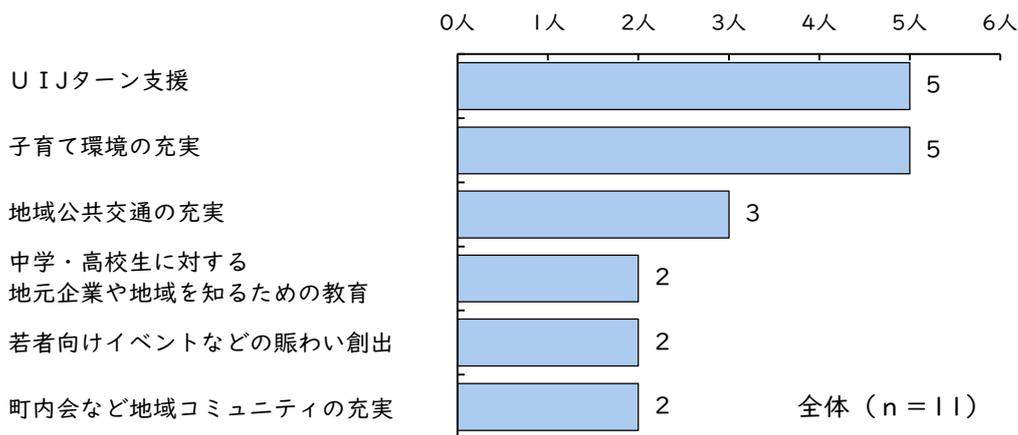
参加者	20歳を迎える若者11名
開催日	令和6年11月2日

「二十歳を迎える方と市長が語る会」は、今年度、20歳を迎える若者が20歳になっての抱負や今後のまちづくりに望むことなどを市長と語る、本市独自のイベントです。

市長と語る前に、「若者の生活や少子化に関するアンケート」の設問の一つである“若者の地元定着を促進するために、富士宮市が力を入れるべきこと”を尋ねたところ、二十歳を迎えるという年齢を背景に、15歳～39歳を対象とした調査結果とやや異なる傾向がみられました。

若者の地元定着を促進するために、富士宮市が力を入れるべきこと（2つまで）

「UIJターン支援」と「子育て環境の充実」を選んだ参加者が5人ずつと多く、子育ての他、20歳を迎え、社会人に成り立てや今後数年で社会人として働き始めるために市として注力してもらいたい項目が上位となっています。



※複数人から回答のあった項目のみ掲載

### これからのまちづくりについて

- ◇ 商店街で色々なイベントが開催され、もっと活気あふれるまちになってくれたらうれしい。イベントに行ったり、出店する側で参加したりして、明るく楽しいまちづくりの手伝いをしたい。
- ◇ 商店街を明るく活動的になるように様々な企業を呼び込んで、音楽があふれるようなまちづくりをしてほしい。
- ◇ こどもたちが富士宮市を住みやすいまちであると感じてくれるのであれば、大人になったときに富士宮市のために働き、よりよいまちにすることができると考えます。
- ◇ こどもや高齢者、障がいを持った方々など、すべての人が互いに尊敬しながら毎日を楽しく過ごすことができるまち、富士宮市の地形を生かして自然も大切にしながら豊かに暮らすことができるまちになってほしい。
- ◇ 自然保護、農産業、観光客の呼び込みといったことを継続しながら、もっと住みやすいまち、住んでみたいと感じる町にするために、地域の方々の交流が盛んなまち、誰もが幸せな毎日を送ることができるまちを目指してほしい。
- ◇ 世界文化遺産などの観光だけでなく、色々な観光場所をつくり、様々な場所からの観光客で賑わうような明るいまちになってほしい。
- ◇ 周囲の自然環境が落ち着いていて、災害対策がなされ、子育て環境が充実している住み続けたいと思われるまちになってほしく、これらを一緒に達成できるよう頑張りたい。
- ◇ 北部地域の活性化（移動手段の確保、公共交通機関の充実、商業施設の誘致、地域の魅力発信、地域コミュニティの強化）が必要と考えます。
- ◇ 観光と地域産業の発展、そして若者や子育て世代が住みやすいまち（自然と都市機能の融合したまち）になってほしい。
- ◇ 妊娠・出産・子育てに力を入れ、こどもがあふれるまちになってほしい。

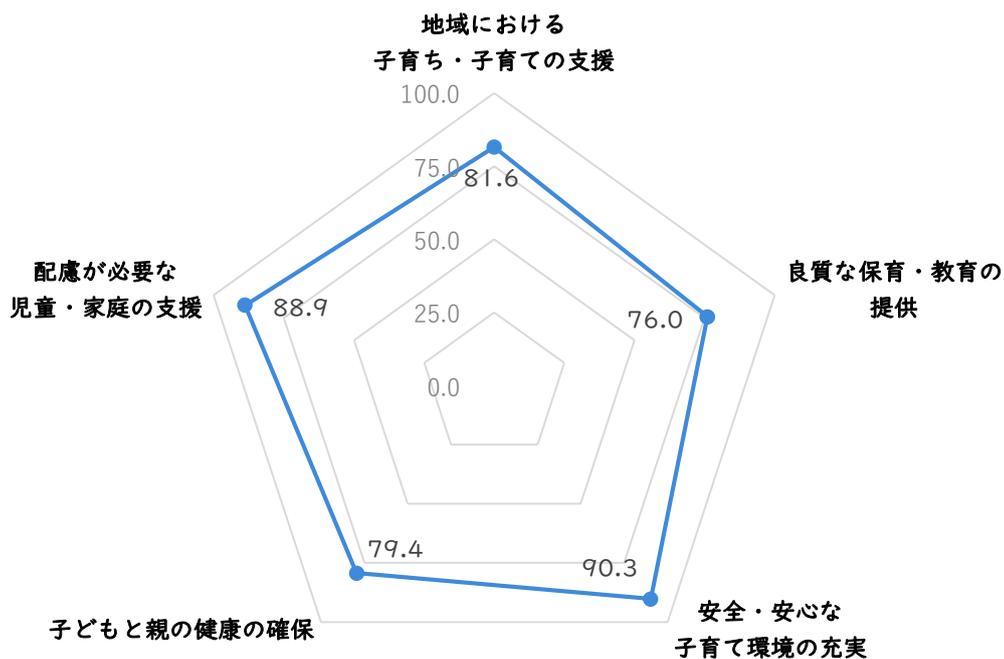
### 3 第2期 富士宮市 子ども・子育て支援事業計画の評価

現行の第2期計画の施策体系に沿って、各目標、施策、取組ごとに担当課による自己評価を行いました。その結果、達成度の全体平均点は83.7点となっています。

目標ごとにみると、「3 安全・安心な子育て環境の充実」(取組数=34個)が90.3点で最も高く、次いで、「5 配慮が必要な児童・家庭の支援」(取組数=37個)が88.9点、「1 地域における子育て・子育ての支援」(取組数=36個)が81.6点、「4 こどもと親の健康の確保」(取組数=34個)が79.4点、「2 良質な保育・教育の提供」(取組数=30個)が76.0点の順で、トップの「3 安全・安心な子育て環境の充実」と5位の「2 良質な保育・教育の提供」で、14.3ポイントの差がみられます。

目 標		達成度の平均点 (100点満点中)
1	地域における子育て・子育ての支援	81.6
2	良質な保育・教育の提供	76.0
3	安全・安心な子育て環境の充実	90.3
4	こどもと親の健康の確保	79.4
5	配慮が必要な児童・家庭の支援	88.9
全 体		83.7

#### 【各目標の達成度】



## 第3章 計画の基本的な考え方

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

誰もが自分らしく幸せに生きることができ  
る社会へ  
～こどもまんなか富士宮～

### 2 計画の基本方針

「こども大綱」及び「静岡県こども計画」の基本方針を踏まえ、本計画の基本方針は以下の5つを設定します。

#### 1 こども・若者の権利を保障し、今とこれからの最善の利益を実現

⇒年齢や経験の浅さ等を理由に、こども達の権利を侵すことは誰にも許されません。健全に成長し、将来に夢や希望を見つけることができるよう、あらゆる危険や困難、暴力等からこども達を守ります。

#### 2 こども・若者、子育て当事者の意見聴取と施策への反映を実現

⇒計画の主たる対象にとって心の拠り所となる取組の推進を目指し、当事者達の意見や想いに耳を傾け、計画に反映します。また、定期的に意見聴取を行い、時代によって変わりゆくニーズの把握を心がけます。

#### 3 ライフステージに応じた切れ目ない支援を実現

⇒こども・若者の年代は大きくライフステージが変化する時期であるため、適切な支援を継続して提供できるよう、関係機関等と連携します。さらに、思春期や妊娠等、その時期特有の悩み等に親身に寄り添います。

#### 4 すべてのこども・若者が安心して成長・活躍できる社会を実現

⇒生まれ育った環境に関係なく、すべてのこども・若者が様々な経験を通じて成長し、一人ひとりが望む方面で活躍することができるよう、また、自己肯定感を高く保ち自らのことを愛することができるよう、貧困等の課題解決に努めます。

#### 5 結婚・出産・子育ての選択ができ、希望がかなえられる社会を実現

⇒一人ひとりのライフプランを尊重し、どのような道を選んだとしても不利益を被ることがない社会づくりを行います。さらに、その選択に応じた支援を充実させることで、多様な生き方や考え方を認め合う風土をつくります。

### 3 計画の体系図

基本理念	基本方針	施策の視点	施策の方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">誰もが自分らしく幸せに生きることができ る社会へ く子どもまんなか富士宮く</p>	<p>1 2 3 4 5</p> <p>こども・若者の権利を保障し、今とこれからの最善の利益を実現</p> <p>こども・若者、子育て当事者の意見聴取と施策への反映を実現</p> <p>ライフステージに応じた切れ目ない支援を実現</p> <p>すべてのこども・若者が安心して成長・活躍できる社会を実現</p> <p>結婚・出産・子育ての選択ができ、希望がかなえられる社会を実現</p>	<p style="text-align: center;">1 ライフステージを通じた施策</p>	<p>(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有</p> <p>(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</p> <p>(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</p> <p>(4) こどもの貧困対策</p> <p>(5) 障がいのあるこども・医療的ケア児等への支援</p> <p>(6) 児童虐待など、困難な状況にいるこどもたちの支援</p> <p>(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組</p>
		<p style="text-align: center;">2 ライフステージ別の施策</p>	<p>(1) こどもの誕生前から幼児期まで</p> <p>(2) 学童期・思春期</p> <p>(3) 青年期</p>
		<p style="text-align: center;">3 子育て当事者への支援に関する施策</p>	<p>(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <p>(2) 地域子育て支援、家庭教育支援</p> <p>(3) 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大</p> <p>(4) ひとり親家庭への支援</p>

具体的な事業・取り組み			
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター) 新生児記念品間伐材写真立て作製業務	こどもまんなか児童福祉週間の周知・啓発 子育て施設への木製玩具配置	虐待防止に関するPR活動の推進 農業学習体験講座	富士山まちづくり出前講座 せんきょ出前講座
児童館での遊び 図書館の充実 公共施設の整備	都市公園の整備 交流センターの整備 あそびの教室	児童遊園の整備 公立保育園の園庭の開放 サイエンスワールド	こどもふれあい広場の整備 公立保育園のトイレ整備 親子・こども講座
子どもの読書活動の推進 自然体験 コミュニティ・スクール 子育てアシスト講座	富士宮市親子富士登山講習会 市民スポーツ祭 部活動の地域連携・地域移行 新生児記念品間伐材写真立て作製業務	青少年相談センター スポーツ少年団活動の推進 市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針 子育て施設への木製玩具配置	富士山環境交流プラザでの体験 有徳の人づくり推進 こども安全の日 親子農業体験
こども家庭センター(母子保健機能) 妊婦及び多胎児妊婦健康診査 産後ケア 養育支援訪問 離乳食教室 さくらんぼ教室 フッ化物洗口 新型インフルエンザ等対策の推進 ゲートキーパー養成講座	母子健康手帳の交付 産婦健康診査 乳児健康診査 子育て応援ヘルパー等派遣事業 1歳6か月児健康診査 予防接種 歯と口の健康教室 難病患者介護家族リフレッシュ事業 不妊及び不育症治療費の助成	ふじのみやや妊娠・子育て応援ナビ 新生児聴覚検査 親子関係形成支援事業(スマイルママベビー) 子育て世帯訪問支援事業 2歳児歯科健康診査 歯みがき教室 健康相談・健康教育 おやこクッキング教室 産前産後サポート事業(べいびっち)	もうすぐパパママ学級 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業) 家庭訪問 6か月児健康相談 3歳児健康診査 フッ化物塗布 感染症予防の啓発 高校生食育セミナー
児童手当 高等職業訓練促進給付金 子どもの学習・生活支援事業 要保護及び準要保護児童生徒援助	児童扶養手当 遺児福祉手当 一時預かり保育利用料減免	こども医療費助成 特別児童扶養手当 実費徴収に係る補足給付	自立支援教育訓練給付金 重症心身障害児児童扶養手当 育英奨学金
発達等相談 あすなろ園 特別児童扶養手当(再掲) 障害児保育事業 就学支援 家庭児童相談 児童虐待防止の啓発 外国人相談	児童発達支援 放課後等デイサービス 重症心身障害児児童扶養手当(再掲) 園児発達支援会 巡回相談支援 要保護児童対策地域協議会 虐待防止に関するPR活動の推進(再掲) 外国語での情報提供	療育教室(グループ指導・個別指導) 日中一時支援事業 重度障害者(児)医療費助成 医療的ケア児保育支援事業 医療的ケア支援員の配置 要保護児童対策実務者会議 こども家庭センター(児童福祉機能) 外国人児童生徒支援員の派遣	幼稚園・保育所等訪問 障害児福祉手当 自立支援医療(育成医療) 特別支援 特別支援教育就学奨励 個別ケース検討会議 こどもの居場所づくり
自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発 こころの健康観察の活用(ICTの活用) 不審者等緊急連絡網 青少年指導員の育成 安全な歩行空間の整備	スクールカウンセラー派遣 地域自主防犯活動 携帯電話・インターネットに関する講話 青少年育成連絡会の支援 ブロック塀等の安全確保事業費補助金	SOSの出し方に関する教育の推進 防犯パトロール 街頭指導活動 交通安全啓発活動	高校生向けゲートキーパー養成講座 かけこみ110番の家 青少年相談センター(再掲) 交通安全施設の整備
こども家庭センター(母子保健機能)(再掲) 妊婦及び多胎児妊婦健康診査(再掲) 産後ケア(再掲) 養育支援訪問(再掲) 離乳食教室(再掲) さくらんぼ教室(再掲) フッ化物洗口(再掲) 高校生食育セミナー(再掲) 妊娠・出産・子育てシェアサポート事業 休日保育 ファミリー・サポート・センター事業 保育所における食体験事業 多胎児育児支援(わんぱくキッズの活動) こども・若者支援推進本部	母子健康手帳の交付(再掲) 産婦健康診査(再掲) 乳児健康診査(再掲) 子育て応援ヘルパー等派遣事業(再掲) 1歳6か月児健康診査(再掲) 予防接種(再掲) 歯と口の健康教室(再掲) ゲートキーパー養成講座(再掲) 通常保育 病児・病後児保育 子育てコンシェルジュ 食育アンケートの実施 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)(再掲) 少子化対策推進本部	ふじのみやや妊娠・子育て応援ナビ(再掲) 新生児聴覚検査(再掲) 親子関係形成支援事業(スマイルママベビー)(再掲) 子育て世帯訪問支援事業(再掲) 2歳児歯科健康診査(再掲) 歯みがき教室(再掲) 健康相談・健康教育(再掲) 不妊及び不育症治療費の助成(再掲) 一時預かり 地域型保育 地域子育て相談機関 産前産後サポート事業(べいびっち)(再掲) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	もうすぐパパママ学級(再掲) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)(再掲) 家庭訪問(再掲) 6か月児健康相談(再掲) 3歳児健康診査(再掲) フッ化物塗布(再掲) おやこクッキング教室(再掲) 出生記念樹の配布 延長保育 認定こども園 家庭児童相談(再掲) 多胎妊産婦等支援事業 園・小・中学校の連携・協力
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) こどもの居場所づくり(再掲) 少子化対策推進本部(再掲) 富士山学習発表会の実施 こども主体の授業づくりの推進(市内全体研修会) 市教育研究指定校 市内全体研修会(生徒指導) 子どもの読書活動の推進(再掲) 美しい花いっぱいまちづくり事業 富士宮のお茶富士山「う宮茶」グランプリ	小規模校放課後活動送迎支援事業 こども家庭センター(児童福祉機能)(再掲) 園・小・中学校の連携・協力(再掲) 有徳の人づくり推進(再掲) 小中学校教職員海外研修 魅力ある学校づくり委託事業 校長会・教頭会 富士宮市親子富士登山講習会(再掲) 地食健康食育推進事業 酪農体験教室	子ども会活動の充実 家庭児童相談(再掲) 不登校・いじめ対策の充実 学校食育推進(宮っ子オリジナル朝食コンクール) 小規模校連携事業の推進 富士宮市教職員研究指針によるキャリアステージに応じた研修機会の推進 コンプライアンス研修 中学生ボランティア講座 世界にはばたくこどもたち育成事業 育て鱒(にじます祭)	小児慢性特定疾病医療費助成 こども・若者支援推進本部(再掲) 学校ICT環境整備の充実 小中学生のための「外国語ハンドブック」活用 特別支援教育 自立支援医療(育成医療)(再掲) 3歳児健康診査(再掲) 歯と口の健康教室(再掲) 韓国栄州市中学生交流事業
青少年相談センター(再掲) 高校生食育セミナー(再掲) 自転車盗難防止活動 富士宮高校会議所への支援 せんきょ出前講座(再掲)	母子父子寡婦福祉資金 高校生向けゲートキーパー養成講座(再掲) こども・若者支援推進本部(再掲) 高校生議会	育英奨学金(再掲) 結婚新生活支援 少子化対策推進本部(再掲) 生活困窮者自立支援事業	未来を担う高校生人材育成事業 若者チャレンジ支援施設(エキマエChallenge House CHILL IN'ナリン) 出会い・交流応援事業 ひきこもり支援推進事業
児童手当(再掲) 多子世帯保育料・利用者負担額の軽減	こども医療費助成(再掲) 子どもの学習・生活支援事業(再掲) ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	出産・子育て応援給付金 育英奨学金(再掲) 子育て支援拠点創設(子育てサロン) 子育て支援ガイド 養育支援訪問(再掲) 小中学校 家庭教育学級 広報紙等による情報発信	幼児教育・保育の無償化 こども家庭センター 子育て優待カード 親子関係形成支援事業(スマイルママベビー)(再掲) 家庭教育学級リーダールの育成 市営住宅の供給
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)(再掲) 一時預かり(再掲) ふじのみやや妊娠・子育て応援ナビ(再掲) 幼児家庭教育学級 子育てメールマガジンによる情報提供	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(再掲) 家庭訪問(再掲) 幼稚園 家庭教育学級 子育て家族のリフレッシュ講座	労働環境の改善 内職相談・斡旋	労働者福祉制度の普及啓発 公共職業安定所との連携強化
民間保育所施設整備 女性の再就職や起業に向けた学習の支援 子育て家族のリフレッシュ講座(再掲)	幼稚園教諭・保育士の確保に向けた取組の推進 地域産業の育成強化(企業誘致) 父親の育児参加応援事業	ファミリー・サポート・センター利用料助成 母子父子寡婦福祉資金(再掲)	ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成 ひとり親家庭支援相談
児童扶養手当(再掲) ひとり親家庭等自立支援給付金 要保護及び準要保護児童生徒援助(再掲)	ひとり親家庭等医療費助成 母子家庭等自立支援給付金		

## 第4章 施策の展開

## 第4章 施策の展開

### 1 ライフステージを通じた施策

#### (1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

##### 現状と課題

- ・平成元年11月、国連総会において「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択されました。「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」を4つの原則とし、こどもも大人と同じように権利があることが明確にされました。日本は、この条約について、平成2年9月に署名、平成6年4月に批准しています。
- ・こどもは、知識や経験の少なさ、身体的な未熟さなどから社会的弱者となりやすい状況にあるとともに、生まれ育った家庭の経済的な状況などを理由に生活水準や学習機会などが大きく左右される傾向にあります。
- ・【若者調査】今の社会がこどもまんなか社会の実現に『向かっている』（向かっている+どちらかという toward）と回答した人はわずか17.6%で、こどもや家庭が支援されていると感じていない若者が多くなっています。また、こども政策に関して意見を聞いてもらっていると『思う』（そう思う+どちらかという so think）と回答した人も、14.9%に留まっています。

具体的な事業・取組
-----------

国の批准した子どもの権利条約の4つの原則（「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」）の遵守及び推進を目的として、こども・若者の人権擁護に関する情報提供を行っていきます。

また、若者調査の結果を踏まえ、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための施策を実施し、こども・若者が権利の主体であることが広く認知・保証されるこどもまんなか社会の実現に取り組みます。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。	こども未来課
こどもまんなか 児童福祉週間の周知・啓発	児童福祉の理念周知と、こどもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るため、街頭キャンペーンを行います。	こども未来課
虐待防止に関する PR活動の推進	児童虐待防止推進月間（11月）に合わせ、グッズの配布、ポスターの掲示など、効果的な広報・啓発を行います。	こども未来課
富士山まちづくり出前講座	市民の皆さんが「知りたい」「聞きたい」内容を、市職員が講師となり、市民の皆さんの地域へ出向いて講座を行います。また、こども基本法及び児童憲章の周知を行います。	こども未来課
新生児記念品間伐材 写真立て作製業務	市内森林の間伐材で作製した写真立てを新生児に記念品として贈呈します。	農業政策課
子育て施設への 木製玩具配置	市内森林の間伐材で作製した木製玩具（積み木）を、子育てサロンなど市内8箇所の子育て支援施設に配置します。	農業政策課
農業学習体験講座	土作りから栽培まで野菜の栽培に関する基本的な知識と実技を学びます。	農業政策課
せんきょ出前講座	小・中・高等学校等に赴き、講義や模擬投票、選挙機器の実演を行う「せんきょ出前講座」を実施し、若年層の政治や選挙への理解を深め、有権者意識の高揚を図ります。	選挙管理委員会 事務局

## 数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
こどもまんなか児童福祉週間の周知活動	箇所	1	2
地域子育て支援センター利用者数	人	29,275	29,359
今の社会が「こどもまんなか社会」の実現に「向かっている」「どちらかという toward 向かっている」と思う、こども・若者の割合	%	17.6	30
せんきょ出前講座の実施	回	6	8

## (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

### 現状と課題

- ・こどもは、日々の生活において多くのことを学習し、他者との関わり方を学びながら大人へと成長します。また、こどもの頃の興味・関心が将来の夢となり、実際にその夢を実現させている人もいます。このように、幼い頃からこどもが様々なことを経験し、知識を身に付けたり、コミュニケーション方法を学んだり、多くのことに興味・関心をもったりすることはとても大切なことです。
- ・令和4年5月に、主として乳幼児から小学生までの児童を対象とした富士宮市立児童館を開館しました。この児童館は、地域子育て支援センター機能も併せ持っています。
- ・令和6年7月に、34番目の都市公園となる山本高原公園がオープンしました。市内の公園や児童遊園は遊具の老朽化が進んでいることから、遊具の保守点検を行い、必要に応じて修繕・更新・撤去を行っています。近年ではトイレ等のバリアフリー化の促進のほか、健康遊具やインクルーシブ遊具、幼児用遊具等の様々な種類の遊具の設置が求められる傾向にあります。
- ・令和7年度には、市内4箇所目となる（仮称）富士根交流センターが開館予定です。同センターには、他の交流センターと同様に図書コーナーや自主学習ができるスペースを有するほか、公園も併設します。
- ・【統計データ】令和5年度の児童館利用者数は40,620人で、前年度よりも増加しています。
- ・【子育て調査（就学前児）】子育てをする上であればよいと思う周囲からのサポートは、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が半数を超えて最も多くなっています。
- ・【子育て調査（小学生）】子育て支援でもっと力をいれてほしいものは、「子どもが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が約半数で最も多くなっています。
- ・【居場所調査（こども・若者）】居場所がほしいと思う小学生は半数以上、中学生～29歳は約7割と、年齢層が高い方が多くなっています。また、居場所がある小学生は約6割、中学生～29歳は約半数と、こちらは年齢層が低い方が多くなっています。
- ・【居場所調査（こども・若者）】居場所だと感じる場所は、小学生・中学生～29歳ともに「祖父母・親戚の家や友人の家」が最も多くなっています。順位は異なるものの、2位以降は習い事、公園、児童クラブ、商業施設などとなっています。
- ・【居場所調査（こども・若者）】居場所がもっとこうだったらいいのと思うことは、小学生・中学生～29歳ともに「自分が好きなことや、興味があることをしたい（本・漫画など）」が最も多く、「自分が知らないことや新しいことに取り組んでみたい」、「通いやすくなってほしい（お金がかからないなど）」などが続いています。
- ・【居場所調査（こども・若者）】居場所とを感じる場所がない理由は、小学生・中学生～29歳ともに「家や学校以外に必要と感じないため」が最も多く、「住んでいる地域に、そのような場所がないため」、「お金がかかるため」などが続いています。
- ・【居場所調査（関係者）】こども食堂はご飯が食べられない貧困のこども、地域寄り合い処は高齢者の集う場所というイメージが強いので、誰でも通うことのできる空間にしたいです。
- ・【居場所調査（関係者）】必要な資金を安定的に確保することが難しく、助成金や寄附に依存する部分が多いので、持続可能な財源確保が課題です。
- ・【ワークショップ】公園に健康用具を設置することが提案された一方で、他グループからは既にある遊具が古いという指摘がされました。公園が、こどもが安心して遊べる場としてあり続けるためにも、新たな遊具・用具の設置や広場化等を検討していく必要があります。

### 具体的な事業・取組

こどもは、遊びを通して体力・知力を育みます。本市ではこれまでも、あそびの教室やサイエンスワールド等の様々な事業を通じて、こどもが多様な経験・体験のできる機会の提供に取り組んできました。

今後も、地域や学校、保育所、幼稚園、認定こども園、民間団体、民間企業等と連携し、こども・若者の年齢や発達の程度に応じたあそびや、自然体験、文化芸術体験等、多様な体験・経験の機会を提供できるよう努めます。

また、子育て調査でこどもを遊ばせる場や機会の提供を求める意見が多かったことを踏まえ、こどもが安心して遊ぶことができるよう、児童館の充実や公園等の整備を推進します。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
児童館での遊び	こどもが安全に安心して遊ぶことができるよう、市内の遊び場・居場所の拠点である児童館で様々な遊びを提供します。	こども未来課
都市公園の整備	都市公園の遊具は、こどもが安全・安心に利用できるように点検し、必要に応じて修繕及び更新を行い、合わせて施設のバリアフリー化を進めます。	花と緑と水の課
児童遊園の整備	こどもが安全に安心して遊ぶことができるよう、児童遊園の遊具の修繕等を実施します。	こども未来課
こどもふれあい広場の整備	既存の公共施設の空きスペース等を利用して、こどもの遊び場・居場所となる環境を整備します。	社会教育課 (芝川公民館) 花と緑と水の課 (富士山環境交流プラザ)
図書館の充実	豊かな心や言語力の育成を図るため、こどもが本に親しむ環境を整えます。	中央図書館
交流センターの整備	児童図書等が充実した図書コーナーや自主学習のスペース等を整備し、こどもの居場所づくりを進めるとともに、こどもが参加できる講座などを実施します。	市民交流課
公立保育園の園庭の開放	公立保育所の園庭を開放し、未就園児が安全に遊べる場の提供や保護者の子育て相談を行います。	保育支援課
公立保育園のトイレ整備	公立保育園13園及びあすなろ園の和式トイレを一部洋式化します。	保育支援課 障がい療育支援課
公共施設の整備	公共施設の建設等にあたり、ユニバーサルデザインの導入や地元産木材の利用など、こどもにやさしい施設整備を図ります。	公共建築課
あそびの教室	歌や手遊び、紙芝居や工作、体操、読み聞かせなどの遊びを通して、地域に暮らすこども同士、親同士がともに集い、互いに交流を深めることを目的に実施します。	こども未来課
サイエンスワールド	こどもに実体験から学ぶことの楽しさを味わえる機会を提供し、科学に対する興味や関心を高めることを目的に開催します。	社会教育課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
親子・こども講座	親子で、こどもだけで、休日や放課後、春夏秋冬休みに参加できる、体験学習型の講座やイベントを実施します。	社会教育課
子どもの読書活動の推進	豊かな心を育む環境づくりとして「読書と読み聞かせ推進事業」を「富士宮市子ども読書活動推進計画」に基づいて推進します。	社会教育課
富士宮市親子富士登山講習会	親子で富士登山に挑戦してもらうため、市内小中学生とその保護者を対象に、講師を招いて富士登山に関する講習会を開催します。	社会教育課
青少年相談センター	悩みや不安を解消するために、青少年やその保護者等を対象に電話や面接による相談や、不登校のこどもの自立を支援します。	社会教育課
富士山環境交流プラザでの体験	自然保全活動や環境教育の場として、野外での活動や工作などの各種講座・プログラムを提供します。	花と緑と水の課
自然体験	自然を大切にすることを育むため、自然と触れ合うイベント等を実施します。	花と緑と水の課
市民スポーツ祭	健康で明るくたくましい市民の育成と地域の親睦を図るため、小学生が参加できる競技を幅広く実施します。	スポーツ振興課
スポーツ少年団活動の推進	スポーツ少年団の選手や保護者の相互の交流や、リーダー及び指導者の資質の向上を図るため、「親子のつどい」や「研修会」を開催します。	スポーツ振興課
有徳の人づくり推進	豊かな心を育むため、富士宮市が作成した道徳資料「富士山をこころに」を授業で使ったり、家庭で家族と読んだりするなど、積極的な活用を図ります。	学校教育課
コミュニティ・スクール	学校・家庭・地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「学校運営協議会」を設置した学校「コミュニティ・スクール」を設置します。	学校教育課
部活動の地域連携・地域移行	地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、富士宮市の実情に応じてこどもが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しみ、豊かな学びや成長を実現します。	学校教育課
市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針	こどもたちを取り巻く状況の変化に対応し、魅力ある学校教育を実現できるよう、「学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、より良い教育環境を整備するとともに、新しい時代を生きるこどもたちに求められる資質・能力を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高めます。	教育総務課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
こども安全の日	毎月20日に同報無線及びSNSで見守りを呼びかける情報発信を行います。また、協定を締結した新聞販売店3者による見守りを実施します。	市民生活課
子育てアシスト講座	中高生を対象に、子連れの親子がまちなかで手助けが必要な場面などを学ぶ講座を開催し、地域で子育てを支援する意識の醸成を図ります。	女性が輝く まちづくり推進室
新生児記念品間伐材 写真立て作製業務（再掲）	市内森林の間伐材で作製した写真立てを新生児に記念品として贈呈します。	農業政策課
子育て施設への 木製玩具配置（再掲）	市内森林の間伐材で作製した木製玩具（積み木）を、子育てサロンなど市内8箇所の子育て支援施設に配置します。	農業政策課
親子農業体験	親子で農業体験をすることで、地域の「食」の在り方について考えるきっかけづくりを行います。	農業政策課

数値目標
------

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
あそびの教室参加者	人	1,374	1,500
児童館利用者	人	40,620	42,000

### (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

#### 現状と課題

- ・大人と比べると、こどもの身体はとても未熟な状態にあります。そのため、抵抗力が弱くて感染症にかかりやすいなど、医療を受ける機会も多くなります。また、身体の使い方がわからない低年齢のこどもや運動・スポーツに取り組む機会が増える小学生・中学生・高校生などは、転倒などによる怪我也起こりやすくなります。
- ・こども特有の病気も存在していることから、専門医に診てもらえる環境が整っていることが重要です。市内には、富士宮市立病院を含み、小児科を標榜している病院・診療所が13箇所あります。
- ・信頼できるかかりつけ医をもつことで、こどもの健康状態を定期的に確認することができ、疾病や障がいの早期発見につながります。
- ・学校や職場で行われる各種健康診査を受診し、その結果に応じて医療機関を受診することが重要です。特に、未成年者の保護者はこどもの健康の維持・向上に関心をもち、適切に受診させる必要があります。
- ・こどもの急な体調不良等については、こども医療電話相談事業（#8000）を活用してもらうことで、適切な医療機関の受診や適正な救急車の利用につなげます。この事業は全国的に行われており、こどもの症状について小児科医師や看護師に相談することができます。静岡県では、24時間365日対応しています。
- ・歯肉炎のあるこどもが増加傾向にあります。口腔内のトラブルは、むし歯だけではないことを周知し、歯ぐきの健康も意識して歯みがきを実施する必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響でフッ化物塗布を中止した期間があったことで、むし歯の罹患率に影響がみられました。
- ・【子育て調査】家族のだれかと食事を「ほとんど毎日食べている」と回答した人は、就学前児・小学生ともに、朝食で8割以上、夕食で9割以上となっており、ほとんどのこどもが1日1食以上は共食する環境にあることがわかります。

具体的な事業・取組
-----------

妊娠期からの健康診査や健康相談・健康教育事業など、切れ目のない支援を通して健康状態を適切に把握し、親子の健康の増進、疾病の予防・早期発見につなげるとともに、育児不安や負担の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は適切な支援につなげます。

また、感染症の予防と重篤化防止のため、各種予防接種を実施するほか、むし歯予防のためのフッ化物塗布、フッ化物洗口を行います。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
こども家庭センター (母子保健機能)	こどもの誕生前から乳幼児の保健・福祉に関する包括的な支援を行います。 ①妊産婦及び乳幼児等の実情を把握します。 ②妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。 ③サポートプランを策定します。 ④関係機関との連携調整を行います。	健康増進課
母子健康手帳の交付	母子健康手帳並びに妊婦健診受診券を交付し、母子の健康啓発、健康管理を実施します。	健康増進課
ふじのみや 妊娠・子育て応援ナビ	子育て情報の提供や応援メッセージの配信、予防接種スケジュールの自動作成等、モバイルシステムを活用することで、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・育児期まで切れ目ない支援環境をつくります。	健康増進課
もうすぐパパママ学級	妊娠・出産・育児についての知識を伝え、不安の解消を図ります。父親の育児参加を促します。	健康増進課
妊婦及び多胎児妊婦健康診査	母体・胎児の異常の早期発見、妊婦の保健管理の向上を目的に、妊娠週数に応じた検査・診察・保健指導の実施における費用の助成を行います。	健康増進課
産婦健康診査	産後2週間及び1か月の産婦健康診査費を助成することにより、産後間もない時期における母子に対する支援を強化し、産後うつや新生児への虐待予防を図ります。	健康増進課
新生児聴覚検査	新生児の聴覚検査費を一部助成することにより、新生児期の聴覚検査受診率を向上させ、聴覚障害の早期発見・早期療育を推進します。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、親子の心身の状況・養育環境等の把握・助言を行います。	健康増進課
産後ケア	産後の身体及び育児に対する不安を解消するため、助産院等において母体管理や育児指導等を受ける際の経費を助成します。	健康増進課
乳児健康診査	乳児の健康や発達を診査するため、受診票を交付し、1か月児・4か月児・10か月児の健康診査の受診を勧めます。	健康増進課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
親子関係形成支援事業 (スマイルママベビー)	親子を対象に、子育て仲間をつくり、育児知識を伝え、母親が精神的に安定して赤ちゃん向き合える環境をつくることを目的に参加者中心型の親子支援プログラムを実施します。	健康増進課
家庭訪問	支援が必要な妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児に対し家庭訪問を行います。	健康増進課
養育支援訪問	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、養育環境の維持・改善、家庭の養育力の向上を図ります。	健康増進課
子育て応援ヘルパー等 派遣事業	家事や育児を行うことが困難な者に対して、ヘルパー等を派遣し家事や育児を支援することで安心して出産・育児ができるよう支援します。また、サービス費用の一部を助成します。	健康増進課
子育て世帯訪問支援事業	不安や負担を抱える子育て家庭に訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、養育環境を整え養育能力の向上を図ります。	健康増進課
6か月児健康相談	こどもが健やかに成長していくために、身体計測、育児・離乳食・歯の相談、絵本の話(図書館のブックスタート事業)により、知識の普及啓発と親がこどもに合わせた関りができるよう支援します。また、育児不安の軽減を図る機会とします。	健康増進課
離乳食教室	保護者に離乳食の進め方の講話を行い、育児不安の軽減を図るとともにこどもの「食べる力」を育むための支援をします。	健康増進課
1歳6か月児健康診査	診察や歯科健診・身体測定等を行い、発育・発達の確認や、育児・栄養相談等により適切な支援を行います。	健康増進課
2歳児歯科健康診査	歯科健診や身体測定等を行い、発育・発達の確認や、育児・栄養・歯科相談等による、育児支援を行います。	健康増進課
3歳児健康診査	診察や歯科健診、身体測定、尿検査、眼科検査等の健康診査を実施し、発育・発達の確認を行います。また、相談を通して育児支援を行います。	健康増進課
さくらんぼ教室	幼児健康診査の結果、発達を促すために集団指導が必要と思われる児へ継続的に集団遊びを実施し、児の行動、親子の関わりなどを観察し助言・指導を行います。	健康増進課
予防接種	予防接種の公費負担を行い、感染症予防についての周知・指導により接種率の向上を図ります。	健康増進課
歯みがき教室	一生自分の歯を守るよう、幼児期から歯の健康習慣を身に付けるとともに、歯みがき技術の向上を図ります。	健康増進課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
フッ化物塗布	定期的な歯へのフッ化物塗布により、歯質の強化と初期むし歯の再石灰化の促進を図るとともに、口腔内の環境向上のための助言指導を行い、むし歯予防に努めます。	健康増進課
フッ化物洗口	乳歯・幼若永久歯の強化やむし歯予防、歯の健康意識の高揚を図るため、幼稚園・保育所等において集団でフッ化物洗口液を用いたぶくぶくうがいを実施します。	健康増進課
歯と口の健康教室	保育園・幼稚園、小・中学校からの依頼に基づき歯みがき技術の向上等、歯と口の健康習慣を身に付けることを目的に実施します。	健康増進課
健康相談・健康教育	こどもや養育者の健康を保持増進するため、保健・歯科・栄養等の健康相談や、妊娠・出産・育児に関する知識の普及、支援を行います。	健康増進課
感染症予防の啓発	手洗いうがい等の予防行動の啓発や感染症の発生状況の周知を行い、感染症の蔓延を予防します。	福祉企画課
新型インフルエンザ等対策の推進	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市の行動計画により、新型インフルエンザ等対策を推進します。	福祉企画課
難病患者介護家族リフレッシュ事業	重度心身障害児等の介護に従事する家族の介護負担を軽減するため、訪問看護等の費用の一部を負担します。	障がい療育支援課
おやこクッキング教室	幼児（年長児）とその保護者を対象に、食への興味や関心を高め、家庭での共食の実践に役立てることを目的に、講話や調理体験を実施します。	健康増進課
高校生食育セミナー	高校生を対象に、食の自立や将来の生活習慣病予防に役立てることを目的に、講話や調理実習等を実施します。	健康増進課
ゲートキーパー養成講座	こころの健康問題に対する意識を高め、悩みを抱える人に対して早期に「気づき」「対応」できるようゲートキーパーを養成します。	健康増進課
不妊及び不育症治療費の助成	不妊及び不育症治療を受ける人の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。	健康増進課
産前産後サポート事業（べいびっち）	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みなどについて、先輩母との交流を促し、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ります。	健康増進課

## 数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
3歳児健康診査受診率	%	97.5	98
新生児聴覚検査受診率	%	97.8	98
妊婦健康診査受診率	%	86.3	87
産婦健康診査受診率	%	98.0	98
予防接種の接種率（BCG）	%	98.4	99

## (4) こどもの貧困対策

### 現状と課題

- ・子育てには様々な費用がかかるため、生まれ育った家庭の経済状況によっては、こどもが必要な教育や医療などを十分に受けることができないことがあります。
- ・特に問題となっていることは、経済的に困窮している家庭に生まれたこどもが十分な教育の機会を得ることができないことで、大人になっても賃金の低い職にしか就けずに、貧困の連鎖がこども世代・孫世代にまで続いてしまうことです。これは、発展途上国だけの問題ではなく、日本でも起こっていることです。
- ・【子育て調査】地域におけるボランティア等による無料の学習塾にこどもを「参加させたい」と回答した人は、就学前児で半数以上、小学生で6割以上となっています。一方で、地域におけるこども食堂に「親子で参加したい」と回答した人は、就学前児で3割以上、小学生で約3割と、こちらはやや少なくなっています。

### 具体的な事業・取組

ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が自立し、安定した生活が送れるよう、関係機関と連携しながら、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援及びその他の経済的な支援や相談等を行います。

教育の支援としては、無償の学習塾等へ子どもを参加させたいという意見が多かったことから、生活困窮世帯への学習支援を行っていきます。また経済的な支援としては、ひとり親家庭等を対象とした支援事業等を実施します。

子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、支援体制や情報提供の充実に努めます。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
児童手当	子育て家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童手当を支給します。	こども未来課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上を図るため、児童扶養手当を支給します。	こども未来課
こども医療費助成	子育て家庭の経済的な負担を軽減し、生活の安定とこどもの健やかな成長に寄与するため、こども医療費を助成します。	こども未来課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父親又は母親が、就職に役立つ技能や資格取得のために講座を受講する場合に給付金を支給します。	こども未来課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父親又は母親が、専門的な資格を取得するために養成機関で修業する場合に、その間の生活の不安等を解消するため、給付金を支給します。	こども未来課
遺児福祉手当	交通事故などで両親を亡くした児童の福祉の増進と自立成長を図るため、福祉手当を支給します。	こども未来課
特別児童扶養手当	在宅の中度以上の障がいのある児童を監護する家庭の生活を支援するため、特別児童扶養手当を支給します。	障がい療育支援課
重症心身障害児童扶養手当	特別児童扶養手当Ⅰ級に該当する児童を監護する方に手当を支給します。	障がい療育支援課
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯のこどもに居場所を提供するとともに、学習支援を行い、高校進学等の将来における選択肢の幅を広げます。令和6年度から、新たに小学生教室を開催しています。	福祉総合相談課
一時預かり保育利用料減免	一時預かり利用の低所得世帯を支援するため、所得に応じて利用料を減免します。	保育支援課
実費徴収に係る補足給付	低所得世帯を支援するため、幼稚園を利用することの副食費を免除します。	保育支援課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
育英奨学金	山下サダ育英奨学金条例に基づき、高等学校等に入学又は在学する者で、学費の支弁が困難かつ品行方正、成績優良な者に奨学金を支給します。	学校教育課
要保護及び準要保護児童生徒援助	経済的な理由で義務教育の就学が困難な児童生徒の保護者に、就学に係る費用を援助します。	学校教育課

数値目標
------

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
実費徴収に係る補足給付 国制度に基づく補助の実施	人	副食費 20	対象世帯に対する 制度の周知と 補助の実施
一時預かり保育利用料減免 国制度に基づく補助の実施	-	未実施	対象世帯に対する 制度の周知と 補助の実施
高等職業訓練促進給付金の給付	件	2	4

## (5) 障がいのある子ども・医療的ケア児等への支援

### 現状と課題

- ・障がいの種類や程度、障がいが発見されるタイミングは、一人ひとり異なります。しかし、どのような障がいであっても、早い段階で発見され、適切な医療・支援につながることは、子どもにとっても保護者にとっても大切なことです。
- ・健康診査は疾病・障がいの早期発見の機会の1つとされており、定期的な受診が求められます。他にも、保護者が発達面などの不安を感じた時に、すぐ専門家に相談できる場の充実が求められます。
- ・こどもの健診等での気付きからさくらんぼ教室を紹介し、障がい療育支援課につながるケースがある一方で、保護者がさくらんぼ教室の紹介を否定的に捉えてしまうケースもあります。また、外国人の増加に伴い、文化や言葉の違いからこどもの発達状況の判断が難しいケースも出てきています。
- ・こどもの通う幼稚園・保育所等での気付きから障がい療育支援課につながるケースでは、園と家庭と障がい療育支援課が共通理解を持って、支援していくことが大切です。
- ・こどもの数が減っている一方で、気になるこどもの割合は増加傾向にあることから、一人ひとりに応じた柔軟な対応やそれを可能とする人員の確保が求められています。

### 具体的な事業・取組

療育支援センターでの活動を通じて、障がい児や発達に不安のあるこどもに対する相談支援を実施しています。今後も療育支援センターを核として、障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげるための相談・支援の充実に努めるとともに、医療的ケア児などの専門的支援が必要なこども・若者とその家族への適切な支援のため、地域における連携体制の強化に努めます。

また、障がいなどのあるこどもを育てる家庭に対する手当の支給により、経済的な負担の軽減に努めるとともに、地域社会への参加・包容を推進し、その発達や社会的な自立を支援します。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
発達等相談	こどもの発達を支援するため、発達相談員（心理士）や作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）による相談を行います。	障がい療育支援課
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に対する日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	障がい療育支援課
療育教室 （グループ指導・個別指導）	心身の成長や発達に心配があったり、集団生活をとりにくい等の気になる行動をしたりするこどもを対象に、グループ（はとぼっば教室等）や個別（ことばの教室等）での療育を行います。	障がい療育支援課
幼稚園・保育所等訪問	幼稚園・保育所等をスタッフが訪問し、園と連携しながら支援方法を考えます。	障がい療育支援課
あすなろ園	障がいのある児童への個別療育・集団療育として、日常生活に必要な習慣を身に付け心身の発達を助けるための療育を行います。	障がい療育支援課
放課後等デイサービス	放課後又は学校休業日に、就学中の障がいのある児童の生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流の促進などの必要な支援を行います。	障がい療育支援課
日中一時支援事業	障がいのある児童の家族の就労支援や介護する家族の休息を図るため、障がいのある児童等に日中活動の場を提供します。（委託により実施）	障がい療育支援課
障害児福祉手当	重度障がいのある20歳未満の児童がいる家庭の生活を支援するため、障害児福祉手当を支給します。	障がい療育支援課
特別児童扶養手当（再掲）	在宅の中度以上の障がいのある児童を監護する家庭の生活を支援するため、特別児童扶養手当を支給します。	障がい療育支援課
重症心身障害児児童扶養手当（再掲）	特別児童扶養手当1級に該当する児童を監護する方に手当を支給します。	障がい療育支援課
重度障害者（児）医療費助成	重度障がいのある児童がいる家庭の生活を支援するため、当該児童に係る医療費を助成します。	障がい療育支援課
自立支援医療（育成医療）	身体障がいのある児童の障がいや手術等により確実に除去・軽減が期待できる場合、当該保険医療費の一部を支給します。	障がい療育支援課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
障害児保育事業	集団保育が可能な障がいのある児童を保育所で保育します。	保育支援課
園児発達支援会	園で気になるこどもに適切な保育をするため、保育士相互の情報交換や研修を行います。	保育支援課
医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児に対する総合的な受入体制の構築を図ります。	保育支援課
特別支援	児童生徒の発達特性を把握し合理的配慮を実現するため、特別支援委員会による専門調査や教育相談を行います。	学校教育課
就学支援	児童生徒の障がいの程度に応じた適切な教育をするため、就学支援委員による専門調査や教育相談などの支援を行います。	学校教育課
巡回相談支援	支援が必要な児童生徒が通う学校に相談員が訪問し、学校と連携して個に合った適切な配慮・支援を考えます。	学校教育課
医療的ケア支援員の配置	市内小中学校に就学し、医療的なケアが必要な児童生徒に看護師資格のある支援員を配置します。	学校教育課
特別支援教育就学奨励	特別支援学級への就学の特殊事情に鑑み、その保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じて就学奨励費を支給します。	学校教育課

#### 数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
医療的ケア児の保育受入体制の整備	箇所	1	受入体制整備
幼稚園・保育所等の支援者の知見を深めるための療育支援講座の開催	回	4	4
幼稚園・保育所等訪問による対応児童延べ人数	人	262	275

## (6) 児童虐待など、困難な状況にいる子どもたちの支援

### 現状と課題

- ・児童虐待はこどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさを抱えるなど最も重大な「権利侵害」であり、どのような背景や信条があっても許されるものではありません。虐待は家庭内で生じることが多いため、被害を受けるこども自らが声をあげにくいという特性があり、発見される時点では既に重篤な状況に陥っていることがあります。その場合、改善は容易ではなく、また、その後のこどもの発育障害や発達遅滞、情緒面や行動面の問題やさらには世代間連鎖等を起こす場合もあると言われており、相当手厚い支援が必要になります。このため、早期発見・早期対応のみならず、こどもの虐待の発生予防に向けた取組を行うことと同時に、子育て中の保護者が孤立しないよう社会全体で支えていくことが重要です。
- ・令和元年の改正児童福祉法で、児童への体罰禁止が法定化され禁止されました。叩かれていいこどもは一人もいません。こどもへの体罰は暴力であり、しつけではないという正しい認識を持ち、体罰によらない子育てを広めていく必要があります。
- ・こどもが置かれている家庭の状況が複雑化してきており、貧困や引きこもり、ヤングケアラー等といった社会問題にも対応する必要が出てきています。重層的支援体制整備事業の活用や、要保護児童対策地域協議会を軸に関係機関が連携し要保護児童・要支援児童やその家族を継続的に支えていくことが必要です。
- ・市内には、ベトナム人、ブラジル人、フィリピン人など多くの外国人市民が居住し、その割合も年々増加しています。
- ・外国人の児童生徒は増加傾向にあり、外国人児童生徒支援員を通じて児童生徒の指導や支援、保護者との連携等を行っています。外国人児童生徒支援員は、スペイン語、ポルトガル語、中国語に対応しています。

### 具体的な事業・取組

要保護児童対策地域協議会を軸として関係機関が連携し、児童虐待の予防及び早期発見・初期対応など、適切な支援に努めます。また、児童虐待防止の啓発活動を行うなど、積極的な周知を図ります。

今後は、こどもや家庭に関する専門の相談機関として「こども家庭センター」を設置するほか、こどもや親子の居場所づくりの推進を図るとともに、引き続き要保護児童対策地域協議会を軸に関係機関が連携し、要保護児童やその家庭を継続的に支え、虐待防止の強化に努めます。

また、外国人のこどもや保護者が安心して生活できるように、幼稚園・保育所や学校又は官公庁などにおける様々な手続に係る通訳等の支援や、子育て家庭における生活相談などに対応していきます。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
家庭児童相談	子育てやこどものしつけ、性格や行動、学校生活や不登校、いじめなどの悩みや家庭的な環境、家族関係などの相談に家庭相談員が対応します。	こども未来課
要保護児童対策地域協議会	市全体の要保護児童等の支援の枠組みを構築するため、協議会を開催します。	こども未来課
要保護児童対策実務者会議	こどもと直接関わる実務者間での要保護児童等の実態把握や情報共有のため、会議を行います。	こども未来課
個別ケース検討会議	個別の要保護児童について、具体的な支援内容の検討や経過報告のため、担当者や関係機関などが検討会議を行います。	こども未来課
児童虐待防止の啓発	虐待は社会全体で解決する課題として、児童虐待防止を広報やホームページなどで推進します。	こども未来課
虐待防止に関するPR活動の推進（再掲）	児童虐待防止推進月間（11月）に合わせ、グッズの配布、ポスターの掲示など、効果的な広報・啓発を行います。	こども未来課
こども家庭センター（児童福祉機能）	こどもの保健・福祉に関する包括的な支援を行います。 ①児童等の実情を把握します。 ②こどもの福祉に関する相談に応じ必要な情報提供等を行います。 ③プランを策定し課題や支援ニーズに対応します。 ④関係機関との連携調整を行います。	こども未来課
こどもの居場所づくり	こどもの心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、こどもが安心できる居場所づくりに取り組めます。	こども未来課
外国人相談	外国国籍のこどもの幼稚園・保育所・小学校等への入園・入学の手続や、在園在学中の支援のため、関係機関との間の通訳業務を行います。	市民交流課
外国語での情報提供	子育て支援制度などを周知するため、広報紙の掲載記事を外国語に翻訳し、情報提供します。	市民交流課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
外国人児童生徒支援員の派遣	外国国籍の児童生徒の学校における学習支援や学校からの配布資料の翻訳、面談等の通訳を行います。	学校教育課

数値目標
------

目標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
生きづらさを感じることがある、 こども・若者の割合	%	57.6	40
日常生活において、孤独であると感じることが「時々ある」「しばしばある・常にある」と感じる、こども・若者の割合	%	21.5	15
要保護児童対策実務者会議	回	6	6

## (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

## 現状と課題

- ・厚生労働省の自殺の統計「令和5年中における自殺の状況」によると、日本の自殺者数は令和元年まで減少傾向にあったものの、その後新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを背景に微増～横ばい傾向が続いています。特に10歳代の自殺者数は増加が続いており、令和5年には810人となっています。また、20歳代の自殺者数は、令和2年に前年を404人上回ってからは、2,500人前後で推移しています。
- ・こどもは身体の未熟さや知識の不足などを狙われ、犯罪の被害に遭ってしまうこともあります。また、若者も、経験の浅さや将来への不安につけこまれて、犯罪に巻き込まれたり、非行に走ってしまったりすることもあります。
- ・保護者の見守りの範囲外でこども単独で行動するようになってくると、交通事故のリスクは高まります。移動手段を問わず、すべての人が交通ルールを順守することが大切となります。また、交通事故を引き起こしかねない飲酒運転やながら運転、無灯火運転などは、絶対にしてはなりません。
- ・スマートフォンの普及が進んだことで、こどもでも簡単にインターネットにアクセスできるようになり、長時間使用による視力の低下やSNSに起因する事件の発生等が社会問題となっています。
- ・平成30年の大阪北部地震では、地震の揺れにより小学校のブロック塀が倒壊し、1人の児童の尊い命が失われました。本市では、ブロック塀等の除却に対して補助金を出していますが、強制力はないことからあまり効果が出ていません。二度とあのような事故を起こさないためにも、地道な周知活動を継続します。
- ・【若者調査】社会生活や日常生活を円滑に送ることができない経験が『あった』（今までに経験があった（又は、現在ある）＋どちらかといえば、あった（ある））と回答した人は51.4%と、ほぼ半数の人が日々の暮らしの中で苦しい経験をしていることがわかります。また、その理由は、「友人との関係」が約3割で最も多く、「将来のこと」、「いじめ」が続いています。
- ・【ワークショップ】暗い道が多く危険なことから、①個人で対応すること、②市が対応すること、③ボランティアが対応することに分けた対応が提案されました。行政として街灯を増やす検討は進めていくものの、即座に対応することが難しいことから、個人や地域にも協力を仰ぐ必要があります。
- ・【ワークショップ】道路に大きな石や木、ごみが落ちているため、地域住民と協力して片付けることが提案されました。また、ごみを捨てないこと、道路を大切に扱うことといった意識の向上も提案されました。

### 具体的な事業・取組

こども・若者への支援として、困難な状況に寄り添い、SOSを出しやすい環境を整えていくことや、こども・若者の特性に応じた支援を充実させます。

青少年相談センターを中心に、こども・若者とその保護者を対象に、家庭や学校、友人関係の悩み、心配ごとや困ったことなどを相談員に相談できる電話相談や、メール相談、対面相談を実施しています。若者調査の結果、日常生活を円滑に送ることができない経験のある人が半数以上いることを受けて、今後も、心配ごとや悩みの相談窓口の利用促進に努めます。

また、本市では、毎月20日を「こども安全の日」と定め、公共施設に設置してある防犯カメラ、防犯ブザーの作動確認を行うなど、安全・安心な環境の整備に取り組んでいます。さらに同報無線の放送等で市民にこどもの見守りを促す取組を行っています。

今後も、犯罪被害、事故、災害等からこどもの生命を守るため、防犯・交通安全対策、防災対策等に取り組むとともに、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための安全教育の強化に努めます。

さらには、情報化が進展する中、有害情報や犯罪からこどもを守るため、小中学生や保護者を対象とした携帯電話・インターネットに関する講話を実施します。

こどもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良など安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全学習を推進します。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発	市広報での周知・ポスターの掲示・リーフレットの配布・特設コーナーの設置・街頭キャンペーン等により、自殺対策・自殺予防週間・自殺対策強化月間について啓発します。	健康増進課
スクールカウンセラー派遣	自死により身近な人を失う経験をした児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラーを派遣します。	学校教育課
SOSの出し方に関する教育の推進	道徳、保健体育、特別活動等の時間を通してSOSの出し方教育を実施します。	学校教育課 健康増進課
高校生向けゲートキーパー養成講座	高校生を対象に、こころの健康問題に対する意識を高め、悩みを抱える人に対して早期に「気づき」「対応」できるようゲートキーパーを養成します。	健康増進課
こころの健康観察の活用（ICTの活用）	ICTを活用し、児童生徒がこころのSOSを出しやすい環境を整えます。	学校教育課
地域自主防犯活動	こどもの登下校時に、通学路で地域の方がこどもの安全を見守ります。	市民生活課
防犯パトロール	小学生の下校時間に合わせ、青色回転灯装着車両による防犯パトロールを実施します。	市民生活課
かけこみ110番の家	こどもの安全を守るため、地域に「かけこみ110番の家」の設置を働きかけます。	社会教育課
不審者等緊急連絡網	こどもが犯罪に巻き込まれることを防止するため、警察署からの不審者情報を学校・保育所等に迅速に提供します。また、不審者情報等の報告の仕方を保護者とも共有を図ります。	学校教育課 社会教育課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
携帯電話・インターネットに関する講話	有害情報や犯罪から子どもを守るため、小・中学生や保護者を対象に講話を実施します。	社会教育課
街頭指導活動	青少年の問題行動の早期発見と非行防止のため、指導員と教師による街頭指導や電車内指導、研修会などを実施します。	社会教育課
青少年相談センター（再掲）	悩みや不安を解消するために、青少年やその保護者等を対象に電話や面接による相談や、不登校のこどもの自立を支援します。	社会教育課
青少年指導員の育成	青少年の健全育成を推進する青少年指導員の資質向上のため、研修・視察などを実施します。	社会教育課
青少年育成連絡会の支援	青少年育成連絡協議会を通して、地域が取り組む青少年の健全育成のための活動を支援します。	社会教育課
交通安全啓発活動	幼児から高校生までの年代に適した交通教室等の交通安全教育を、警察等関係団体と連携して実施します。	市民生活課
交通安全施設の整備	交通事故防止のため、地域の要望などを受けて、事故多発地点を中心にカーブミラー等の交通安全施設の整備を行います。	道路課
安全な歩行空間の整備	子どもが通学や生活の中で安心して歩行できるよう、歩道や歩行帯の整備を進めます。	道路課
ブロック塀等の安全確保事業費補助金	安心して通行できる道路とするため、危険なブロック塀等を除却し生垣の設置等を推進するための補助制度を周知します。	建築住宅課

数値目標
------

目標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
SOS の出し方に関する教育	回	1	1
防犯パトロール	回	216	216
携帯電話・インターネット講話における受講満足度	%	90	90
生きづらさを感じることもある、子ども・若者の割合（再掲）	%	57.6	40
日常生活において、孤独であると感じることが「時々ある」「しばしばある・常にある」と感じる、子ども・若者の割合（再掲）	%	21.5	15

## 2 ライフステージ別の施策

### (1) こどもの誕生前から幼児期まで

#### 現状と課題

- ・厚生労働省の人口動態統計によると、全国的にこどもの数は減少傾向にあります。また、合計特殊出生率も低下傾向にあり、令和5年で1.20と、人口置換水準を大きく下回っています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）によると、不妊の検査・治療を受けたことのある夫婦は令和3年に22.7%となっており、増加傾向にあります。
- ・令和4年には不妊治療が保険適用となりましたが、引き続き保険適応の有無に関わらず助成を行うことで不妊治療における経済的な負担が大幅に軽減しました。
- ・市内には、富士宮市立病院を含み、妊婦健診実施医療機関が4箇所あります。一方で、市内で分娩を取り扱っている産婦人科は、富士宮市立病院の1箇所、助産所は1箇所になります。
- ・妊婦健康診査や産後ケアについては、令和5年度より、助成回数の拡大、利用形態の拡充、利用者負担減免等サービスの向上を図り、妊産婦の健康の保持増進・育児不安の軽減・経済的支援等を行っています。
- ・こどもは減少しているものの、0～2歳の保育の需要は高まる傾向にあるため、今後も現状程度の定員は維持する必要があります。
- ・働き方の多様化により、通常の保育時間を超えた利用を必要とする保護者が多くなっています。一方で、休日保育の希望はあるものの、実施園が1園ということもあり、令和5年度は2日の開園に留まっています。
- ・少子化が進んでいても家庭児童相談件数は増加傾向にあり、子育てに困難を抱える家庭が顕在化しています。夫婦関係や経済状況、養育者の心身状態等の様々な背景を持つ家庭が多いことから、家庭児童相談窓口だけの対応が難しいケースもあります。
- ・訪問による支援・相談を拒む家庭もあり、家庭の養育環境が把握できないこともあります。普段生活している家庭の状況を確認するとともに、信頼関係の構築に努めなければなりません。
- ・【統計データ】令和5年の出生数は592人で、平成29年以降、減少傾向にあります。
- ・【統計データ】令和6年度の保育・教育施設の定員充足率は、「企業主導型保育所」が89.7%と最も高く、次いで「小規模保育所」が83.1%、「幼稚園」が78.6%などとなっており、多少定員に余裕のある傾向にあります。
- ・【子育て調査（就学前児）】妊娠中や出産後に重要だと思うサポートは、「赤ちゃんの育児相談・健康面の相談」が約半数で最も多く、「母親の健康面の相談」、「産後の母親の健診（産後健診）」が続いています。
- ・【子育て調査】こどもの病気等を理由に保育施設が利用できなかった場合に父母が休んで対応した人のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った」と回答した人は、就学前児で約4割、小学生で1割以上となっています。また、病児保育施設等にこどもを預ける場合、望ましいと思う事業形態は、就学前児・小学生ともに、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が7割を超えて最も多くなっています。
- ・【居場所調査（関係者）】ちゃんと食べられていないこどもの話をよく耳にしたり、コロナ禍で外に遊びに行けずにストレスを溜めている乳幼児の母親がとて多くいたりしていたので、事業を始めました。
- ・【居場所調査（関係者）】こどもを預かり母親にリラックスする機会を提供するイベントはとても好評である一方で、こどもをみるスタッフの確保が課題です。

### 具体的な事業・取組

妊娠期から切れ目のない支援を行うことで、子育てしやすい環境を整え、健やかなこどもの発育・発達を促します。

不妊・不育症治療費や妊産婦健康診査費の助成を行い、経済的な負担の軽減に努めるとともに、妊娠・出産・子育ての知識の普及を図ります。

また、各種母子保健事業の実施を通じて産前産後の母子の健康を支え、子育てと仕事の両立支援のため、認定子ども園や幼稚園、保育所等で幼児教育・保育を提供するとともに、未就園の親子への育児支援を行います。

子育て調査によると、妊娠中や出産後に特に重要だと思えるサポートとして、「赤ちゃんの育児相談・健康面の相談」を求める声が多かったことを踏まえ、新たに設置する「こども家庭センター」をこども・子育て支援の中核に位置付け、妊娠前から妊娠期・出産・幼児期までの切れ目のない保健・医療・子育て支援サービスの提供と、伴走型の相談支援に取り組みます。併せて、巡回型の「子育てコンシェルジュ」による総合的な相談支援を行うなど、こども一人一人の健やかな成長を支える取組を推進します。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
こども家庭センター (母子保健機能) (再掲)	こどもの誕生前から乳幼児の保健・福祉に関する包括的な支援を行います。 ①妊産婦及び乳幼児等の実情を把握します。 ②妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。 ③サポートプランを策定します。 ④関係機関との連携調整を行います。	健康増進課
母子健康手帳の交付 (再掲)	母子健康手帳並びに妊婦健診受診券を交付し、母子の健康啓発、健康管理を実施します。	健康増進課
ふじのみや 妊娠・子育て応援ナビ (再掲)	子育て情報の提供や応援メッセージの配信、予防接種スケジュールの自動作成等、モバイルシステムを活用することで、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援環境をつくります。	健康増進課
もうすぐパパママ学級 (再掲)	妊娠・出産・育児についての知識を伝え、不安の解消を図ります。父親の育児参加を促します。	健康増進課
妊婦及び多胎児妊婦健康診査 (再掲)	母体・胎児の異常の早期発見、妊婦の保健管理の向上を目的に、妊娠週数に応じた検査・診察・保健指導の実施における費用の助成を行います。	健康増進課
産婦健康診査 (再掲)	産後2週間及び1か月の産婦健康診査費を助成することにより、産後間もない時期における母子に対する支援を強化し、産後うつや新生児への虐待予防を図ります。	健康増進課
新生児聴覚検査 (再掲)	新生児の聴覚検査費を一部助成することにより、新生児期の聴覚検査受診率を向上させ、聴覚障害の早期発見・早期療育を推進します。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) (再掲)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、親子の心身の状況・養育環境等の把握・助言を行います。	健康増進課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
産後ケア（再掲）	産後の身体及び育児に対する不安を解消するため、助産院等において母体管理や育児指導等を受ける際の経費を助成します。	健康増進課
乳児健康診査（再掲）	乳児の健康や発達を診査するため、受診票を交付し、1か月児・4か月児・10か月児の健康診査の受診を勧めます。	健康増進課
親子関係形成支援事業（スマイルママベビー）（再掲）	親子を対象に、子育て仲間をつくり、育児知識を伝え、母親が精神的に安定して赤ちゃん向き合える環境をつくることを目的に参加者中心型の親子支援プログラムを実施します。	健康増進課
家庭訪問（再掲）	支援が必要な妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児に対し家庭訪問を行います。	健康増進課
養育支援訪問（再掲）	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、養育環境の維持・改善、家庭の養育力の向上を図ります。	健康増進課
子育て応援ヘルパー等派遣事業（再掲）	家事や育児を行うことが困難な者に対して、ヘルパー等を派遣し家事や育児を支援することで安心して出産・育児ができるよう支援します。また、サービス費用の一部を助成します。	健康増進課
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	不安や負担を抱える子育て家庭に訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、養育環境を整え養育能力の向上を図ります。	健康増進課
6か月児健康相談（再掲）	こどもが健やかに成長していくために、身体計測、育児・離乳食・歯の相談、絵本の話（図書館のブックスタート事業）により、知識の普及啓発と親がこどもに合わせた関りができるよう支援します。また、育児不安の軽減を図る機会とします。	健康増進課
離乳食教室（再掲）	保護者に離乳食の進め方の講話を行い、育児不安の軽減を図るとともにこどもの「食べる力」を育むための支援をします。	健康増進課
1歳6か月児健康診査（再掲）	診察や歯科健診・身体測定等を行い、発育・発達の確認や、育児・栄養相談等により適切な支援を行います。	健康増進課
2歳児歯科健康診査（再掲）	歯科健診や身体測定等を行い、発育・発達の確認や、育児・栄養・歯科相談等による、育児支援を行います。	健康増進課
3歳児健康診査（再掲）	診察や歯科健診、身体測定、尿検査、眼科検査等の健康診査を実施し、発育・発達の確認を行います。また、相談を通して育児支援を行います。	健康増進課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
さくらんぼ教室（再掲）	幼児健康診査の結果、発達を促すために集団指導が必要と思われる児へ継続的に集団遊びを実施し、児の行動、親子の関わりなどを観察し助言・指導を行います。	健康増進課
予防接種（再掲）	予防接種の公費負担を行い、感染症予防についての周知・指導により接種率の向上を図ります。	健康増進課
歯みがき教室（再掲）	一生自分の歯を守るよう、幼児期から歯の健康習慣を身に付けるとともに、歯みがき技術の向上を図ります。	健康増進課
フッ化物塗布（再掲）	定期的な歯へのフッ化物塗布により、歯質の強化と初期むし歯の再石灰化の促進を図るとともに、口腔内の環境向上のための助言指導を行い、むし歯予防に努めます。	健康増進課
フッ化物洗口（再掲）	乳歯・幼若永久歯の強化やむし歯予防、歯の健康意識の高揚を図るため、幼稚園・保育所等において集団でフッ化物洗口液を用いたぶくぶくうがいを実施します。	健康増進課
歯と口の健康教室（再掲）	保育園・幼稚園、小・中学校からの依頼に基づき歯みがき技術の向上等、歯と口の健康習慣を身に付けることを目的に実施します。	健康増進課
健康相談・健康教育（再掲）	こどもや養育者の健康を保持増進するため、保健・歯科・栄養等の健康相談や、妊娠・出産・育児に関する知識の普及、支援を行います。	健康増進課
おやこクッキング教室（再掲）	幼児（年長児）とその保護者を対象に、食への興味や関心を高め、家庭での共食の実践に役立てることを目的に、講話や調理体験を実施します。	健康増進課
高校生食育セミナー（再掲）	高校生を対象に、食の自立や将来の生活習慣病予防に役立てることを目的に、講話や調理実習等を実施します。	健康増進課
ゲートキーパー養成講座（再掲）	こころの健康問題に対する意識を高め、悩みを抱える人に対して早期に「気づき」「対応」できるようゲートキーパーを養成します。	健康増進課
不妊及び不育症治療費の助成（再掲）	不妊及び不育症治療を受ける人の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。	健康増進課
出生記念樹の配布	出生を記念して、フジザクラやカエデなどの苗木を配布します。	花と緑と水の課
妊娠・出産・子育てシェアサポート事業	妊娠・出産・子育ての各ステージで生じる悩みや不安を軽減するため、居場所事業や講座などを実施します。	女性が輝くまちづくり推進室
通常保育	保育を必要とする児童を認可保育施設で保育し、養護と教育環境を確保・充実に努めます。	保育支援課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
一時預かり	保護者が急な用事等で一時的に保育ができない場合、その児童を認可保育施設で一時的に保育します。	保育支援課
延長保育	就労時間などの関係で通常の時間を超えた保育を必要とする児童を保育します。	保育支援課
休日保育	休日に保育を必要とする児童を保育します。	保育支援課
病児・病後児保育	病中や病気の回復期にある児童の保育を希望する保護者のため、病児・病後児保育を実施します。	保育支援課
地域型保育	家庭的保育や小規模保育等の少人数で、きめ細かな保育を実施します。	保育支援課
認定こども園	幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園を推進し、幼児期における教育と保育の充実を図ります。	保育支援課
ファミリー・サポート・センター事業	地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、多様なニーズへの対応を図るため、受託会員の確保に努めます。	こども未来課
子育てコンシェルジュ	①乳幼児等の実情の把握を行います。 ②妊娠期から子育て期の様々なニーズに対し、総合的相談支援を行います。 ③子育て期に必要な情報提供、助言を行います。 ④関係機関との連携、調整を行います。	こども未来課
地域子育て相談機関	地域子育て相談機関を設置し、こども家庭センターと密接に連携しながら子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。	こども未来課
家庭児童相談（再掲）	子育てやこどものしつけ、性格や行動、学校生活や不登校、いじめなどの悩みや家庭的な環境、家族関係などの相談に家庭相談員が対応します。	こども未来課
保育所における食体験事業	日々の保育の中での様々な食体験を通して、園児の「食」に関する興味を育みます。	保育支援課
食育アンケートの実施	し好や食生活を把握するためのアンケートを実施し、普段の食生活を見直すきっかけづくりや給食だよりの発行、献立作成や食育計画、食育事業に反映させます。	保育支援課
産前産後サポート事業（べいびっち）（再掲）	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みなどについて、先輩母との交流を促し、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ります。	健康増進課
多胎妊産婦等支援事業	多胎妊産婦等に対し、外出時の補助や育児の介助等、安心して育児ができるような支援をすることを目的とし育児支援を保育士が実施します。	健康増進課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
多胎児育児支援 (わんぱくキッズの活動)	多胎を持つ親同士の交流の場を図り、育児不安の解消を図ります。	健康増進課
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター) (再掲)	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。	こども未来課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全てのこどもに家庭とは異なる環境や家族以外と関わる機会を提供し、成長を促すとともに、保護者の育児負担や孤立感・不安感の軽減につなげるため、月一定時間、就労要件を問わずに保育施設を利用できます。	保育支援課
園・小・中学校の連携・協力	園・小・中学校の円滑な接続を図るため、相互の連携・協力を一層進めます。 園・小・中学校の連続性に配慮したスタートカリキュラムを教育課程に反映させ、学びや生活の基盤づくりと相互交流の充実を図ります。	学校教育課 保育支援課
こども・若者支援推進本部	こども・若者に関係の深い部署で構成し、幼児期・児童期・青年期といったライフステージ間のつなぎの部分の連携を特に意識した上で、気になる子(発達障害等)、不登校、医療的ケア児、ヤングケアラー、ひきこもり等について、各相談支援機関の個別課題を整理及び検討することにより、保健福祉及び教育部門の連携体制の構築並びにこども・若者・保護者への支援体制の強化を図ります。	こども未来課
少子化対策推進本部	少子化対策に特に関係の深い部署で構成し、国・県等の少子化対策に関連する情報を収集し、市民に周知するとともに、国・県等の施策では対応しきれない部分については、本市の実情に応じた実効性のある独自の施策を企画・立案します。	企画戦略課

## 数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地域子育て相談機関の数	箇所	0	3
地域子育て支援センター利用者数(再掲)	人	29,275	29,359
乳児等通園支援事業 制度の創設、事業の実施	-	制度の情報収集等	事業の実施
通常保育 待機児童人数	人	0	0
一時預かり事業 実施箇所数	箇所	32	34
延長保育 利用希望者に対する実利用者の割合	%	100	100
病児病後児保育 利用希望に対する実利用者の割合	%	病児・病後児 保育の実施 (延べ149人)	100
食育アンケートの実施	回	1	1
就学支援シート、スタートカリキュラム、個別の教育支援計画、個別の指導計画等が作成できている割合	%	未作成	100
規則正しく3食食べる幼児の割合 (3歳児健康診査問診票)	%	89.2	90
毎日仕上げ磨きをしている保護者の割合 (1歳6ヵ月児健康診査問診票)	%	96.8	97
妊娠中に喫煙していた人の割合 (4ヵ月児健康診査)	%	1.3	1.3以下
妊娠中に飲酒していた人の割合 (4ヵ月児健康診査)	%	0.5	0
むし歯のない幼児の割合 (3歳児健康診査)	%	92.4	92

## (2) 学童期・思春期

### 現状と課題

- ・学童期・思春期は、身体も心も大きく成長し、社会に出る準備をする時期にあたります。しかし、身体の成長に心の成長が追い付かず、また、将来への漠然とした不安から、不安定な気持ちになるこどもも少なくありません。周囲の大人は、この時期のこどもが発するSOSに耳を傾け、一人ひとりに寄り添った支援を行う必要があります。
- ・全国的に、学校におけるいじめが問題となっています。いじめは犯罪行為であり、他者の尊厳を傷つける許されない行為であることを念頭に、いじめ撲滅を図らなければなりません。新たないじめを起こさせないためにも、学校内での対応で終わらせず、外部と連携した支援を行う必要があります。
- ・共働き世帯が増えたことで、こどもの放課後の過ごし方に悩む保護者も少なくありません。こどもが安心・安全に過ごすことができる場として児童クラブの需要が増加したことから、令和2年度には富丘児童クラブを整備しました。
- ・児童生徒が1人1台の端末を使えるようになったことで、ICT活用機会が大きく増加しました。オンラインで市外の学校等との交流学习ができたり、自宅での学習に活用できたりしています。一方で、情報リテラシーの低さ等に起因するトラブルも発生しており、情報モラル教育の充実が求められています。
- ・【統計データ】令和6年度の放課後児童クラブ利用児童数は1,536人、定員充足率は93.1%となっています。
- ・【統計データ】令和5年度の不登校割合は、「小学生」が2.6%、「中学生」が7.1%で、平成29年度以降、いずれも上昇傾向にあります。また、令和5年度はいじめ認知件数は1,498件で、「小学校」が全体の8割を占めています。
- ・【子育て調査（就学前児）】小学校低学年の間に希望する放課後の過ごし方は「放課後児童クラブ・放課後等デイサービス」が半数を超えて最も多く、小学校高学年の間に希望する放課後の過ごし方は「保護者や祖父母などの同居家族（大人）と過ごす」が4割を超えて最も多くなっています。
- ・【子育て調査（小学生）】放課後児童クラブに期待することは、「安全・安心な居場所であること」が約6割で最も多く、「安心して預けられるスタッフの見守りがあること」、「経済的負担が少ないこと」が続いています。また、こどもが放課後を過ごすために必要だと思うものは、「大人の見守りによる安全・安心な居場所（児童館・放課後児童クラブなど）」が半数を超えて最も多く、「宿題の支援」、「自由遊び」が続いています。
- ・【居場所調査（関係者）】自主的な学習を必要としているのに親が多忙でみてあげられない、携わっている放課後児童クラブの利用児童などが登校拒否になっているということを知ったことが、事業を始めるきっかけでした。
- ・【居場所調査（関係者）】不登校児童の増加に伴い、居場所を求める声が多くなっています。富士宮市には不登校児童が500名弱いると言われてはいますが、受入施設が少ないと思います。
- ・【居場所調査（関係者）】参加しているこどもは、不安や孤独感が軽減したり、自分に自信を持てるようになったり、コミュニケーション能力や協調性が向上したりしています。
- ・【ワークショップ】色々な先生の授業を受けたいという声が聞かれました。人員不足で教職員の負担が増していることから、待遇の改善や学校の評判向上などを行い、その学校で働きたいと思う教職員の人数を増やすことが提案されました。
- ・【ワークショップ】授業として興味のある職業に関することを学びたいという希望がありました。実際に職場で体験してみたり、働いている人の話を聞いたりすることなどが提案されました。

### 具体的な事業・取組

小学校低学年のこどもの放課後の過ごし方として、最も希望が多かった放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の開設や施設整備などを通じて、すべてのこどもが安全・安心に過ごせる居場所づくりに努めていきます。

学童期・思春期は、自己肯定感や道徳性、社会性を育み、自らのアイデンティティを形成していく重要な時期であることから、こども一人一人の個性を尊重し、その可能性を伸ばすための質の高い学校教育とともに、地域とともにある学校づくりを推進します。

さらに、富士山学習研究や親子富士登山講習会などを通じて、学童期・思春期における心身の発達を支援するとともに、郷土への誇りや愛情を育む取組等を推進します。

また、健全な心身を培い豊かな人生を育むためには、こどもの頃からの食育が重要です。暮らしの様々な場面の中における、食に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の放課後の適切な遊び・生活の場を確保するため、放課後児童クラブを開設します。	こども未来課
小規模校放課後活動 送迎支援事業	既存の宮タク制度を活用し、放課後児童クラブがない小学校区の児童を近接する校区にある放課後児童クラブに送迎します。	こども未来課
子ども会活動の充実	年齢に応じた社会性を身に付けるため、子ども会活動と組織の充実を図ります。	こども未来課
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病児童等に対し、車いす等の日常生活用具を給付（用具ごとに限度額あり）することで、在宅で療養する上での便宜を図ります。	こども未来課
こどもの居場所づくり （再掲）	こどもの心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、こどもが安心できる居場所づくりに取り組みます。	こども未来課
こども家庭センター （児童福祉機能） （再掲）	こどもの保健・福祉に関する包括的な支援を行います。 ①児童等の実情を把握します。 ②こどもの福祉に関する相談に応じ必要な情報提供等を行います。 ③プランを策定し課題や支援ニーズに対応します。 ④関係機関との連携調整を行います。	こども未来課
家庭児童相談（再掲）	子育てやこどものしつけ、性格や行動、学校生活や不登校、いじめなどの悩みや家庭的な環境、家族関係などの相談に家庭相談員が対応します。	こども未来課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
こども・若者支援推進本部 (再掲)	こども・若者に関係の深い部署で構成し、幼児期・児童期・青年期といったライフステージ間のつなぎの部分の連携を特に意識した上で、気になる子(発達障害等)、不登校、医療的ケア児、ヤングケアラー、ひきこもり等について、各相談支援機関の個別課題を整理及び検討することにより、保健福祉及び教育部門の連携体制の構築並びにこども・若者・保護者への支援体制の強化を図ります。	こども未来課
少子化対策推進本部 (再掲)	少子化対策に特に関係の深い部署で構成し、国・県等の少子化対策に関連する情報を収集し、市民に周知するとともに、国・県等の施策では対応しきれない部分については、本市の実情に応じた実効性のある独自の施策を企画・立案します。	企画戦略課
園・小・中学校の連携・協力 (再掲)	園・小・中学校の円滑な接続を図るため、相互の連携・協力を一層進めます。 園・小・中学校の連続性に配慮したスタートカリキュラムを教育課程に反映させ、学びや生活の基盤づくりと相互交流の充実を図ります。	学校教育課 保育支援課
不登校・いじめ対策の充実	「富士宮市不登校・いじめ問題対策委員会」と、学校の不登校・いじめ対策組織(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む)が連携して、不登校いじめ問題の早期発見、早期解決に努めます。	学校教育課
学校ICT環境整備の充実	無線LAN環境管理やタブレット・パソコンの更新整備など、インターネット接続に必要なネットワーク設備や通信環境の整備を行います。	学校教育課
富士山学習発表会の実施	探究的な見方・考え方を働かせるとともに、富士山や富士宮市に住む人々との関わりを通し問いを見出し、よりよく課題を解決したり、自己の生き方を考えたりすることで、郷土への誇りや愛情を持つこどもを育てます。	学校教育課
有徳の人づくり推進(再掲)	豊かな心を育むため、富士宮市が作成した道徳資料「富士山をこころに」を授業で使ったり、家庭で家族と読んだりするなど、積極的な活用を図ります。	学校教育課
学校食育推進(宮っ子オリジナル朝食コンクール)	望ましい食習慣への関心を高めるため、食育ポスターコンクールを実施します。また、各学校の食育推進計画に沿って、栄養教諭との食育の授業を実施します。	学校教育課
小中学生のための「外国語ハンドブック」活用	富士宮市に点在する世界文化遺産の構成資産に関する会話表現を記載した外国語ハンドブックを作成し、毎年小学3年生に配布します。外国語ハンドブックを小学3年生から中学3年生まで活用し、外国語での会話能力の向上を図ります。	学校教育課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
こども主体の授業づくりの推進（市内全体研修会）	教職員が望ましい授業のイメージを確かなものとするため、各教科・領域において年2回の提案授業を通じた研修機会を提案します。	学校教育課
小中学校教職員海外研修	国際社会で活躍するために必要な国際感覚や英語力をこどもに指導するため、英語圏の国へ教職員を研修派遣し、英語指導力やコミュニケーション能力の向上を図ります。	学校教育課
小規模校連携事業の推進	市内小規模小中学校が連携して授業や行事等を実施するための送迎費用を支援し、児童生徒のコミュニケーション力と豊かな人間関係力の向上に努めます。	学校教育課
特別支援教育	こども一人一人の教育的ニーズを把握し、誰一人取り残されない教育を目指します。また、インクルーシブ教育システムを推進します。	学校教育課
市教育研究指定校	こどもに生きる力を育み、今日的な教育課題の解決を図り、こどものウェルビーイング、学校のウェルビーイングの実現を図るための研究指定校指定し、学校の教育力の向上を目指します。	学校教育課
魅力ある学校づくり委託事業	こどもが自律した学習者として、わからない問題にも主体的に挑戦し、協働しながら課題解決に取り組むことのできる資質・能力を育む研究を学校に委託しその成果を市内の学校で共有化を図ります。	学校教育課
富士宮市教職員研究指針によるキャリアステージに応じた研修機会の推進	国・県の指定研修に加え、市教委独自の授業マエストロ継承講座、ミドルリーダー研修講座を実施します。	学校教育課
自立支援医療（育成医療）（再掲）	身体障がいのある児童の障がいが、手術等により確実に除去・軽減が期待できる場合、当該保険医療費の一部を支給します。	障がい療育支援課
市内全体研修会（生徒指導）	いじめ・不登校対策や重層支持的支援について研修を深め、こどものウェルビーイングを実現する生徒指導を目指します。	学校教育課
校長会・教頭会	市校長会・教頭会において、今日的な教育課題について協議しながら、こどもの豊かな成長を目指します。	学校教育課
コンプライアンス研修	市校長会と協働し、計画的なコンプライアンス研修を実施し、こどもの安全・安心を実現します。	学校教育課
青少年相談センター（再掲）	悩みや不安を解消するために、青少年やその保護者等を対象に電話や面接による相談や、不登校のこどもの自立を支援します。	社会教育課
子どもの読書活動の推進（再掲）	豊かな心を育む環境づくりとして「読書と読み聞かせ推進事業」を「富士宮市子ども読書活動推進計画」に基づいて推進します。	社会教育課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
富士宮市親子富士登山講習会（再掲）	親子で富士登山に挑戦してもらうため、市内小中学生とその保護者を対象に、講師を招いて富士登山に関する講習会を開催します。	社会教育課
中学生ボランティア講座	様々な活動を通して、自発的に行動することや、社会や人々のために活動することの大切さ、活動をやり遂げる達成感を学ぶことを目的とした講座を実施します。	社会教育課
歯と口の健康教室（再掲）	保育園・幼稚園、小・中学校からの依頼に基づき歯みがき技術の向上等、歯と口の健康習慣を身に付けることを目的に実施します。	健康増進課
美しい花いっぱいのもちづくり事業	美しい花いっぱいのもちづくり事業により彩ある空間づくりを推進し、こどもが花に接する機会を増やし、地域や学校などにおける花壇づくりを支援します。	花と緑と水の課
地食健身食育推進事業	地域の特産品への理解を深めるため、中学生を対象としたにじます等の特産品の学習や調理実習を行います。また、令和4年度より小学生を対象として学校給食牛乳の講座を実施しています。	食のまち推進室
世界にはばたくこどもたち育成事業	市内在住の中学生が海外でのホームステイ体験や現地学校等における語学研修等を通し、豊かな国際感覚の育成、英語によるコミュニケーション能力の向上等を図ることができるよう、費用の一部を補助します。	市民交流課
韓国栄州市中学生交流事業	友好交流関係都市の韓国栄州市への中学生の派遣と栄州市中学生の受け入れを毎年交互に行うことで、多文化を理解し、国際感覚豊かな青少年の育成を目指します。	市民交流課
富士宮のお茶 富士山「う宮茶」グランプリ	日本茶の文化と市域内で生産される富士宮のお茶に関することについて、広く家庭生活への普及を図ります。	農業政策課
酪農体験教室	畜産業に対する理解を深めるため、市内在住の親子(小学生)を対象として酪農体験教室を実施し、エサやりや乳搾り、牛の世話等を通じて酪農の仕事を学んでもらいます。	農業政策課
育て鱒ター（にじます祭）	市の魚であるにじますについて生態を知ってもらうため、希望者に魚卵を配布し、孵化させた稚魚をにじます祭で放流します。	農業政策課

## 数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
就学支援シート、スタートカリキュラム、個別の教育支援計画、個別の指導計画等が作成できている割合(再掲)	%	未作成	100
要経過観察歯肉炎を持つ児童の割合 (小学5年生：学校歯科保健調査)	%	7.5	7以下
一人平均むし歯本数 (中学1年生：学校歯科保健調査)	本	0.5	0.5以下
歯肉炎を持つ生徒の割合 (中学3年生：学校歯科保健調査)	%	13.3	10

### (3) 青年期

#### 現状と課題

- ・学童期・思春期に続いて心身の成長が続きますが、徐々にそれも落ち着き、大人となる時期です。こどもとして守られていた立場からこどもを守る立場へとなり、意識の変化もみられます。社会人として働くことで様々な経験を重ねるとともに、結婚や妊娠・出産といったライフイベントを迎える人もいます。
- ・平成28年には18歳以上の人に選挙権が与えられるようになり、令和4年には成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。一方で、飲酒・喫煙や公営競技の投票券の購入などは、20歳以上にのみ認められています。また、結婚可能年齢は、男女ともに18歳に統一されました。
- ・【統計データ】令和5年の出生率（人口千人対）を母親の年齢区分別にみると、20代後半から30代前半にかけて60～70台と高くなっています。
- ・【若者調査】（高校生のみ回答）学校に行くのは楽しいと『思う』（そう思う＋どちらかという＋そう思う）と回答した人は、80.0%となっています。また、回答者が希望する最終学歴は、「大学・大学院」が半数を超えて最も多く、「専門学校」、「わからない」が続いています。
- ・【若者調査】将来希望する夢や進路が「あるし、叶えたい」と回答した人は、54.0%となっています。また、自分の将来について明るい『希望がある』（希望がある＋どちらかといえば希望がある）と回答した人は、61.8%となっています。
- ・【居場所調査（関係者）】経済的困難や社会的孤立に悩むこども・若者が増えています。地域のつながりの希薄化や若者の地域離れも課題だと思えます。
- ・【居場所調査（関係者）】こども・若者の意見を聞き、こども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所をつくっていくことが大切です。

具体的な事業・取組・目標
--------------

様々なライフイベントが重なり、かつ選挙権も付与されるようになり、社会的な役割や責任に対する不安などが生じやすい青年期において、若者が自己の可能性を伸展させられるよう、こども・若者の悩み、心配ごとや困りごとの相談に対応する事業を実施します。

また、若者調査の中で回答の最も多かった「大学・大学院」への進学にあたり、経済的な不安の解消のために、奨学金や福祉資金制度の周知に努めます。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
青少年相談センター（再掲）	悩みや不安を解消するために、青少年やその保護者等を対象に電話や面接による相談や、不登校のこどもの自立を支援します。	社会教育課
母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、ひとり親家庭のこどもが高校・大学等へ進学などをする際に、県の資金貸付制度を周知します。	こども未来課
育英奨学金（再掲）	山下サダ育英奨学金条例に基づき、高等学校等に入学又は在学する者で、学費の支弁が困難かつ品行方正、成績優良な者に奨学金を支給します。	学校教育課
未来を担う高校生人材育成事業	市内在住の高校生が産業分野の発展が著しい海外都市の現地視察やフィールドワーク等を通して国際社会における客観的視点を養い、国際感覚の向上等を図るため、費用の一部を補助します。	市民交流課
高校生食育セミナー（再掲）	高校生を対象に、食の自立や将来の生活習慣病予防に役立てることを目的に、講話や調理実習等を実施します。	健康増進課
高校生向けゲートキーパー養成講座（再掲）	高校生を対象に、こころの健康問題に対する意識を高め、悩みを抱える人に対して早期に「気づき」「対応」できるようゲートキーパーを養成します。	健康増進課
結婚新生活支援	要件に該当する新婚世帯の新生活に係る住居費や引越費用を助成します。	企画戦略課
若者チャレンジ支援施設（エキマエ Challenge House CHILL IN チリン）	若者が集い、地域でチャレンジする機会を創出する支援施設（エキマエ Challenge House CHILL IN チリン）を運営します。	企画戦略課
自転車盗難防止活動	市内の高等学校5校の高校生とともに、自転車盗を減少させるための施策（B・B・5作戦）を実施します。（B・B・5＝バイシクル・防犯・5高校）	市民生活課
こども・若者支援推進本部（再掲）	こども・若者に関係の深い部署で構成し、幼児期・児童期・青年期といったライフステージ間のつなぎの部分の連携を特に意識した上で、気になる子（発達障害等）、不登校、医療的ケア児、ヤングケアラー、ひきこもり等について、各相談支援機関の個別課題を整理及び検討することにより、保健福祉及び教育部門の連携体制の構築並びにこども・若者・保護者への支援体制の強化を図ります。	こども未来課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
少子化対策推進本部 (再掲)	少子化対策に特に関係の深い部署で構成し、国・県等の少子化対策に関連する情報を収集し、市民に周知するとともに、国・県等の施策では対応しきれない部分については、本市の実情に応じた実効性のある独自の施策を企画・立案します。	企画戦略課
出会い・交流応援事業	結婚を希望するが出会いがないという若い世代に対し、富士宮市の強みである自然や食を活かした出会いの創出を図るとともに、定住人口の増加及び地域の活性化を図ります。	女性が輝く まちづくり推進室
富士宮高校会議所への支援	高校生視点での地域振興を支援し、地域活性化を図ります。	商工振興課
高校生議会	市内の高等学校と高等専修学校から選出された高校生議員が、市に対して普段感じていることや疑問に思うことを市当局へ質問し、議論を交わします。	広報課
生活困窮者自立支援事業	これまでの生活背景や家庭環境から、社会に出ることに不安がある、他者とコミュニケーションが取れない等の課題を抱えている若者等に対し、生活困窮者自立支援事業を実施します。個に応じた支援プランを作成し、就労の基礎となる知識、体力をつけるための訓練を含む就労準備支援事業、就労等により得た収入を自身で適切に管理ができる力をつける家計改善支援等のメニューを提供します。	福祉総合相談課
ひきこもり支援推進事業	ひきこもり支援を推進するための体制を構築し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進します。	福祉総合相談課
せんきょ出前講座 (再掲)	小・中・高等学校等に赴き、講義や模擬投票、選挙機器の実演を行う「せんきょ出前講座」を実施し、若年層の政治や選挙への理解を深め、有権者意識の高揚を図ります。	選挙管理委員会事務局

数値目標
------

目標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
「将来希望する夢や進路があり、叶えたい」と思う、こども・若者の割合	%	54	65
「あなたは、将来、何人のこどもがほしいですか。」と尋ねた時に、「将来、こどもをもつことを想定していない」「わからない」と回答する、こども・若者の割合	%	31	25 以下
せんきょ出前講座の実施 (再掲)	回	6	8

### 3 子育て当事者への支援に関する施策

#### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

##### 現状と課題

- ・こどもを育てるためには、多額の費用がかかります。そのため、経済的な問題を理由にこどもを持たない人や2人目以降を諦める人等もいます。少子化を少しでも改善するためには、こどもを持つことが過度な経済的負担とならないよう、子育て家庭への経済的な支援は欠かせません。
- ・令和6年10月分より児童手当が拡充され、支給期間の延長や第3子以降の支給額の増額、所得制限の撤廃等が行われました。また、こども医療費も令和6年10月より原則無償となっています。
- ・【子育て調査（就学前児）】理想とするこどもの人数を出産するために最も必要だと思うことは、「子どもを養育できるだけの十分な収入」が3割を超えて最も多く、「子どもを養育するための経済的な支援制度」、「仕事と子育てを両立できる環境の充実」が続いています。
- ・【子育て調査（就学前児）】子育て支援でもっと力をいれてほしいものは、「子育てのための経済的支援の充実」が約6割で最も多くなっています。
- ・【若者調査】子育てを考える上で富士宮市でより充実させた方が良いと思うことは、「子育て世帯への経済的な支援」が半数を超えて最も多く、「保育園、幼稚園、認定こども園など」、「安全に遊べる公園」が続いています。
- ・【若者調査】自由記述では、「保育園以上の給食費無償化を進めてほしい」との意見がありました。

### 具体的な事業・取組

子育て世帯への経済的支援により力を入れてほしいという子育て・若者調査の結果を踏まえ、次代の社会を担うこどもの健やかな育ちと出産・育児を社会全体で応援するため、出産・子育て応援給付金をはじめ、各種手当や一時金等の支給を行うほか、こども医療費については、令和6年10月から原則無償化し、子育てや教育に関する経済的負担の軽減に努めていきます。

今後も、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当の支給や、こども医療費助成、幼児教育・保育の無償化などの各種支援策を実施します。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
児童手当（再掲）	子育て家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童手当を支給します。	こども未来課
こども医療費助成（再掲）	子育て家庭の経済的な負担を軽減し、生活の安定とこどもの健やかな成長に寄与するため、こども医療費を助成します。	こども未来課
出産・子育て応援給付金	安心して出産・子育てができるよう、妊娠時及び出産時に出産応援給付金を支給します。	健康増進課
幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料を無償化します。（0歳から2歳児のこどもの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化します。）	保育支援課
多子世帯保育料・利用者負担額の軽減	同一世帯で2人以上のこどもが施設型給付費を受ける施設等に入所する場合に、階層に応じて保育料・利用者負担額を減額します。	保育支援課
子どもの学習・生活支援事業（再掲）	生活困窮世帯のこどもに居場所を提供するとともに、学習支援を行い、高校進学等の将来における選択肢の幅を広げます。令和6年度から、新たに小学生教室を開催しています。	福祉総合相談課
育英奨学金（再掲）	山下サダ育英奨学金条例に基づき、高等学校等に入学又は在学する者で、学費の支弁が困難かつ品行方正、成績優良な者に奨学金を支給します。	学校教育課

### 数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
幼児教育・保育の無償化対象への助成の実施、制度周知	%	100	100
多子世帯保育料・利用者負担額の軽減対象者世帯への負担軽減の実施	%	100	100

## (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

### 現状と課題

- ・こどもの主な生活の場は、家庭です。家庭において保護者が行う教育が、こどもにとって初めての学びであり、その後の人格形成にも影響を与えます。家庭では、主に基本的な生活習慣や豊かな感性、他者への思いやり、社会のマナーなどを学びます。
- ・こどもは家庭を中心とした地域で、新しいことにチャレンジしたり、友人との時間を楽しんだりして、多くの経験を重ねながら成長していきます。そのため、地域のあらゆる主体が自らも地域の子育てに深く関わっていることを意識し、日頃からこどもや子育て家庭を見守り、必要に応じた支援をしていくことが重要です。
- ・ふじのみや妊娠・子育て応援ナビの登録率は100%に達していませんが、予防接種スケジュール等の子育てに役立つ情報発信のツールであるため、より多くの方に登録してもらえるような工夫が必要です。ナビ登録者にはナビをとおして妊娠7か月目のアンケート調査を実施、未登録者には郵送でアンケート調査票を送付、未回答の方には家庭訪問を行い、妊娠中からの切れ目のない支援として、体調・不安の確認、情報提供を行い、全ての妊婦が安心して出産を迎えるための支援を行っています。
- ・子育て中の父母が参加する講座を託児付きで開催していますが、託児ボランティアの確保が課題となっています。
- ・令和2年度～令和6年度にかけて、様々な家族構成の子育て世代に対応できるよう、2DK、3DK、4DK等の市営住宅を112戸供給しました。
- ・【子育て調査】子育てをする上で気軽に相談できる人・場所の有無は、就学前児・小学生ともに、「いる／ある」が9割を超えて多くなっています。また、その相談先は、就学前児で「祖父母等の親族」が8割を超えて最も多く、小学生で「友人・知人」が8割で最も多くなっています。
- ・【子育て調査（就学前児）】地域子育て支援センターを「利用している」と回答した人は、約2割となっています。
- ・【子育て調査（小学生）】子育てをする上であればよいと思う周囲からのサポートは、「親の不安や悩みの相談」が約4割で最も多くなっています。
- ・【子育て調査】子育てに関する情報の入手方法は、就学前児で「インターネット」が7割を超えて最も多く、小学生で「近所の人・知人・友人」が約7割で最も多くなっています。また、子育てに関して知りたい情報は、就学前児で「公園や遊び場」、「子連れで行けるお店」が6割を超えて最も多く、小学生で「親子で行けるイベント等」が半数を超えて最も多くなっています。
- ・【子育て調査】子育てをするにあたって、地域に求めることは、就学前児・小学生ともに、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が半数を超えて最も多くなっています。

### 具体的な事業・取組

子育て調査では、子育て上必要な周囲のサポートとして、「親の不安や悩みの相談」を求める意見が多く挙がりました。本市では、各種母子保健事業において相談の場を設け、子育てサロン、地域子育て支援センター、幼児家庭教育学級等の事業を通じて、親の子育て知識の習得や仲間づくりを支援するほか、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等、地域で子育てを支援する事業を引き続き実施していきます。

今後も、ニーズに応じた様々な子育て支援や家庭教育支援を推進するとともに、関係機関との連携を図りながら、安心して子育てができる地域づくりや情報発信の充実に努めます。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター) (再掲)	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、多様なニーズへの対応を図るため、受託会員の確保に努めます。	こども未来課
子育て支援拠点創設 (子育てサロン)	(福)社会福祉協議会を支援し、地域が独自の子育て支援事業を展開するための環境を整備します。	こども未来課
こども家庭センター	妊産婦・子育て世帯を対象として、主に児童福祉を担当するこども未来課と、主に母子保健を担当する健康増進課で一体的に相談・支援を行います。	健康増進課 こども未来課
一時預かり(再掲)	保護者が急な用事等で一時的に保育ができない場合、その児童を認可保育施設で一時的に保育します。	保育支援課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (再掲)	全てのこどもに家庭とは異なる環境や家族以外と関わる機会を提供し、成長を促すとともに、保護者の育児負担や孤立感・不安感の軽減につながるため、月一定時間、就労要件を問わずに保育施設を利用できます。	保育支援課
子育て支援ガイド	子育て情報をまとめた冊子を作成し、母子手帳交付時に配布するとともに、市内各所に設置します。	こども未来課
子育て優待カード	地域で子育てを応援するため、サービスを提供する店舗・事業所を増やします。	こども未来課
ふじのみや 妊娠・子育て応援ナビ (再掲)	子育て情報の提供や応援メッセージの配信、予防接種スケジュールの自動作成等、モバイルシステムを活用することで、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・育児期まで切れ目ない支援環境をつくります。	健康増進課
家庭訪問(再掲)	支援が必要な妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児に対し家庭訪問を行います。	健康増進課
養育支援訪問(再掲)	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、養育環境の維持・改善、家庭の養育力の向上を図ります。	健康増進課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
親子関係形成支援事業 (スマイルママベビー) (再掲)	親子を対象に、子育て仲間をつくり、育児知識を伝え、母親が精神的に安定して赤ちゃん向き合える環境をつくることを目的に参加者中心型の親子支援プログラムを実施します。	健康増進課
幼児家庭教育学級	学級生が学びたいことを自分たちで案を出し合って決めます。同じ年代のこどもを持つ親同士が、子育ての相談や生活に役立つことを一緒に学ぶとともに、ネットワークを構築します。	社会教育課
幼稚園 家庭教育学級	幼稚園の保護者を対象に、良い子を育てるための育児講座を実施します。	社会教育課
小中学校 家庭教育学級	小中学校の保護者を対象に、良い子を育てるために学び続ける親を目指し、各種講座を実施します。	社会教育課
家庭教育学級リーダーの育成	家庭教育学級リーダー育成のため、講座を開催します。	社会教育課
子育てメールマガジンによる情報提供	子育て情報を周知するため、登録会員のパソコンや携帯電話に情報を定期的に発信します。	社会教育課
子育て家族のリフレッシュ講座	就学前のこどもの保護者を対象に託児付きの講座を実施し、保護者の心身の健康増進、男性の育児や家事への参画意識の醸成、家庭内の男女共同参画の促進を図ります。	女性が輝くまちづくり推進室
広報紙等による情報発信	関係する部署と連携し、子育て家庭にとって重要な制度や事業などの情報を広報ふじのみや、市公式ウェブサイトや市公式 SNS で発信します。	広報課
市営住宅の供給	市営住宅の整備にあたり、子育て世代が快適に生活できる住宅の供給に努めます。	建築住宅課

数値目標
------

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
一時預かり事業の実施箇所数	箇所	32	34
乳児等通園支援事業 制度の創設及び事業の実施	-	制度の情報収集等	事業の実施
地域子育てサロン利用者数	人	4,811	5,000
地域子育て支援センター利用者数(再掲)	人	29,275	29,359
ふじのみや妊娠子育て応援ナビ事業 累計登録者の増加	人	1,964	3,000

### (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの参画促進・拡大

#### 現状と課題

- ・厚生労働省の令和5年度育児休業取得率の調査結果によると、令和3年10月1日から令和4年9月30日の間に出産した女性、又は配偶者が出産した男性のうち、令和5年10月1日までに育児休業を開始した人は、女性で84.1%、男性で30.1%となっています。女性に比べて男性は少なくなっていますが、平成17年までは1%を下回っていたこと、令和元年までは1割を下回っていたことを鑑みると、男性の育児休業取得率が劇的に改善傾向にあることがわかります。
- ・こどもは減少傾向にあるものの、保育の需要、特に0～2歳児保育の需要が高まっていることから、保育士の確保が急務です。
- ・母親の再就職等に向けた講座を託児付きで開催していますが、託児ボランティアの確保が課題となっています。
- ・企業や斡旋先と求職者のミスマッチから退職してしまうケースがみられることから、確実に就労につなげるために双方の希望等を上手く調整し、ミスマッチを減らす必要があります。
- ・【統計データ】令和2年の就業率を性別にみると、「男性」が64.9%、「女性」が49.7%となっています。また、令和2年の女性の就業率を年齢区分別にみると、20代前半から50代後半にかけて6～7割を超えて高くなっています。
- ・【統計データ】令和2年の6歳未満がいる共働き世帯割合は58.1%、18歳未満がいる共働き世帯割合は69.5%となっています。平成12年以降、いずれも上昇傾向にあるものの、特に6歳未満がいる共働き世帯割合の上昇幅が大きく、平成12年からの20年間で20.9ポイント上昇しています。
- ・【子育て調査】子育てをする上で、あればよいと思う周囲からのサポートとして、「子育て中の親同士の仲間作り」「父親の育児参加に関する意識啓発」、理想とする子どもの人数を産出するために必要だと思うこととして、「仕事と子育てを両立できる環境の充実」が挙げられています。こどもを育てるパートナーが互いに協力し、自分たちの仕事・家事・育児のスタイルを見つけられるよう、お互いが話し合い、地域や企業、行政、その他の支援者がそれぞれの立場で「共働き・共育て」を考える必要があります。
- ・【子育て調査】父親の就労状況は、就学前児・小学生ともに、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が9割を超えて最も多くなっています。一方で、母親の就労状況を「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と回答した人は、就学前児で約3割、小学生で約4割となっています。
- ・【子育て調査（就学前児）】育児休業の取得状況は、母親で「取得した（取得中である）」が約6割で最も多く、父親で「取得していない」が約8割で最も多くなっています。また、育児休業を取得していない理由は、母親で「子育てや家事に専念するため退職した」が約4割で最も多く、父親で「仕事が忙しかった」が4割を超えて最も多くなっています。
- ・【子育て調査（就学前児）】育児休業からの職場復帰時の短時間勤務制度の利用状況は、母親で「利用した」が4割を超えて最も多く、父親で「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）」が半数を超えて最も多くなっています。また、短時間勤務制度を利用しなかった理由は、母親で「短時間勤務にすると給与が減額される」が半数で最も多く、父親で「仕事が忙しかった」が半数を超えて最も多くなっています。

### 具体的な事業・取組

本市では、父親の育休を取得していない割合がアンケートの8割を占めているという結果を踏まえ、男女がともにいきいきと活躍できる環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進を踏まえた仕事・家庭・地域活動の充実等に向けた事業を実施します。

また、男性の家事・子育てへの参画の意識改革につながる事業を実施するなど、夫婦が相互に協力しながら子育てを行うことを応援するとともに、企業に対して仕事と子育てを両立できる労働環境づくりを促す取組や、女性の再就職や起業に向けた学習の支援などを実施します。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
民間保育所施設整備	緊急性・必要性を整理し、計画的に改築・改修などを行います。	保育支援課
幼稚園教諭・保育士の確保に向けた取組の推進	国や県の制度を活用しながら、処遇をはじめとする労働環境等の向上を図るための支援を行うとともに、官民の協働による人材確保に向けた検討を行うなど、幼稚園教諭・保育士の確保に向けた取組を推進します。	保育支援課
労働環境の改善	仕事と子育ての両立や男性の育児参加を促進するため、労働者福祉協議会・連合静岡と懇談会を実施し、労働環境の改善に努めます。	商工振興課
労働者福祉制度の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現のため、関係機関と協力し、長時間労働の抑制や、育児休業制度などの各種制度の普及啓発に努めます。	商工振興課 女性が輝く まちづくり推進室
女性の再就職や起業に向けた学習の支援	託児付きのパソコン講座、起業に関する相談やセミナーを開催し、女性の地域活動への参加や就職、再就職、起業を支援します。	商工振興課 女性が輝く まちづくり推進室
地域産業の育成強化 (企業誘致)	雇用機会を増やすことと生活基盤の安定を図るため、地域産業の振興と企業の誘致を進めます。	商工振興課
内職相談・斡旋	内職相談員による内職の紹介・相談を行います。	商工振興課
公共職業安定所との連携強化	雇用の確保・安定のため、公共職業安定所との連携を強化します。	商工振興課
子育て家族のリフレッシュ講座(再掲)	就学前のこどもの保護者を対象に託児付きの講座を実施し、保護者の心身の健康増進、男性の育児や家事への参画意識の醸成、家庭内の男女共同参画の促進を図ります。	女性が輝く まちづくり推進室
父親の育児参画応援事業	父親と母親の「家事や育児に対する意識のズレ」を解消し、協力して育児を行い、子育てを楽しめるように支援します。また、父親同士の交流の場をつくったり、企業などに働きかけ、男性の育児参加を促すための制度の周知に努めます。	健康増進課

## 数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
民間保育所施設整備 必要な施設に対する助成の実施	箇所	1 (増改築、2か年事業)	助成の実施
幼稚園教諭・保育士の確保に向けた取組の推進 保育士確保イベントへの参加・開催	回	2 (参加)	1 (開催) 3 (参加)

## (4) ひとり親家庭への支援

### 現状と課題

- ・厚生労働省の令和3年度全国ひとり親世帯等調査（推計値）によると、ひとり親世帯は134.4万世帯あり、そのうちの約9割が母子世帯となっています。また、母子世帯の86.3%、父子世帯の88.1%が就業中であるものの、正規雇用は母子世帯で約半数、父子世帯で約7割と差がみられます。そのため、母子世帯の年間就労収入は父子世帯の半分未満に留まっており、父子世帯に比べて母子世帯は経済的に厳しいことがわかります。
- ・社会情勢の変化や生活様式の多様化に伴い、ひとり親からの相談が複雑化する傾向にあることから、多方面からの支援が必要となるケースも増えています。
- ・令和6年11月分より児童扶養手当が拡充され、第3子以降の支給額の増額や所得制限限度額の緩和が行われました。
- ・【統計データ】令和2年のひとり親世帯数は893世帯で、内訳は「母子世帯」が796世帯、「父子世帯」が97世帯となっています。ひとり親世帯数は平成27年まで増加傾向にあったものの、令和2年に減少に転じています。
- ・【統計データ】令和5年度の児童扶養手当対象者数は1,079人、受給者数は905人で平成29年度以降、児童扶養手当対象者数・受給者数ともに減少傾向にあります。

### 具体的な事業・取組

ひとり親家庭の経済的自立やこどもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給や医療費助成、貸付制度の周知を行っているほか、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料助成事業など、ひとり親家庭の経済的負担を軽減する取組を実施します。

今後も、社会情勢や生活様式の変化により、多様化・複雑化するひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、経済的支援のほか、生活支援、就労支援等に取り組みます。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
児童扶養手当（再掲）	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上を図るため、児童扶養手当を支給します。	こども未来課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減し、生活の安定と児童の健やかな成長を図るため、ひとり親家庭等の医療費を助成します。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親家庭等の就労等に対する支援及び育児負担の軽減を図るため、ファミリー・サポート・センターの利用料を助成します。	こども未来課
ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成	ひとり親家庭等の児童が放課後児童クラブに通所しやすい環境とするため、放課後児童クラブの利用料を助成します。	こども未来課
ひとり親家庭等自立支援給付金自立支援教育訓練給付金（再掲）	ひとり親家庭の父親又は母親が、専門的な資格を取得するために修業する場合や、知識技術を取得するための講座を受講する場合に就職に役立つ技能や資格取得のために講座を受講する場合に給付金を支給します。	こども未来課
母子父子寡婦福祉資金（再掲）	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、ひとり親家庭のこどもが高校・大学等へ進学などをする際に、県の資金貸付制度を周知します。	こども未来課
ひとり親家庭支援相談	ひとり親家庭の父又は母の就業支援相談や貸付制度、生活や育児などの相談を行います。	こども未来課
要保護及び準要保護児童生徒援助（再掲）	経済的な理由で義務教育の就学が困難な児童生徒の保護者に、就学に係る費用を援助します。	学校教育課

### 数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
ひとり親家庭等の放課後児童クラブ利用料助成助成件数	件	113	113
ファミリー・サポート・センター利用料助成助成回数	回	155	155

## 第5章 子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制

## 第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### 1 教育・保育提供区域の設定

本市では、区域設定を行うにあたり、中学校区を基本単位に、隣接する複数中学校区の組み合わせを行い、区域を設定しています。

#### (1) 教育における提供区域について

以下の3点を考慮し、市内全域を1区域としています。

- ・教育施設の区域設定では、多くの幼稚園施設において送迎用バスを運行し、広域的な範囲をカバーしていること
- ・市の北部地域には教育施設数が1つであり、施設の設置状況が均一でない状況がみられること
- ・建学精神・教育理念への賛同といった、移動の容易性によらない利用希望が想定されていること

#### (2) 保育における提供区域について

以下の2点を考慮し、市の中でも特徴が異なる北部区域をまず1地区とし、残る南部地域を人口などに配慮し、市内を縦断する県道414号線を区切りに東西に分け、中央東地区・中央西地区としています。

- ・本市は南北に長い特徴を持つこと
- ・市を縦断する形で主要道路が敷かれていること

#### 【教育・保育の提供区域】

認定区分	提供区域	対象児童年齢
1号認定（教育）	1区域（全域）	3～5歳
2号認定（保育）	3区域	3～5歳
3号認定（保育）	3区域	0歳
		1歳
		2歳

【教育・保育の提供区域の概要】

認定区分	提供区域	区域図	概要	
1号認定	全域		対象中学	市内全 13 校
			中学生徒数	3,338 人
			人口	127,558 人 (令和6年4月1日時点)
			面積	389.08 km <sup>2</sup>
			人口密度	327 人/km <sup>2</sup>
2号認定・3号認定	北部区域		対象中学	井之頭 西富士 北山 上野 柚野
			中学生徒数	427 人 (全体に占める割合 約 13%)
			自然豊かな地域で、地区の大半が山林であり、白糸の滝や朝霧高原など、観光資源が集中した地域から構成。	
	中央西区域		対象中学	一中 三中 四中 芝川
			中学生徒数	1,470 人 (全体に占める割合 約 44%)
			県道 414 号線より西側の地域で、富士地区で最大級の商業施設を有する。旧芝川地域を含み、中央東地区と同様に市の中心的な地域。	
	中央東区域		対象中学	二中 大富士 富士根南 富士根北
			中学生徒数	1,441 人 (全体に占める割合 約 43%)
			県道 414 号線より東側の地域で国道 139 号線が南北を縦断し、住宅が密集する万野地区や小泉地区を含む地域などから構成。	

(令和6年5月1日現在)

(3) こども人口の見込み

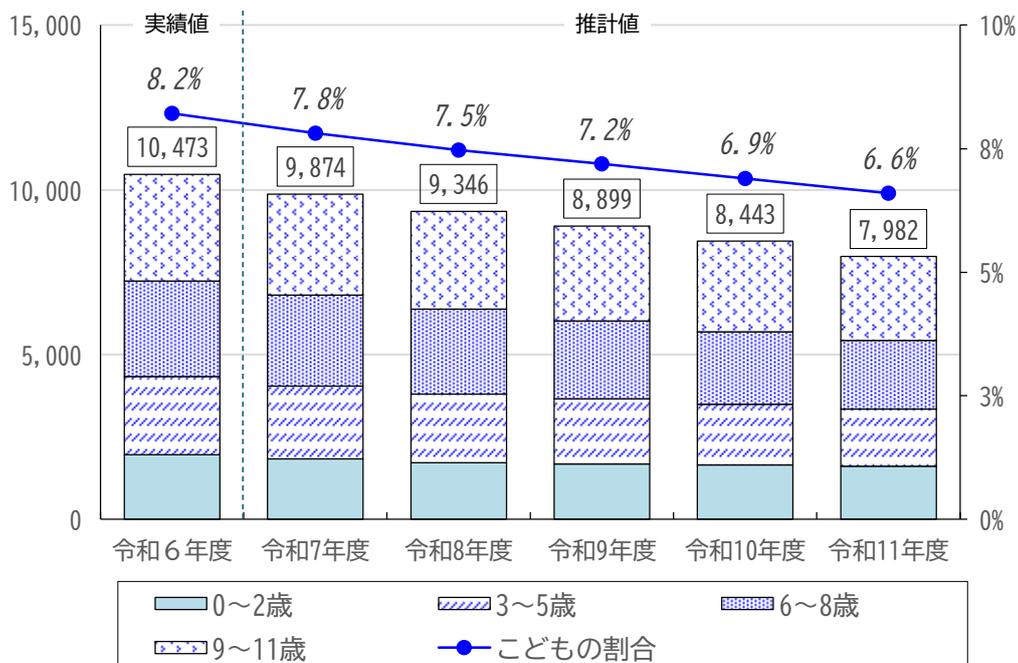
令和2年度から令和6年度（4月1日時点）の性別・各歳別の平均変化率を基本に、富士宮市の人口を推計すると、下表のとおりになります。

多くの自治体で人口減少が進んでいるなか、富士宮市においても毎年度1,200～1,400人程度の減少が継続すると見込まれ、計画期間の最終年度である令和11年度では121,003人と、令和6年4月時点（127,558人）より6,555人減少すると推測されます。

また、子ども・子育て支援事業に関係する11歳以下のこどもの人数は、いずれの年齢層も減少傾向で、令和11年度では7,982人、総人口に占めるこどもの割合は6.6%まで減少することが推測されます。

【人口推計】

	実績値	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総人口	127,558	126,330	125,062	123,748	122,395	121,003
子どもの人数	10,473	9,874	9,346	8,899	8,443	7,982
子どもの割合	8.2%	7.8%	7.5%	7.2%	6.9%	6.6%
9～11歳	3,241	3,066	2,970	2,882	2,752	2,560
6～8歳	2,896	2,766	2,572	2,360	2,200	2,075
3～5歳	2,373	2,211	2,086	1,977	1,845	1,735
0～2歳	1,963	1,831	1,718	1,680	1,646	1,612



【各歳児別人口推計】

年齢	実績値	推計値				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	577人	563人	551人	540人	529人	518人
1歳	676人	590人	575人	563人	552人	540人
2歳	710人	678人	592人	577人	565人	554人
3歳	702人	711人	679人	593人	579人	567人
4歳	801人	699人	708人	676人	591人	577人
5歳	870人	801人	699人	708人	675人	591人
6歳	912人	870人	801人	699人	708人	676人
7歳	991人	908人	866人	798人	696人	705人
8歳	993人	988人	905人	863人	796人	694人
9歳	993人	992人	987人	904人	862人	795人
10歳	1,083人	993人	992人	987人	904人	862人
11歳	1,165人	1,081人	991人	991人	986人	903人
0～2歳	1,963人	1,831人	1,718人	1,680人	1,646人	1,612人
3～5歳	2,373人	2,211人	2,086人	1,977人	1,845人	1,735人
6～8歳	2,896人	2,766人	2,572人	2,360人	2,200人	2,075人
9～11歳	3,241人	3,066人	2,970人	2,882人	2,752人	2,560人
合計	10,473人	9,874人	9,346人	8,899人	8,443人	7,982人

## 2 教育・保育の量の見込みと提供体制

本市では、令和6年12月現在、私立幼稚園が9箇所、公立保育園が13箇所、私立保育所が1箇所、私立認定こども園が10箇所、私立小規模保育所が8箇所、企業主導型保育所が5箇所あります。各園の入所状況は、歳児によって様々です。なお、令和7年4月から私立幼稚園の2箇所が認定こども園に移行し、2号認定の保育定員を設ける予定です。保育の多様なニーズや子育て支援事業に対応するために、公立保育園の多機能化を検討します。

### (1) 教育事業

#### ■ 1号認定（保育の必要性のない3歳から5歳の児童）

幼稚園及び教育・保育の機能を併せ持つ認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために年齢にふさわしい適切な環境を整え、心身の発達を助長することを目的としています。

#### 現状

令和6年4月1日現在で、新制度幼稚園は9箇所、認定こども園（幼稚園部）は10箇所となっています。1号認定の利用者数は減少しており、令和6年度では1,056人と、この5年間で446人少なくなっています。

実績	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
利用者数（人）	1,504		1,393		1,315		1,210		1,056	
実施箇所数（箇所） <幼稚園・認定こども園>	19		19		19		19		19	
	新制度未移行幼稚園	新制度幼稚園 認定こども園（幼稚園部）等								
	8	11	5	14	1	18	0	19	0	19

#### 今後の方向性

施設面では充足していますが、1号認定の利用者減少を鑑み、認定こども園幼稚園部、幼稚園での供給体制を維持できるよう、幼稚園の認定こども園への移行を含め、施設への支援を行っていきます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	991	928	883	827	781
供給（人）	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087
特定教育・保育施設	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087
新制度未移行幼稚園	0	0	0	0	0
供給－需要（人）	96	159	204	260	306

## (2) 保育事業

保育所、認定こども園（保育園部）及び小規模保育所などは、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

### ア 2号認定（保育が必要となる3歳から5歳の児童）

#### 現状

令和6年4月1日現在で、保育所は14箇所、認定こども園（保育園部）は10箇所です。令和7年度に幼稚園2箇所が認定こども園に移行します。利用者数は緩やかに減少し、1,385人です。減少はしているものの、出生数の減少に対して、保育を必要とする傾向は上向いています。

実績	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
利用者数（人）	1,567		1,564		1,522		1,426		1,385	
実施箇所数（箇所） <保育所・認定こども園>	24		24		24		24		24	
	保育所 (公・私)	認定こども園 (保育園部)								
	14	10	14	10	14	10	14	10	14	10

今後の方向性
--------

1号認定利用者の減少と保育を必要とする傾向から、幼稚園の認定こども園への移行が考えられます。供給体制として、既存施設の認定こども園への移行を支援するとともに、社会情勢を踏まえながら、公立保育園の在り方、定員調整及び統廃合等の検討を行い、全体の需給バランスを図ってまいります。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	1,271	1,199	1,135	1,060	998
供給（人）	1,767	1,767	1,767	1,767	1,767
供給－需要（人）	496	568	632	707	769

提供区域【北部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	192	178	159	148	136
供給（人）	203	203	203	203	203
供給－需要（人）	11	25	44	55	67

提供区域【中央西】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	493	447	420	392	376
供給（人）	816	816	816	816	816
供給－需要（人）	323	369	396	424	440

提供区域【中央東】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	586	574	556	520	486
供給（人）	748	748	748	748	748
供給－需要（人）	162	174	192	228	262

イ 3号認定（保育が必要となる0歳から2歳の児童）

現状

令和6年4月1日現在で、保育所は14箇所、認定こども園（保育園部）は10箇所、小規模保育所は8箇所、企業主導型保育所は5箇所となっています。令和6年4月の利用者数は846人で、人口に対する利用者数はいずれの歳児でも増加傾向にあり、特に1歳でその傾向が強くなっています。

実績		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
利用者数 (人)	0歳	197			173			191			186			157		
	1歳	403			391			371			377			399		
	2歳	445			450			439			415			420		
	合計	1,045			1,014			1,001			978			976		
実施箇所数（箇所） ＜保育所、認定こども園等＞		37			37			37			37			37		
		保育 教育	小規模	企業主 導												
		24	8	5	24	8	5	24	8	5	24	8	5	24	8	5

※0歳児の利用者数については、令和2年度～令和5年度は3月1日現在の利用者数。  
令和6年度は見込みを含んだ年度末の利用者数。

今後の方向性
--------

隣接地域への施設利用や、定員の弾力運用による対応と合わせて、既存施設の認定こども園への移行を支援するとともに、社会情勢の変化に注視しながら、公立保育園の在り方、定員調整及び統廃合等の検討を行い、全体の需給バランスの調整を図ります。

## 【0歳（市域全体）】

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	174	170	167	163	160
供給（人）	227	227	227	227	227
特定教育・保育施設	181	181	181	181	181
小規模保育事業	37	37	37	37	37
企業主導型保育事業（地域枠）	9	9	9	9	9
供給－需要（人）	53	57	60	64	67

## 【1歳（市域全体）】

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	377	343	335	329	322
供給（人）	413	413	413	413	413
特定教育・保育施設	354	354	354	354	354
小規模保育事業	51	51	51	51	51
企業主導型保育事業（地域枠）	8	8	8	8	8
供給－需要（人）	36	70	78	84	91

## 【2歳（市域全体）】

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	421	384	375	367	360
供給（人）	466	466	466	466	466
特定教育・保育施設	411	411	411	411	411
小規模保育事業	48	48	48	48	48
企業主導型保育事業（地域枠）	7	7	7	7	7
供給－需要（人）	45	82	91	99	106

## 【0歳（提供区域別）】

提供区域【北部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	21	20	20	18	18
供給（人）	27	27	27	27	27
特定教育・保育施設	27	27	27	27	27
小規模保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0
供給－需要（人）	6	7	7	9	9

提供区域【中央西】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	83	82	80	78	76
供給（人）	106	106	106	106	106
特定教育・保育施設	88	88	88	88	88
小規模保育事業	15	15	15	15	15
企業主導型保育事業（地域枠）	3	3	3	3	3
供給－需要（人）	23	24	26	28	30

提供区域【中央東】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	70	68	67	67	66
供給（人）	94	94	94	94	94
特定教育・保育施設	66	66	66	66	66
小規模保育事業	22	22	22	22	22
企業主導型保育事業（地域枠）	6	6	6	6	6
供給－需要（人）	24	26	27	27	28

## 【1歳（提供区域別）】

提供区域【北部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	37	33	31	29	28
供給（人）	50	50	50	50	50
特定教育・保育施設	50	50	50	50	50
小規模保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0
供給－需要（人）	13	17	19	21	22

提供区域【中央西】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	166	152	147	144	141
供給（人）	190	190	190	190	190
特定教育・保育施設	167	167	167	167	167
小規模保育事業	19	19	19	19	19
企業主導型保育事業（地域枠）	4	4	4	4	4
供給－需要（人）	23	38	43	46	49

提供区域【中央東】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	163	157	154	150	146
供給（人）	173	173	173	173	173
特定教育・保育施設	137	137	137	137	137
小規模保育事業	32	32	32	32	32
企業主導型保育事業（地域枠）	4	4	4	4	4
供給－需要（人）	10	16	19	23	27

## 【2歳（提供区域別）】

提供区域【北部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	37	34	31	30	29
供給（人）	55	55	55	55	55
特定教育・保育施設	55	55	55	55	55
小規模保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0
供給－需要（人）	18	21	24	25	26

提供区域【中央西】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	163	157	154	150	146
供給（人）	226	226	226	226	226
特定教育・保育施設	206	206	206	206	206
小規模保育事業	18	18	18	18	18
企業主導型保育事業（地域枠）	2	2	2	2	2
供給－需要（人）	63	69	72	76	80

提供区域【中央東】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	221	193	190	187	185
供給（人）	185	185	185	185	185
特定教育・保育施設	150	150	150	150	150
小規模保育事業	30	30	30	30	30
企業主導型保育事業（地域枠）	5	5	5	5	5
供給－需要（人）	△36	△8	△5	△2	0

【0歳～2歳の見込み保育利用率】

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定のこどもの利用定員数}}{\text{0～2歳のこどもの数}}$$

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0～2歳の人数（人）	1,831	1,718	1,680	1,646	1,612
3号認定の利用定員（人）	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106
保育利用率（%）	60.4	64.3	65.8	67.2	68.6

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

#### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、保育所等で通常の保育時間を超え、延長して保育を実施する事業です。

##### 現状

時間外保育事業（延長保育事業）は、令和6年度現在、すべての保育所で実施しています。利用者は令和3年度をピークに微減傾向にあり、令和6年度で690人となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用者数（人）	750	808	716	702	690
実施箇所数（箇所）	32	32	32	32	32

##### 今後の方向性

時間外保育事業対応のために保育士の配置をすることで、保育所の実利用定員分の提供が可能となるため、引き続き、現在の提供体制を維持していきます。

また、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、時間外保育事業の充実を図ります。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	764	714	686	654	628
供給（人）	764	714	686	654	628
供給－需要（人）	0	0	0	0	0
実施箇所数（箇所）	32	32	32	32	32

## (2) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育 など）

### ア 幼稚園における一時預かり事業

通常の教育時間の前後や長期休業中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

#### 現状

幼稚園等における一時預かり事業は、令和6年度現在、すべての19箇所の幼稚園等で実施しています。利用者は年度により増減があり、令和6年度では44,719人日となっています。

実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用者数（人日）	42,826	47,149	44,174	48,980	44,719
実施箇所数（箇所）	19	19	19	19	19

#### 今後の方向性

供給体制については充足しており、今後5年間においては現在の提供体制を維持・継続して保護者が利用しやすい環境づくりを推進していきます。

提供区域【全域】	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
需要（人日）	49,550	46,400	44,150	41,350	39,050
供給（人日）	49,550	46,400	44,150	41,350	39,050
供給－需要（人日）	0	0	0	0	0
実施箇所数（箇所）	19	19	19	19	19

## イ 保育所、地域型保育事業などにおける一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園、小規模保育所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 現状

保育所、地域型保育事業などにおける一時預かり事業は、令和6年度現在、すべての保育所で実施しています。利用者は令和3年度をピークに微減傾向にあり、令和6年度で2,300人日となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数（人日）	2,469	2,770	2,662	2,468	2,300
実施箇所数（箇所）	32	32	32	32	32

### 今後の方向性

供給体制については充足しており、今後5年間においては現在の提供体制を維持・継続して保護者が利用しやすい環境づくりを推進していきます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人日）	2,162	2,032	1,910	1,795	1,687
供給（人日）	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
供給－需要（人日）	2,158	2,288	2,410	2,525	2,633
実施箇所数（箇所）	34	34	34	34	34

### (3) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童が、集団での保育が困難な場合や、保護者の就労などの理由で養育できない場合に、適切な保育環境が確保される施設で児童を保育する事業です。

#### 現状

令和6年度現在、病児・病後児保育を1箇所を実施しており、利用者は年度により増減があり、令和6年度では110人日となっています。

また、アンケートの結果をみると、こどもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」の割合が8割弱となっています。その対処方法として、「母親が休んだ」との回答が最も多くなっており、母親又は父親が休んで対処した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した割合は約4割となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数（人日）	157	38	50	149	110
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1

#### 今後の方向性

令和5年9月から既存の市立大宮保育園の病後児保育室に併設して病児保育室を開設しました。アンケート調査から病児保育に関するニーズがうかがえることから、引き続き、既存の実施体制において受け入れを図ります。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人日）	1,541	1,463	1,389	1,319	1,253
供給（人日）	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
供給－需要（人日）	19	97	171	241	307
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1

## (4) 利用者支援事業

こどもが健やかに成長できる地域を実現するため、こども及びその保護者などが多様な教育・保育施設や子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

また、本市の利用者支援事業は、重層的支援体制整備事業の包括的支援事業に位置付けられており、相談や関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行います。

### 現状

平成30年度から基本型、母子保健型をそれぞれ実施しています。

実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数（箇所）	2	2	2	2

### 今後の方向性

こども又はその保護者の身近な場所で保健・保育・教育、その他の子育て支援の情報提供及び、必要に応じ相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を行っていきます。

また、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。支援にあたる窓口等の機能の強化と利便性を図るなど利用者支援を進めるとともに、関係機関と情報を共有するなど、連携して支援を行うネットワーク体制の強化を図ります。

また、地域子育て相談機関を設置し、こども家庭センターと連携を図ることで、より迅速な実態把握と適切な対応に努めます。

提供区域【全域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
実施箇所数（箇所）	2	2	3	3	5	5
基本型	1	1	2	2	4	4
こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1

## (5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを趣旨としています。

### 現状

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備を進め、令和6年度では33箇所で開催しています。利用者は増加傾向にあり、令和6年度で1,536人となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数（人）	1,504	1,467	1,440	1,571	1,536
実施箇所数（箇所）	32	32	31	32	33

### 今後の方向性

本市の放課後児童健全育成事業は、「公設民営」を基本に、クラブごとに設けられた「育成会」等に事業を委託する形で実施しています。既に、全小学校区（ニーズの少ない小学校区を除く。）への設置は完了していますが、少子化に伴い市内全体の児童数は年々減少していくものの、大規模校のある地域等では、今後も利用児童の増加が見込まれることから、各小学校区におけるニーズの把握に努め、施設整備計画に基づいた施設整備を実施します。「富士宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第18号）等の各基準を満たし、こどもたちが心身ともに健やかに成長し、放課後を良好な生活環境で過ごせる居場所としての役割を果たしていけるよう、また、本事業の安定した運営が確保できるよう、事業の充実を図ります。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	1,536	1,536	1,502	1,468	1,436
小学1年生	386	386	377	368	360
小学2年生	428	428	419	410	401
小学3年生	309	309	302	295	289
小学4年生	207	207	203	198	194
小学5年生	134	134	131	128	125
小学6年生	72	72	70	69	67
供給（人）	1,650	1,714	1,750	1,750	1,750
供給－需要（人）	114	178	248	282	314
実施箇所数（箇所）	33	34	34	34	34

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

病気、出産、仕事、育児上の心身のストレス等の事由により、家庭でこどもの養育が困難となった場合に、泊り（ショートステイ）又は日帰り（トワイライトステイ）で一時的に預かることで児童及び家庭の福祉の向上を図る事業です。

### 現状

令和5年度から当該事業を開始し、令和6年度現在、実利用者は10人、延べ利用者数は28人日となっています。

実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用者数（人日）	0	0	0	30	36
利用者実数（人）	0	0	0	7	18

### 今後の方向性

支援を必要としている家庭がより制度を利用しやすくなるように、事前に面談や情報提供を行います。

提供区域【全域】	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
需要（人日）	48	48	48	48	48
供給（人日）	48	48	48	48	48
供給－需要（人日）	0	0	0	0	0

### (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい人（委託会員）と当該援助を行いたい人（受託会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

#### 現状

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の活動回数は、やや減少傾向で、令和6年度では2,246回となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活動回数（人日）	4,139	3,484	2,109	2,631	2,246
受託会員実数（人）	29	27	24	29	20
受託会員登録数（人）	220	178	181	187	189

#### 今後の方向性

本市では、アドバイザー1人をこども未来課に配置し、会員同士の連絡・調整を行うとともに、サブ・リーダーとして受託会員の中から5人をお願いし、アドバイザー不在の時でも対応できるようになっています。ニーズに対する供給体制は確保されており、引き続き、受託会員の確保に努めます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人日）	2,868	2,910	2,932	2,943	2,948
供給（人日）	2,868	2,910	2,932	2,943	2,948
供給－需要（人日）	0	0	0	0	0

## (8) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とし、親子で楽しく遊んだり、親同士の情報交換をしたり、専門の保育士への育児相談もできる事業です。

また、本市の地域子育て支援拠点事業は、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業に位置付けられており、介護、障害、子ども、生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、こどもの育ち・親の育ちを支援するため、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図ります。

### 現状

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の延べ利用者数は、令和5年度で29,275人です。

また、アンケート調査の結果をみると、地域子育て支援センターを利用している割合は約2割となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数（人日）	17,998	20,414	23,150	29,275	25,884
実施箇所数（箇所）	7	7	7	7	7

### 今後の方向性

本市では、現在、直営で3箇所、業務委託で4箇所の計7箇所を開設しています。今後も未利用者の利用促進を図るため、地域子育て支援センターの実施内容について広く周知啓発するとともに、より気軽に利用できる施設となるよう、他の事業との連携に加え、施設の改修等を含めた施設整備を行うなど、事業内容の充実を図ります。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人日）	29,359	29,359	29,359	29,359	29,359
供給（人日）	29,359	29,359	29,359	29,359	29,359
供給－需要（人日）	0	0	0	0	0
実施箇所数（箇所）	7	7	7	7	7

### (9) 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的としています。

#### 現状

乳児家庭全戸訪問数は、年々減少しており、令和6年度で560人となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数（人）	715	714	681	573	560

#### 今後の方向性

健康増進課の保健師又は助産師が各家庭を訪問し、育児の相談や、予防接種、健診などの説明をしています。今後も、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐことにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保に努めます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	563	551	540	529	518
<b>実施体制 (確保方策)</b>	実施機関：健康増進課 実施体制：保健師又は助産師による全数訪問				

**(10) 養育支援訪問事業**

育児ストレス、産後うつ病、虐待などが社会問題になっています。乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関からの情報などにより把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭や、不適切な養育状態にある家庭、又は出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、養育に関する支援を行うことにより、養育環境の維持・改善、家庭の養育力の向上を図ります。

**現状**

養育支援訪問数は、令和4年度までは減少していましたが、令和5年度には増加に転じ、令和6年度においては474人となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ訪問数（人）	458	542	339	438	474

**今後の方向性**

健康増進課（保健センター）の保健師又は助産師が各家庭を訪問し、支援が必要な家庭への継続的な支援を行い、児童福祉や母子保健、学校教育、地域など複数の観点から関係機関と連携して、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	470	460	450	440	430
<b>実施体制 （確保方策）</b>	実施機関：健康増進課 実施体制：保健師又は保育士等による養育支援の必要者への訪問				

## (11) 妊婦健康診査事業

母子ともに安全・安心な出産を迎えられるよう、妊婦健康診査に係る費用を助成します。

## 現状

妊婦健康診査の延べ受診件数は年々減少しており、令和6年度で6,336件となっています。

実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ受診件数（件）	8,561	8,659	8,359	7,156	6,336

## 今後の方向性

経済的な負担の軽減及び妊娠中の健康管理に努めるとともに、妊娠中から支援の必要な妊婦の把握に努め、関係機関と連携し支援の充実を図ります。

提供区域【全域】	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量（件）	6,180	6,048	5,928	5,808	5,688
実施体制 (確保方策)	実施機関：市が産婦人科医療機関及び助産所に委託 実施体制：健診実施機関から結果報告により、健康増進課の保健師等が必要な支援を実施				

### (12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

0～18歳未満を対象に、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。

#### 今後の方向性

訪問に従事する人員を確保するため、研修を行い実施事業所の拡大を図ります。また、関係機関と連携できる体制づくりに努めます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人日）	26	25	24	23	22
実施体制（確保方策）	実施機関：市が委託する事業所 実施体制：保健師等が必要と判断した家庭に対し、支援事業所が支援を実施				

### (13) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行います。

#### 今後の方向性

事業対象となる児童の把握に努めるとともに、児童育成支援拠点事業の設置・運営を行う法人を随時募集し、第3期計画期間内での事業実施に努めます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	20	20	20	20	20
実施体制（確保方策）	実施機関：こども未来課				

**(14) 親子関係形成支援事業【新規】**

子育てをする親子を対象に、子育て仲間をつくり、少し先を見通した育児知識を伝え、母親が精神的に安定して赤ちゃんと向き合える環境をつくることを目的に参加者中心型の親子支援プログラムを実施し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

**今後の方向性**

事業対象となる乳児世帯への周知に努め、親子の関係形成の構築を図ります。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	40	39	37	35	34
<b>実施体制 (確保方策)</b>	実施機関：健康増進課 実施体制：保健師等				

**(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】**

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。

**今後の方向性**

妊娠届出時面談や出産前面談、出産後の訪問などにより、妊婦や児の健康状態や養育環境を確認し、個々の状況に寄り添った支援へとつなげます。なお、1人あたり面接回数は3回/年で計上しています。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人回）	1,545	1,512	1,482	1,452	1,422
<b>実施体制 (確保方策)</b>	実施機関：健康増進課 実施体制：保健師又は助産師				

### (16) 乳児等通園支援事業【新規】

保育園等に通っていない0歳6か月から3歳未満のこどもを対象として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、内閣府令で定める月一定時間までの利用枠の範囲内で、保育所（園）や幼稚園などを利用する制度です。こどもは家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会を得ることで社会性が育まれ、こどもの健やかな成長を促します。また、保護者には子育てに関する情報提供や相談を行います。

#### 今後の方向性

令和8年度からの本格実施に向けて必要な受け皿を確保するとともに、試行実施自治体や近隣の市町の実施状況や既存の類似事業を整理し、実施していきます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	59	57	55	55	53
0歳児	26	26	25	25	24
1歳児	16	16	15	15	15
2歳児	17	15	15	15	14
供給（人）	16	57	55	55	53
0歳児	8	26	25	25	24
1歳児	4	16	15	15	15
2歳児	4	15	15	15	14
供給－需要（人）	△43	0	0	0	0

### (17) 産後ケア事業【新規】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。

#### 今後の方向性

必要な時にケアが受けられるよう、母子保健事業においてニーズを把握し、必要な人にサービスが提供できる体制を整備します。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人日）	492	484	473	463	455
実施体制 (確保方策)	実施機関：市が委託する事業所(実施機関からの結果報告により、健康増進課の保健師等が必要な支援を行います。) 実施体制：保健師又は助産師				

### (18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び新制度未移行幼稚園における副食材料費に要する費用の補助を行う事業です。新制度未移行幼稚園における副食材料費に要する費用の補助については、令和元年10月1日の幼児教育・保育の無償化を機に実施しています。

### (19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。新たに整備・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行います。

## 第6章 計画の推進に向けて

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

#### (1) 計画の周知・啓発

本計画は、こども、子育て家庭、若者を主な対象としています。そのため、まずはこの主な対象が本計画の存在を知り、必要に応じて公的な相談や支援につながるができる環境を整えます。また、本計画の理解が難しいこどもに対しては、行政や学校はこどもを守る立場にあることを根気強く伝え、困った時に頼ってもらえる関係性の構築を目指します。さらに、保育・教育施設や民間団体にも本計画の周知を図り、共通の認識をもった上で事業を行えるようにします。

しかし、こども・若者等を地域で支え、健全な成長を促すためには、計画の主な対象以外にも広く本計画について周知することが大切です。子育てに追われて家にこもりがちとなる親子や独りで悩みを抱え込む若者もいることから、周囲が異変に気が付いて適切な支援につなげることで、助かる人もいと考えられます。そこで、市民や企業・事業所等に対して広く本計画の周知を図るとともに、地域としてこども・若者等を守るという意識の向上に努めます。

#### (2) 推進・連携体制の構築

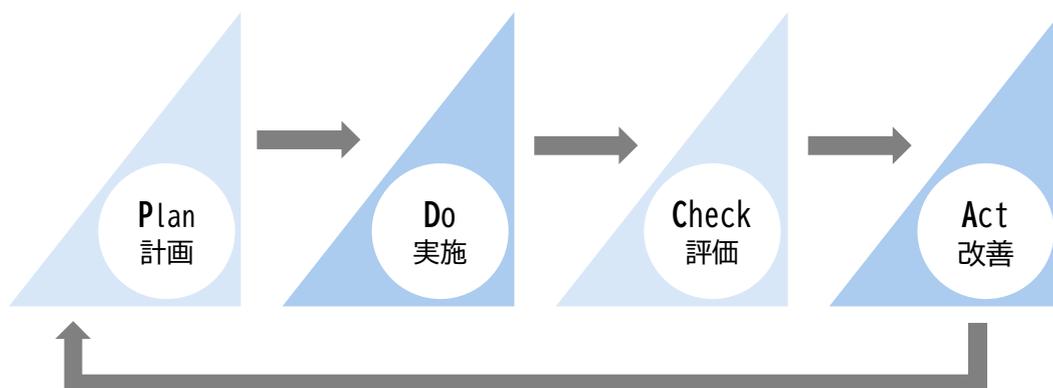
本計画はこども・若者等の生活に関わる事項を広く網羅していることから、本計画に記載されている取組は多分野にわたっています。そのため、こども・若者等からの相談を確実に適切な支援につなげるためには、庁内各課同士が横断的に連携することが重要となります。

また、民間団体や関係機関との連携体制を強化することで、支援までにかかる時間を短縮したり、より適した支援を提供したりできるように努めます。

場合によっては、緊急対応を要する事態も考えられることから、官民間わずにスムーズな連携ができるよう、日頃から良好な関係性の構築に努めます。

#### (3) 計画の進捗管理（PDCAサイクル）

本計画に記載されている取組は、富士宮市こども・若者支援推進本部及び富士宮市子ども・子育て会議において進捗が管理され、適切に推進されているかが評価されます。この一連の進捗管理には、PDCAサイクルが活用されます。計画（Plan）した取組を実施（Do）し、その効果の評価（Check）します。評価によって改善（Act）が必要だと判断される場合には改善を加え、再び取組が計画・実施され、さらにその効果が評価されます。このサイクルを繰り返すことで、実効性のある取組を継続的に実施できるようになります。



# 資料編

## 資料編

## 1 策定経過

年月日	内容
令和6年3月1日 ～3月20日	子育て支援に関するアンケート調査 実施
令和6年5月22日	第1回富士宮市子ども・子育て会議 開催 (1) 富士宮市子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果について (2) 就学前教育・保育施設の状況について (3) 富士宮市こども計画について
令和6年7月9日 ～8月13日	若者の生活や少子化等に関するアンケート調査 実施
令和6年9月7日	富士宮市がこんなまちになったらいいな ♪ ワークショップ 開催
令和6年10月17日 ～10月31日	こども・若者の居場所等に関するアンケート調査 実施
令和6年10月21日	第2回富士宮市子ども・子育て会議 開催 (1) 若者の生活や少子化等に関する調査結果について (2) 「富士宮市がこんなまちになったらいいな♪」ワークショップについて (3) 第2期富士宮市子ども・子育て支援事業計画の施策・事業評価について (4) 将来推計と各事業のニーズ量について (5) 公立保育園定員減少について
令和6年11月2日	二十歳を迎える方と市長が語る会 開催
令和6年12月19日 ～12月22日	居場所づくり関係者へのヒアリング調査 実施
令和7年1月20日	第3回富士宮市子ども・子育て会議 開催 (1) 富士宮市こども計画の素案の検討
令和7年●月●日	パブリックコメント 実施 (意見●件)
令和7年●月●日	●

## 2 子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 10 月 22 日  
富士宮市条例第 28 号

### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、富士宮市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(一部改正〔令和 5 年条例 9 号〕)

### (組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

### (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第 4 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 子育て会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 子育て会議は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

### (庶務)

第 6 条 子育て会議の庶務は、保健福祉部こども未来課において処理する。

(一部改正〔令和 5 年条例 25 号〕)

### (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

### 附則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

(富士宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富士宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 45 年富士宮市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(令和 5 年 2 月 22 日条例第 9 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 12 月 7 日条例第 25 号)抄

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 3 子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	氏名	団体名等	備考
1	吉田 智昭	幼稚園の代表	委員長
2	足立 武裕	認定こども園の代表	副委員長
3	神山 か代子	小規模保育施設の代表	
4	高木 法勤	幼稚園保護者代表	
5	渡邊 勇介	認定こども園保護者代表	
6	佐藤 麻美	公立保育園保護者代表	
7	遠藤 裕美	富士宮市PTA連絡協議会の代表	
8	譽田 一徳	主任児童委員連絡会の代表	
9	佐野 智史	児童クラブ育成会の代表	
10	鴨狩 美枝	社会福祉協議会	
11	加納 永子	子育て支援団体の代表	
12	河村 千文	事業者の代表	
13	佐野 宣子	公立保育園の代表	

## 富士宮市 こども計画

令和7年3月 発行  
富士宮市 こども未来課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地  
TEL : 0544-22-1146 FAX : 0544-22-1401